



北海道

農業農村整備事業

# 設計変更の手引き

令和8年4月

北海道農政部農村振興局事業調整課

余白

## 「農業農村整備事業設計変更の手引き」の改正について

農業農村整備事業の実施にあたり、これまでも業務の円滑化のため「設計変更の手引き」のほか「設計変更事例集」の作成や手続き方法の変更、必要な様式について改正し業務執行の参考としてきたところです。

今般、出納局による軽微要領の増減見込額の累計拡大の動きや、振興局からの設計変更手続きの簡素化の要望、職員の負担軽減に向けた検討を行い、事務処理の低減と迅速化を図ることを目的に、重要な変更等を除き軽微な設計変更の範囲内において、「工事内容の変更指示書」による、変更部分の工事着手を可能とする新たな設計変更の手続きを導入しました。

本書では、工事内容の変更指示書に関する事務処理を追記し工事監督員、契約担当者が分かりやすく利用できるよう「新たな設計変更の手引き」として取りまとめました。

つきましては、設計変更手続きが効率的に行われるよう本書の活用をお願いします。

令和 8 年 4 月

余白

## 農業農村整備事業設計変更の手引きについて（通知）

平成26年4月1日事調第1242号  
農政部長から各（総合）振興局長あて

沿革 平成26年4月1日事調第1242号  
一部改正 平成28年12月14日事調第873号  
一部改正 令和2年（2020年）3月30日事調第1523号  
一部改正 令和4年（2022年）9月5日事調第533号  
一部改正 令和8年（2026年）4月3日事調第1655号

設計変更の円滑化を図るため農業農村整備事業設計変更の手引きを制定したので、適切に事務処理を行ってください。

なお、「道営農業農村整備事業における請負工事の設計変更について」（平成17年3月30日付け設計第838号事業調整課長、設計課長通知）は廃止します。

農村振興局事業調整課  
事業契約グループ  
設計施工グループ

余白

# 設計変更の手引き

第Ⅰ編 設計変更の手引き

第Ⅱ編 設計変更事例集

第Ⅲ編 関連通知集

余白

# 第 I 編

## 設計変更の手引き

余白

# 第 I 編 設計変更の手引き 目次

## 【工 事】

1	はじめに .....	I - 1
2	設計変更と契約変更 .....	I - 1
	(1) 設計変更と契約変更	
	(2) 発注者・受注者の留意事項	
	(3) 設計変更に係わる資料の作成	
3	設計変更の契約条項の説明 .....	I - 5
	(1) 設計変更に係る契約上の取り決め	
	(2) 主な条項の解説	
4	設計変更の種類及び変更指示 .....	I - 9
	(1) 設計変更の定義	
	(2) 概数の確定による設計変更	
	(3) 工事内容の拡大に伴う設計変更	
	(4) 工事内容の変更指示書	
	(5) 設計変更等の区分別の変更内容	
5	設計変更のフロー図 .....	I - 13
	(1) 設計変更の適用条項選択フロー図	
6	設計変更の手順 .....	I - 14
6 - 1	概数の確定による設計変更 .....	I - 14
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
	(3) 概数の工種別運用例	
6 - 2	契約書第 17 条による設計変更 .....	I - 21
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
6 - 3	契約書第 18 条による設計変更 .....	I - 23
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
6 - 4	指示書による変更提示 .....	I - 25
	(1) 変更提示の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	

6-5	工事の一時中止	I-27
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
6-6	工期の変更	I-29
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
7	設計変更書類の作成について	I-31
7-1	設計変更上申書	I-31
7-2	設計変更理由書	I-31
7-3	設計変更概要表	I-32
7-4	設計変更書類等の記載例	I-33
8	設計変更に係るQ&A	I-43
8-1	概数に関する質疑について	I-43
8-2	拡大設計変更に関する質疑について	I-49
8-3	契約書第17・18条(変更指示書含む)に関する質疑について	I-51
9	指定と任意の考え方	I-53
	(1) 仮設工の定義	
	(2) 指定仮設と任意仮設	
	(3) 設計変更の取扱い	
10	不可抗力による損害の取扱い	I-55
	(1) 工事中に受けた損害の負担	
	(2) 工事中災害であるための前提	
	(3) 損害の負担範囲	

# 第 I 編 設計変更の手引き 目次

## 【委 託】

1	はじめに .....	I - 57
2	設計変更と契約変更 .....	I - 57
	(1) 設計変更と契約変更	
	(2) 委託者・受託者の留意事項	
	(3) 設計変更に係わる資料の作成	
3	設計変更の契約条項の説明 .....	I - 61
	(1) 設計変更に係る契約上の取り決め	
	(2) 主な条項の解説	
4	設計変更の種類 .....	I - 66
	(1) 設計変更の定義	
	(2) 概数の確定による設計変更	
	(3) 軽微な設計変更	
	(4) 設計変更等の区分別の変更内容	
5	設計変更のフロー図 .....	I - 68
	(1) 設計変更の適用条項選択フロー図	
6	設計変更の手順 .....	I - 69
6 - 1	概数の確定による設計変更 .....	I - 69
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
	(3) 概数の工種別運用例	
6 - 2	契約書第 17 条による設計変更 .....	I - 75
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
6 - 3	契約書第 18 条による設計変更 .....	I - 77
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
6 - 4	軽微な設計変更 .....	I - 79
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	

6-5	業務の一時中止	I-81
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更手続きのフロー図	
6-6	委託期間の変更	I-83
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
7	設計変更書類の作成について	I-85
7-1	設計変更上申書	I-85
7-2	設計変更理由書	I-85
7-3	設計変更概要表	I-86
7-4	設計変更書類等の記載例	I-87
8	設計変更に係るQ&A	I-95
8-1	概数に関する質疑について	I-95
8-2	契約書第17条・第18条に関する質疑について	I-98
8-3	軽微変更に関する質疑について	I-99

# 第 I 編

## 設計変更の手引き

【工事】

余白

## 1 はじめに

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、農業土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現場の自然条件・環境条件の下で施工されるという特殊性を有しており、常に設計図書と工事現場の不一致による設計変更等の問題発生が懸念される。そのため当初積算時に予見出来ない事態の変化や制約条件については、その前提条件を明示し、当初予見できない問題に対して受注者の的確な協議と発注者の迅速な対応により、設計変更を行う必要がある。

本資料は、設計変更の手続き等を円滑に行うため、既存の通知を踏まえ設計変更の手続き方法や留意事項について取りまとめた手引き書である。

## 2 設計変更と契約変更

### (1) 設計変更と契約変更

#### ア 設計変更と契約変更

契約の変更とは、給付の内容、契約金額、契約当事者、危険負担、違約金の額など契約の内容を変更することをいう。

ここでいう契約の変更は、単に民法第513条に規定するところの債務の要素に変更ある場合だけに限らず、これら以外の変更（契約の同一性を失わない範囲の変更）、すなわち、規格、数量、請負代金、代金支払時期、危険負担、竣工期限、契約保証金・違約金などの変更をも含む。

設計変更とは、建設工事の施工に当たって契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において当該工事の設計仕様の一部を変更することである。

契約の目的（工事内容の同一性）とは、受注者が、①工事内容を ②落札金額で ③工期までに ④工事場所に建設することをいい、工事内容とは、①仕様書 ②設計図で示された工事量、構造、仕様等ということができる。

工事の請負契約においては、当初の設計・仕様書どおりに施工することが困難な事例が多い。土木工事は、風雨などの気象条件によって大きい影響を受けることが多く、また、工事の内容として土砂や岩石を対象とすることが多いので、施工数量などが変更となる事例が少なくない。農業農村整備事業の工事の施工についても、絶えず変化する施工条件の中で実施されており、工事途中で当初設計時の想定と異なる事象の発生は当然起こり得ることである。

また、工事価格の適正な設定は、当初発注時のみでなく、工事期間を通じて確保されることが不可欠であり、施工条件の変化に伴う設計変更は不可避的である。

工事途中で当初設計時の想定と異なる事象が発生した場合には、発注者が変更することを決定し、工期・請負代金額も変更となる可能性が高いことから、北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の別記（第10条関係）建設工事請負標準契約書式契約書（以下、「契約書」という。）第1条において発注者及び受注者は設計図書に従い誠実に履行する（双務契約）ことを明記するとともに、契約書第17条等において、受注者からの通知を義務づけている。

このような施工条件の変化に迅速・適切に対応（設計変更）するためには、契約の根幹となる施工条件をあらかじめ明らかにしておくことが極めて重要である。

#### イ なぜ設計変更を行わなければならないか

請負代金額は、公示された設計図書（図面・仕様書等）に従って受注者が見積り、決定される。

適正な請負代金額を見積るためには、でき得る限り具体的な内容を公示し、必要な見積期間（1件の予定価格が5,000万円以上15日以上、5,000万円未満10日以上）を設定

しておかなければならない。

具体的な内容を公示するという事は、受注者に対して見積条件を明確にすることであり、さらには、工事をこの条件に従って施工しなければならないということである。

これらの条件とは、設計時点における測量調査の結果及び予想される施工条件等のことであるが土木工事では、当初の条件どおり工事を進められない事態を生じることがある。

この事態が生じる原因としては

- a) 工期が長期にわたること
- b) 屋外で施工するため、気象等の影響を受けること
- c) 調査に過大な努力、費用をかけるよりは、結果で判断・決定する方が有効な場合

などが上げられ、この結果として施工の途中で条件が変われば、それは受注者にとっては当初の見積条件が変わったことになる。

同時に、発注者の立場からすると、条件が変わることによって、工事内容を変更する必要が生じたり、場合によっては、工事の打切りなどの必要が生じることもある。

このため、当初設計の施工条件が変わることになれば、工事内容の変更、つまり設計変更を行って、請負代金額を変更することになる。

これを行わなければ、受注者が不当な損害を被る場合や、発注者が不必要な金額を支出する場合が生ずることになる。

以上のほかに、発注者の都合で工事内容を変更することがある。発注者は、工事目的物について、その規模、構造、仕様等を十分検討し設計を行い、請負契約を締結しているが、工事の施工途中において、その判断を変更せざるを得ない事態が生ずることがある。その場合は前に述べた工事の施工条件の変更等による工事内容の変更とは異なり、自らの意志で工事内容を変更しなければならない。

また、公共工事の施工は予算に基づいてなされており、請負代金額の増減や発注者が必要な費用等を負担しなければならない事態が生じたとき、予算の執行残額が少ないときは予算外の義務を負担する結果となり、会計制度の面からみて適正なこととはいえないので、そのような場合には工事内容を変更し、当初の請負代金額または発注者の負担し得る範囲内の増額等に相当する工事内容とする必要がある。

## ウ 契約変更、設計変更の限界

当初契約を競争入札によったものの契約条項を変更することは、軽微な事項を除いては原則として許されない。

なぜならば、競争入札によった契約では、契約のすべての事項は入札の条件となったものであるから、軽微の事項は別として、これを契約締結後に変更することは、競争入札に付した目的、趣旨に反し、地方公共団体の側に不利益となるおそれがあるからである。

また、設計変更は施工条件等の変更による場合の他は発注者の自由な意志で行うことができる。しかし、当初契約が一定条件のもとに競争入札等に付されたものである以上、その内容を安易に変更するのは好ましくない。

したがって、例えば、契約の目的の規格、数量、対価の額、対価支払の時期、危険負担、竣工期限、契約保証金、違約金、支給材料、部分払等に関する事項は、当初各入札者が入札をする際の条件として、入札価格算定の基準となったものであるから、これらを契約締結後に変更することは許されない。

入札参加者は同一条件のもとに請負代金を算出し入札に臨んだものであり、これら変更を当初入札に付する時になしていたとすれば、他にもっと有利な入札をした者があつたかも知れないからである。

つまり、契約変更、設計変更は工事施工上やむを得ないとき、あるいは住民の福祉からみて必要と認められる場合に限り行い得るもので、みだりに許容されるべきものではない。

この他に、契約理論上から設計変更の限界が考えられる。

設計変更には、質的な変更と量的な変更とがある。質的な変更とは、当初契約にはない工種が追加されるとか、あるいは当初あった工種が消滅したとかの変更であり、その内容により軽微とみなされる変更から重大な変更まで多様な変更の形態が考えられる。例えば、道路工事として契約したが、道路をとりやめ橋梁工事に変更しようとする場合は重大な変更にあたる。

質的な変更でも重大な変更にあたる場合は、契約の目的が変更される（契約の要素の変更）ので設計変更は許されず、新しい契約とみなされる。

量的変更とは、工事費の増加および減少による設計変更である。この場合は、契約目的に変更はないので設計変更は許されるが、契約書第 45 条の規定により工事内容を変更したため請負代金が3分の2以上減少したときは受注者に契約解除権があることから、著しい量的変更にあたる場合は契約の同一性を失うものとして設計変更はできないと解される。

## (2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は、設計積算にあたっては、工事を施工するにあたって必要な条件を明示するよう徹底する。また、工事実施にあたっては、契約書第 17 条、第 18 条に基づき適正な手続きを行う必要がある。

受注者においては、入札にあたっては契約図書をよく確認のうえ、疑義があるときには説明を求めることができる。また、工事の着手にあたっては設計図書を照査し（「設計図書の照査手引き」平成 23 年 1 月 12 日付け事調第 1106 号事業調整課技術管理担当課長通知参照）、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。

また、適切な設計変更手続きなどが行われるように、設計変更確認会議や工事円滑化会議を活用する。

なお、設計変更については次のようなケースがある。

### ア 速やかに設計変更を行うケース

以下に該当する場合、速やかに設計変更手続きを行う。

- ・ 重要な変更
- ・ 工事量の増減（拡大設計変更を含む）
- ・ 工期の変更を必要とするもの
- ・ その他必要と認めたとき

受注者から求めがあった場合

新たに再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が必要になった場合

新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合

新たに支給材、貸与品を使用させることになった場合

新たに跡請保証を付すことになった場合

### イ 設計変更を行うことの出来ないケース

以下のような場合においては、原則として設計変更できない。なお、災害時等緊急の場合はこの限りではない。

- ・ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ・ 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。
- ・ 建設工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経っていない場合。
- ・ 正式な書面（工事施工協議簿等）によらない事項（口頭での指示・協議等）の場合。

## ウ 設計変更を必要としないケース

- ・受注者の任意の都合による提案を発注者が「承諾」して施工した場合

## エ 設計変更を行うことが可能なケース

次のような場合においては設計変更を行うことができる。

- a) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（契約書第 17 条第 1 項 2 号）
  - ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合。
  - ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
  - ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員に関する一切の条件明示がない場合。
- b) 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第 17 条第 1 項 3 号）
  - ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。
  - ・仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない場合。
  - ・仮締切である大型土のうの参考図は明示されているが、河川条件等の設計条件の明示がない場合。
- c) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合（契約書第 17 条第 1 項 4 号）
  - ・設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合。
  - ・設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合。
- d) 発注者が変更の必要があると認める場合（契約書第 18 条）
  - ・関係機関等との協議結果により変更を行う必要がある場合
  - ・工事内容を拡大する必要がある場合
- e) 自然的若しくは人為的な事象で受注者の責めに帰すことができない場合で工期若しくは請負代金額の変更の必要があると認める場合（契約書第 19 条第 3 項）
  - ・当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合、又は受注者の責によらず工事を中止せざるを得ない場合

など

## (3) 設計変更に係わる資料の作成

### ア 設計照査に必要な資料の作成

受注者は、当初設計等に対して契約書第 17 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成については受注者が行う照査の範囲であり、契約変更の対象としない。

受注者による「設計図書の照査」範囲を超えると考えられる事項・事例は次のとおり。

- ① 現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断面の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面

作成が必要となるもの。

- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
  - ⑨ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
  - ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
  - ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
  - ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ※「設計図書の照査の手引」による

#### イ 設計変更するために必要な資料の作成

契約書第 17 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 17 条第 5 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に対応される場合、以下の手続きにより実施するものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について、協議の上、発注者が書面により指示する。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については契約変更の対象とする。

### 3 設計変更の契約条項の説明

#### (1) 設計変更に係る契約上の取り決め

(北海道建設工事執行規則別記 建設工事請負標準契約書による)

施工条件の変更に伴う契約上の取り決めについては、契約書の中に各条がある。

- 第 7 条 . . . . . 特許権等の使用
- 第 14 条 . . . . . 支給材料及び貸与品
- 第 16 条 . . . . . 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- 第 17 条 . . . . . 設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等
- 第 18 条 . . . . . 設計図書の変更
- 第 19 条 . . . . . 工事の中止
- 第 20 条 . . . . . 受注者の請求による工期の延長
- 第 21 条 . . . . . 発注者の請求による工期の短縮等
- 第 22 条 . . . . . 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- 第 25 条 . . . . . 臨機の措置
- 第 26 条 . . . . . 一般的損害
- 第 27 条 . . . . . 第三者に及ぼした損害
- 第 28 条 . . . . . 不可抗力による損害
- 第 29 条 . . . . . 請負代金額の変更に代える設計図書の変更
- 第 32 条 . . . . . 部分使用
- 第 40 条 . . . . . 契約不適合責任

#### (2) 主な条項の解説

契約書の各条のうち、実際に現場で取扱う頻度の高いものの解説は次のとおり

#### ア 設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等 (契約書第 17 条)

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計

図書に示された施工条件が実際の工事現場と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等においては、受注者はその旨を発注者に通知しなければならない。通知を受けた発注者は調査を行い必要があるときは、設計図書を訂正又は変更し、工期又は請負代金額の変更等を行うべきことを規定したものである。

**a) 受注者の通知義務（契約書第17条第1項）**

第1項は、設計図書と工事現場の不一致の場合など列挙された事実が発見された場合には、現場代理人は、工事監督員に書面により通知して、工事監督員による確認を求めなければならないことを規定している。第1項各号に掲げられた事項をめぐっては紛争が生じやすいだけでなく、契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要である。現場代理人が工事監督員に通知しなければならない事実は、次のとおりである。

条件変更の理由	解 説	適用条項
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	設計図書自体（図面、仕様書、現場説明書）及び現場説明に対する質問回答書の内容がそれぞれ一致していない場合をいう。	第17条 第1項第1号
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に記載ミスまたは記入もれがあること、表示すべきことが表示されていない場合をいう。	第17条 第1項第2号
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。	表示が不十分、不正確、不明確で、実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合等をいう。	第17条 第1項第3号
(4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。	掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状について設計図書の表示と異なる場合、又は自然的な施工条件（地質・湧水等の状態、地下水の水位等）、人為的な施工条件（地下埋設物・地下工作物・土取場・土捨場・通行道路の指定等）が設計図書の表示と異なる場合をいう。	第17条 第1項第4号
(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。	自然的な施工条件が明示されておらず、しかも工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、たとえば一部に軟弱な地盤があったり転石があったなどが考えられ、特殊な場合としては、酸欠空気又は有毒ガスの噴出等がある。 人為的な施工条件としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や第三者による事業の妨害などがあげられる。	第17条 第1項第5号

第1号、第2号、第3号の2つ以上にあてはまるような事例もあるが（例えば、設計図書に誤りがあるために、設計図書の構成文書が一致しない場合等）、いずれに該当するとしても、その効果に差はないので、どの号に該当すべきか論じる益はない。

#### **b) 調査（契約書第17条第2項）**

工事監督員は、現場代理人から第1項各号に掲げる事実について確認を求められたとき又は、自ら第1項各号に掲げる事実を発見したときは、現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。第1項各号に掲げる事実の調査については、施工条件の変更、工事目的物の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、受注者としても、重大な利害関係を有することであるため、受注者の立場の保護を図るために、現場代理人の立会いの上、行うこととしている。ただし、現場代理人が立会いに応じない場合には、自ら権利を放棄するのであるから、工事監督員は、現場代理人の立会いを得ずに調査を行うことができる。

#### **c) 調査結果のとりまとめ（契約書第17条第4項）**

発注者は、受注者の意見を聴いて、調査結果に基づいて必要と考えられる指示を含めて、調査結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、指示を含めた調査結果を受注者に書面により通知しなければならない。この場合の指示は、規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの工事の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解される。

#### **d) 設計図書の訂正又は変更（契約書第17条第5項）**

第1項各号に掲げる事実が発注者のとりまとめた調査結果で確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行うべきことを規定している。

工事の施工に必要な工事目的物の構造、仕様等の事項は、全て設計図書に定められており、逆に、設計図書に定められていない施工方法等の事項については、自主施工の原則により受注者の判断で決められるものである。

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものであり、調査の結果、第1項各号に掲げられた事実が確認されたが、それがあまりに軽微であり、設計図書の訂正又は変更をしないで、当初の設計図書に従って施工を続けても支障がない場合等を除き、設計図書の訂正又は変更が行われるべきである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の訂正又は変更が行われない場合、あるいは、現場代理人が通知したにもかかわらず、工事監督員が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、受注者は、契約書第45条第1項第3号の規定により契約を解除することができると解すべきである。

#### **e) 工期又は請負代金額の変更（契約書第17条第6項）**

設計図書の訂正又は変更が行われた場合には、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担するとした規定である。

事情の変更により設計図書の訂正又は変更が行われた場合には、受注者が施工する工事が変わる事となるため、発注者と受注者の権利義務のバランスをとるとの要請から、工期又は請負代金額の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の訂正又は変更に伴い受注者が被った損失を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。

同項の「必要があると認めるとき」は、「工期若しくは請負代金額を変更」のみにかかるが、「必要があると認めるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、発注者又は受注者が認めるときを意味するものではない。したがって、設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。なお、工期又は請負代金額の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、工期と請負代金額の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。工期の変更方法については、契約書第 23 条の規定に、請負代金額の変更方法については、同第 24 条の規定によることとなる。

また、「必要な費用を負担」において「費用の負担」という用語を用いているのは設計図書に誤りがある場合のように「発注者の過失」による損害賠償の性質を持つものと、予期することができない特別な施工条件の発生等の事情変更に伴って生じる受注者の費用の填補（負担）の性質を持つものが混在しているからである。

「必要な」としているのは、通常合理的な範囲内で相当因果関係があるものについて負担するという意味であり、それ以上の限定をつけるためのものではない。

負担すべき費用の算定方法については、契約書第 24 条第 3 項に規定があり、発注者と受注者が協議して定めることとなっている。

#### イ 設計図書の変更（契約書第18条）

本条は第17条「設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等」における施工条件の変更等とは異なり、発注者自らの意思で設計図書を変更できることを規定したものである。

発注者は、その都合によって設計図書を変更できる。そして、その場合、必要があれば工期又は請負代金額の変更等を行わなければならない。また、設計図書の変更により受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者は、工事目的物の目的、構造、仕様等を十分検討した後に設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、発注者自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。このため、原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者が設計図書の変更（契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において）を任意に行えるようにしている。

なお、設計図書の変更によって、請負代金額が3分の2以上減少した場合には、受注者は第45条の規定によって契約を解除することができる。また、請負代金額が相当額程度増加する場合についても新たに追加される工事が当初の契約に基づく工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約を結ぶことが適当である。

設計図書の変更理由	解 説	適用条項
(1) 計画、工法、仮設工等の変更	発注者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。	第18条
(2) 拡大設計変更	当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*の増額の場合の追加工事	第18条

※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」

#### ウ 工事の中止（契約書第19条）

本条は、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合に行う工事の中止について規定したものである。

自然的又は人為的な事象により、受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認め

られる場合には、受注者が工事を施工する意思を持っていても工事を施工することができず、事実上、工事を中止せざるを得ない。このような場合には、発注者が工事の中止を受注者に命じなければならないという義務規定であり、工期又は請負代金の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。

中止の理由	解 説	適用条項
(1) 工事用地等の確保不可又は天候その他不可抗力による中止	発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(第16条)施工できない場合、設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(第17条)施工を続けることが不可能と認められる場合、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為、工事現場の地形等の変動などの理由で工事を施工できないと客観的に認められる場合、全部又は一部の施工を中止しなければならない。	第19条 第1項
(2) 前項の規定のほか、必要がある場合における中止	第1項に規定する発注者が工事の中止を指示しなければならない場合以外で発注者が中止する必要があると認める場合。第18条に基づく設計変更をしようとしている場合で工事を続行させると設計変更時に工事の手戻りが生じる場合等。	第19条 第2項

#### エ 請負代金額の変更に代える設計図書の変更(契約書第29条)

本条は、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、公共工事の予算的制約等特別の理由がある場合には、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更できることを規定したものである。

現場不符合等によりやむを得ず増額となった場合に、公共工事の予算的制約等特別の理由があるときは、工事内容を変更し、請負代金額を増額しない変更を行うものである。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

### 4 設計変更の種類及び変更指示

#### (1) 設計変更の定義

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている工事目的物の内容(形状、寸法、材質、規格、数量)及び施工条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

#### (2) 概数の確定による設計変更

概数等発注とは、早期発注及び設計積算業務の効率・合理化、施工条件の明確化などを図るため、概数等による工事の発注に関する事務の取扱いを定められた「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の制定について」(平成9年3月11日付け事調第2059号)及び「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱いについて」(平成17年3月31日付け設計第839号)に基づき、工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示

した工事数量の確定を行う設計変更をいう。

農業農村整備事業における一般的な予算価格の設定は、測量・調査・設計を委託し、施工計画を想定し、委託成果品に基づき、単価・歩掛表により積算した資料を参考に決定している。

農業農村整備事業（工事）特性、更には、測量・調査・設計委託時と発注時との条件変化、委託成果品の精度（特に測量精度）、調査に過大な時間・費用を費やしても工事費算出精度を高める効果が少ないもの等々、設計変更せざるを得ない要因が多々ある。

概数等による発注とは、工事費、工期等に著しい影響を与えない範囲において当初設計の工事数量の大部分又は一部を「概数」（不確定数量）として施工条件明示することである。

すなわち、従来の設計変更（軽微を含む）が確定数量の条件変化対応に対して、概数等による発注は発注者・受注者がお互いに「変わり得る数量であり、相互確認しあつて施工する」ことを確認し、概数の確定による設計変更を契約条件とするものである。

### (3) 工事内容の拡大に伴う設計変更

変更額が当初契約額の3割以下で、かつ、3,000万円以下※の増額の場合に限り、早期に事業効果を発現する観点から、工事内容の追加を行う設計変更をいう。

農業農村整備事業においては、事業効果の早期発現を図るため、追加工事のうち規模の小さいものについて設計変更で対応することにより、速やかな工事着手が図られ、これにより事業効果の早期発現が図られる場合で、上記の限度額以内の場合に拡大設計変更により対応出来ることとしている。適用に当たっては、工事等級が上位となる変更や地域要件などの入札参加要件に変更が生じないように留意すること。

また、拡大設計変更を行うに当たって、対象工事は「工事請負契約における「随意契約のガイドライン」の設定について（平成14年3月29日付け事調第2574号3部長通知）」によることのできる工事とし、その基本的な考え方は「分割または同一地区内等での工事の発注について（昭和51年5月7日付け開総第476号農地開発部長通知）」による。拡大設計変更を行う理由は「予算の追加」、「請負残の執行」等、予算消化は拡大設計変更の理由とならないため、具体的な変更理由を明確にしなければならない。

ただし、当初発注時の特記仕様書で全体工事の一部として、明示している場合は変更理由を「7 設計変更記載例 7-4 設計変更書類等の記載例」のとおり省略することができる。特記仕様書に記載する場合の記載例は次のとおり

当初から特記事項にある条件を明示して工事量を追加する場合（線・面工事共通）

- ・〇〇について・・・が整い、予算が確保された段階で実施する場合がある。
- ・〇〇について協議中であるが、了した段階で実施する場合がある。
- ・〇〇について予算の確保及び地元調整等が整った段階で地区内におけるほ場の一部を追加する場合がある。

また、当初発注時に想定できなかったことから、特記事項に条件明示されていない場合や、緊急性から想定されていない場合などについては、第三者への恣意的な運用と誤解を回避するためにも、次の要件を満たす内容が望ましい。

- ・追加しようとしている工事の緊急性
- ・現場条件等から、別途発注で対応できない理由

なぜ、拡大設計変更に限度額が設けられているか。設計変更には前述したとおり限界がある。

設計書の閲覧に供した内容（例えば工事数量、工期など）は、当初各入札者が入札をする際の条件として、入札価格算定の基準となったものであるから、それらの変更を当初入札に付する時になしていたとすれば、他にもっと有利な入札をした者があつたかも知れないからである。

したがって、契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において設計仕様の一部を変更することに限定されている。

※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」

#### (4) 工事内容の変更指示書

事務処理の迅速化・効率化を図るため、重要な変更を除き、打合簿により受発注者間で協議後、総括監督員からの「工事内容の変更指示書」による指示で変更部分の工事を着手する。

軽微な設計変更（「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の制定等について（昭和46年12月1日付け局総第562号副出納局長通知）」に基づく設計変更）を行う範囲内であって、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（工事内容の変更指示書）にて指示を行う。

受発注者間で認識の共有を図るため、「工事内容の変更指示書」により指示を行う場合は次のとおりとする。

- ①「工事内容の変更指示書」にその内容に伴う増減額の概算額を記載するものとする。
- ②特記事項として、「ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。」と記載する。
- ③概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。
- ④緊急的に行う場合、または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、その理由を記載し、概算額を後日通知する。
- ⑤指示にあたっては、必ず配当を受けた歳出予算の範囲内である事を確認すること。概算額による指示であっても、設計図書の変更、契約変更の際、予算不足とならないよう予算管理を厳格に行う。
- ⑥工事監督員は受注者への指示を行うにあたり、指示書（写）、設計変更理由書、設計変更概要表、現場不符合等確認報告書、現場不符合確認書、説明資料等を支出負担行為担当者へ情報共有システム等により報告するものとし、工事監督員からの報告をもって総括監督員からの報告とみなす。（受注者に対する総括監督員の指示時点で変更があったものを除く。）

報告を受けた支出負担行為担当者は、予算執行状況（執行予定）を記録する等、常に把握するとともに、設計変更図書の作成、契約変更に向け、必要な指示や助言を行うなど、出張所・振興局間の情報共有を徹底する。

契約書第17条や第18条による変更に伴い、附带的に工事量の変更が必要となる場合は、工事内容の変更指示書により取り扱うことができるものとする。

なお、次のものは除く。

- ・重要な変更
  - ・他機関の承認を必要とするもの
  - ・議会の議決（知事の専決処分を含む）を経た請負工事
  - ・工期の変更を必要とするもの（工期については別途工期変更を行ってから軽微変更を行う。）
  - ・変更金額に関わらず工事内容の追加を目的とする拡大設計変更
- (注) 重要な変更とは構造計算及び水理計算の結果、設計寸法・形状や材質の変更を伴うもの（面工事は除く）を想定している。

また、農業農村整備の面工事は、発注後、当初予定していた施工箇所が気象条件や受益者の営農計画の変更により施工できない箇所が生じ、施工箇所の変更を余儀なくされる場合がある。

このような場合については、「道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いについて（平成7年4月5日付け設計第16号農政部長通知）」及び「道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いの運用について（平成7年4月5日付け設計第17号事業調整課長、設計課長通知）」に基づき変更等の手続きを行う。

工事内容の変更指示書の適用範囲

軽微な設計変更	新工種が生じない場合	新工種が生じる場合
増減見込額の累計	現請負代金額の30%以内で、かつ、4,000万円未満	左記、かつ、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が2,000万円未満

- (注) 1 増減見込額の累計が上記に該当する場合であっても、工期を変更する必要がある場合は、適用できない。
- 2 増減見込額の累計とは指示ごとの増減額の絶対値の累計（プラス、マイナスに関係なく加算して得た額）であり、増減額の相殺額ではないことに留意すること。  
 例) 1回目の指示で1,500万円の増額見込み、2回目の指示で1,800万円の増額見込み、3回目の指示で900万円の減額見込みの場合の増減見込額の累計は+2,400万円ではなく4,200万円となり、この場合、3回目の上申時は適用できないため、この段階で一括処理と通常の設計変更（第〇回設計変更）により請負代金額を変更しなければならない。
- 3 新工種とは、工事積算体系において、仮設工及び共通仮設費については新たな種別（B2レベル）、それ以外は新たな工種（B1レベル）が追加となる場合である。

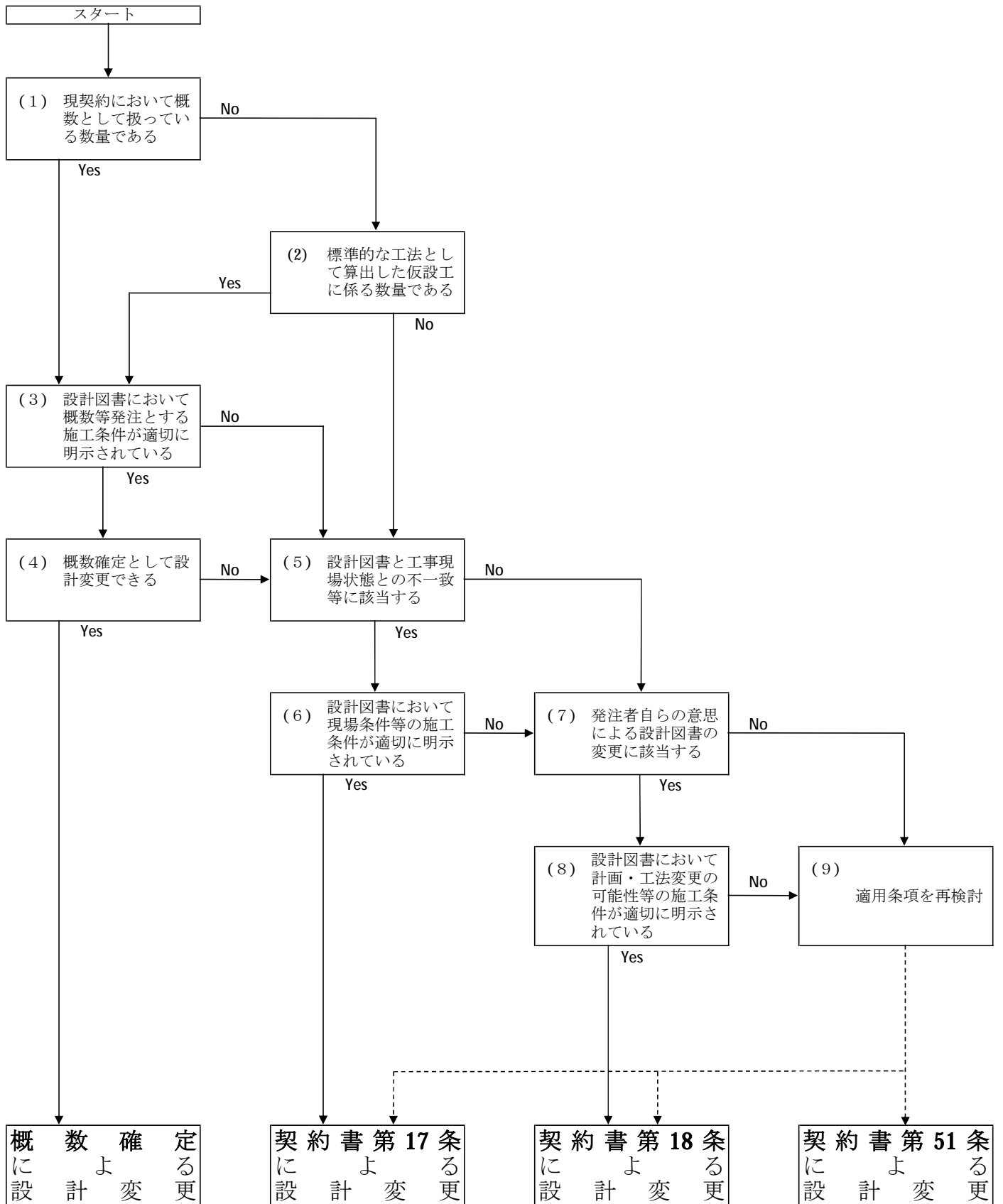
(5) 設計変更等の区分別の変更内容

種類 内容	概数の確定による設計変更	拡大設計変更	軽微な設計変更 【変更指示書】	通常の設計変更
金額制限の規定	なし	あり 変更額が当初契約額の3割以下で、かつ、3,000万円以下※	あり 増減見込額の累計が現請負代金額の30%以内で、かつ、4,000万円未満（新工種は2,000万円未満）	なし
工事中止指示 (契約書第19条)	できない	できない	できない	変更工法に時間を要する場合
変更部分の工事着手	工事施工協議簿による確認後	設計変更を通知し受注者の承諾後	軽微な設計変更の通知後 【指示書を取り交わした後】	設計変更を通知し受注者の承諾後
工期の変更 (契約書第23条)	できない	できる	できない	できる
設計変更の時期	概数の全部又は一部が確定した時点	変更部分の工事着手前	軽微の範囲を超える時点又は工事完了前	変更部分の工事着手前

※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」

## 5 設計変更のフロー図

### (1) 設計変更の適用条項選択フロー図



## 6 設計変更の手順

### 6-1 概数確定による設計変更

#### (1) 設計変更の手続き

ア 受注者は、概数の部分について設計図書と現場を照査し、既存資料を活用して変更内容が確認できる説明資料（図面・数量調書等）を作成し工事監督員へ提出する。

イ 工事監督員は、上記アにより提出された図面等を速やかに照査・検討を行い、現場代理人と概数部分について協議した上で、工事着手前に相互に工事施工協議簿で確認する。なお、概数の変更がなくても工事施工協議簿の作成は必要である。

ウ 工事監督員が作成した工事施工協議簿は、速やかに所属長へ報告し、承認を得た後、工事に着手することができる。工事施工協議簿は、合意事項のあった日毎に作成するものとし、速やかな決裁を行うものとする。

エ 設計変更は工事の概数部分の一部または全部が確定した時点で行うものとする。ただし、概数以外の部分の設計変更を行う必要が生じた場合は、概数の全部または一部の設計変更を合わせて行うこともできる。

オ 工事監督員は、建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日局総第151号）第35号様式（設計変更上申書）（以下、単に「第〇〇号様式」という。）により支出負担行為担当者に上申する。

カ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の請負代金額となるべき額を次式によって算定する。第36号様式（設計変更決定書）により決定する。

$$\text{新請負代金額} = \text{新設計金額} \times \text{現請負代金額} / \text{現設計金額}$$

キ 変更後の設計図書と請負代金の増（減）額を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して設計変更の通知を第37号様式（工事の設計変更について）により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

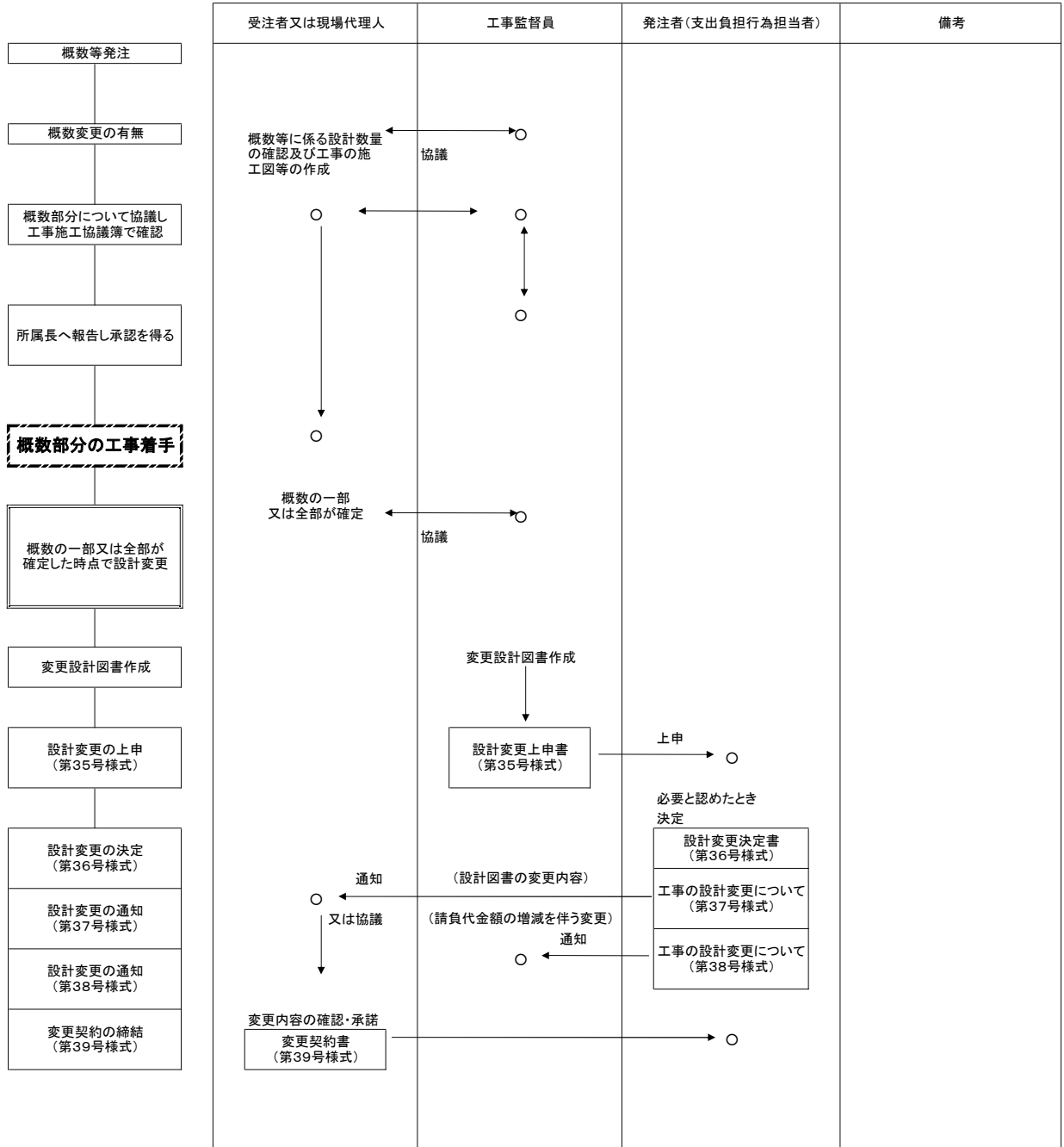
ク 受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。

(2) 設計変更の手続きフロー図

概数確定による設計変更

設計変更等の処理手順



### (3) 概数の工種別運用例

#### ア 線工事

概数の確定による工事量（工事目的物）の変更は基本的にできないが、用地買収を行わず、図上で求める等簡易な方法で延長を算定し発注せざるを得ない工種の場合は、延長を概数とすることができるものとする。ただし、条件明示した起終点の変更については、通常的设计変更によるものとする。

#### 1) 準備工

##### ① 伐開、すき取り

・伐開すき取り面積は概数扱いとしてよいが、施工範囲を公示するとともに、着手前に協議により確定する。

#### 2) 道路工 ☆平面図、標準断面図、起終点、延長等を公示する。

##### ① 土工

###### 流用土

基本的にすべての数量を概数扱いすることができる。

・現地盤線、岩盤線が不確定である場合、各土量を概数とできる。  
・流用、運搬距離も同様に概数扱いとするが、土捨場を新たに設ける等で必要となった単価は「新工種」として通常的设计変更によるものとする。

確定は、現地確認後、横断面図、土積計算書による。

##### ② 法面工

☆道路工に加え、工法を公示する。

法面工数量が不確定である場合、これを概数とできる。

確定は、現場法面展開図等による。

※ 工法の変更は通常的设计変更によらなければならない。

##### ③ 路盤工（下層路盤、凍上抑制層）

・導水盛土路肩等付帯工延長が不確定の場合、路盤数量を概数とできる。

確定は、土工定規図、材料表による。

※ 標準土工定規図の置換厚、路盤構成、幅員の変更は工法変更であり通常的设计変更をしなければならない。

##### ④ 路床排水

・付帯工の位置、箇所数が不確定である場合、概数とできる。

確定は、材料表による。

##### ⑤ 舗装工

###### 補足砂利

☆（道路工に加え）補足砂利量を公示する。

・補足砂利量が不確定の場合、前年度の実績又は近傍のデータ、あるいは調査設計時の数値を概数とできる。

確定は、現地測量調査等を行った上で、材料表による。

##### ⑥ 付帯工

###### イ) 横断暗渠

- ・公示した起終点の範囲内における位置が不確定の場合、概数扱いとできる。
- ・位置のみの変更は概数扱いとするが、管径、管種、基礎形式の変更については、それに伴う水理構造計算が必要となることより通常的设计変更によるものとする。

ロ) 取付道路

- ・公示した起終点の範囲内における位置、箇所数が不確定の場合、概数扱いとできる。  
確定は、現地調査等を行った上で、位置、箇所数について行う。

ハ) 側溝工

- ・公示した起終点の範囲内における止水壁、集水柵等の位置、箇所数及び取付道路の変更に伴う延長等が不確定の場合、概数とできる。

ニ) 安全施設

- ・公示した起終点の範囲内における視線誘導標、ガードケーブル等の数量、延長が不確定の場合、概数とできる。

確定は、現地調査等を行った上で、数量、延長について行う。

- ※ 付帯工の位置の変更を概数扱いする場合は、特記仕様書に「〇〇工の施工位置については、工事監督員と協議し決定すること。」と付記する。

3) 用・排水路工 ☆平面図、標準断面図、起終点、延長等を公示する

① 土 工

- ・道路工による

② 水路装工

- ・公示した起終点の範囲内において、曲線部補正をしない数量を使用する場合やブロック、トラフの布設替え等の再使用個数が不確定の場合、延長、面積を概数とすることができる。  
確定は、現地調査等を行った上で、平面図、展開図等により行う。ブロック、トラフの取り外しについては、取り外し後に現地確認調査を行い、数量の確定を行う。

③ 付帯工

- ・公示した起終点の範囲内において、流入工ドレーン、止水壁、集水柵等作工物の位置、箇所数が不確定の場合、概数とすることができる。
- ・畑地かんがいにおける給水栓の位置について概数とすることができる。
- ・確定は、現地確認等を行った上で判断し、位置、箇所数について行う。
- ※ 落差工、階段工、合流工等で構造計算を伴う主要構造物と考えられるものの位置、箇所数は概数扱いできない。

- ※ 位置の変更を概数扱いする場合の特記方法は、2) 道路工 ⑥付帯工と同様とする。

4) 防鹿柵工

☆平面図、標準図、起終点、延長等を公示する

図上等から求めた延長等の数量が不確定な場合、これらを概数とすることができる。

- ※ 起終点の変更は通常的设计変更によるものとする。

5) 仮設工

① 土留工

☆標準図等を公示する

延長が不確定の場合、概数とすることができる。

確定は、現地確認等を行った上で材料表等による。

- ② 仮設道路 ☆平面図、標準断面図、起終点、延長、用地確保範囲等を公示する。
- ・延長、土量等が不確定の場合、概数とすることができる。
  - ※ 「構造や仕様、施工方法」「設計条件、施工条件」について明示している場合における工法の変更、起終点の変更は通常的设计変更による。
- ③ 仮締切
- ☆平面図、標準断面図、延長、数量等を公示する。
  - 数量が不確定の場合、概数とすることができる。
- ④ 支保工
- ☆平均高さ等を公示する
  - 数量が不確定の場合、概数とすることができる。
  - 確定は、現地確認等を行った上で材料表等による。
  - ※ 土留工、支保工が不適切なために、労災事故の原因となる場合もあるので、安全性等を十分検討して工法の承認をするとともに、現場の確認を行うこと。
- ⑤ 仮排水路
- ☆排水量、標準断面図を公示する
  - 数量が不確定の場合、概数とすることができる。
  - ※ 「構造や仕様、施工方法」「設計条件、施工条件」について明示している場合における工法の変更は通常的设计変更による。
- ⑥ 水 替
- ☆排水量を公示する。(河川等の水替、各種構造物の水替等)
  - ポンプの口径、台数、日数の変更は、概数扱いとすることができない。
  - ※ 排水量(ポンプの口径、台数)は条件の変更なので通常的设计変更を行うことができるが、日数は受注者の責めによるものは設計変更できない。
  - ※ 「構造や仕様、施工方法」「設計条件、施工条件」について明示している場合における工法及び明示した条件の変更は通常的设计変更による。
- ⑦ 交通誘導警備員
- ☆交通誘導を行う場所ごとに配置人員を公示する。(交通誘導警備員A ○人、交通誘導警備員B ○人)
  - ※ 受注者より提出された工程管理(ネットワーク等)や配置計画等を工事監督員が確認し、工事着手前に協議を行い確定する。
  - ※ 所轄警察署や道路管理者等との協議による配置人員の変更は通常的设计変更による。

## イ 面工事

概数の確定による工事量(工事目的物)の変更は基本的にできないが、現地盤高、岩盤線等の確定による土量等の変更及び条件明示した当初施工予定区域内における耕地面積及び耕地面積を使用し求める数量は、概数の確定による設計変更を行うことができる。

面工事の施工箇所の変更は概数の確定によらず、別に定める「道営農業農村整備事業の面

工事に係る事務取扱いについて」(平成7年4月5日付け設計第16号農政部長通知) 拡大設計変更及び通常的设计変更によるものとする。

- 1) 暗渠排水 ☆施工区域、配線図、標準断面図、数量等を公示する
    - ① 集・吸水渠、連絡渠、湧水処理、落口工等を施工区域内において、標準的な配線間隔、排水組織により配置し、その基本構成に変更がない場合、これらの工事数量を概数とすることができる。また、現地盤高が不確定の場合、深さ(掘削深、疎水材深)について工事数量を概数とすることができる。

確定は、地元打合せ、現地確認等を行った上で配線図、材料表等による。
  - 2) 区画整理(勾配修正) ☆施工区域、耕地面積、表土厚等を公示する
    - ① 基盤切盛量
      - ・現地盤、岩盤線等が不確定の場合、土量等を概数とすることができる。また、公示した施工区域内における耕地面積も概数とできる。
    - ② 表土扱い
      - ・耕地面積を概数とする場合、これを使用し標準的な厚さより求める表土量を概数とすることができる。
      - 確定は、現地確認等を行った上で行う。
    - ③ 法面工
      - ・道路工に同じ。
  - 3) 土層改良 ☆施工区域、面積、運搬土の単位体積重量、変化率を公示する。
    - ① 客土
      - ・運搬土の単位体積重量、変化率が不確定の場合で、工事着手前の調査により、確定できる場合は、概数とすることができる。
      - ※ 特記仕様書に単位体積重量、変化率を概数として表示すること。
    - ② 混層工
      - ・深耕、反転客土、心土耕等の細工種の変更は通常的设计変更によるものとする。
    - ③ 石礫除去
      - ・排礫量について概数とすることができる。
  - 4) 草地整備
    - ① パドック
      - ・安定、構造計算より決定される構造物の本体数量は通常的设计変更による。ただし、周辺のすりつけ形状の変更に伴う数量変更は概数扱いできる。
- ウ その他
- 1) グラウト工
    - ・グラウト注入量は概数扱いできるが、孔数の変更は通常的设计変更をしなければならない。
    - ただし、グラウチング仕様で明示された追加孔基準に基づく孔数の変更は概数扱いできる。
    - また、グラウト注入量は、施工後に数量を確定する。

2) 建設副産物

- ・建設副産物は概数扱いはできるが、数量の確定は、着手前に行うことを原則とする。  
ただし、産業廃棄物数量は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により施工後に数量を確定する。一般廃棄物については、廃棄物処理法による産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出を義務付けられていないため、受け入れ伝票等の書類により数量を確定する。

3) 冬期工事

① 除雪費

☆除雪回数（人力除雪、客土工事に係わる除雪においては除雪量）を公示する。

除雪深ごとの除雪回数を概数扱いはできる。ただし、除雪延長・除雪面積、機種の変更は、概数扱いとすることができない。

② 防寒費

☆防寒費（防寒養生・防寒囲い）の施工に当たり、防寒開始日を公示する。

公示した防寒開始日から日平均気温が4℃を下回る日が前後10日以上乖離した場合は、実際の防寒養生、防寒囲いを開始した日に合わせて防寒養生に係る数量を確定し、概数による設計変更を行えるものとする。

防寒囲い費に係る数量の変更は、概数扱いとすることができない。

※ 防寒費（防寒養生・防寒囲い）は、受注者から提出された工程表等で養生の工程を確認し、妥当な施工と判断される場合、または異常気象等により当初設計より著しく差違が生じた場合は、条件変更となるため、通常的设计変更を行うこととする。

※ 受注者の創意工夫または、受注者の責めにより、施工時期が短縮又は超過した部分は設計変更できない。

## 6-2 契約書第17条による設計変更

### (1) 設計変更の手続き

- ア 現場代理人又は工事監督員自らが、設計図書と現場状態が一致しないことを発見する。
- イ 現場代理人が発見したときは、その事実を農業土木工事共通仕様書「第1章総則 用語の定義」に示す「書面」により、工事監督員に通知しなければならない。(通知義務)
- ウ 工事監督員は現場代理人立会のもとに現地調査を行う。(工事監督員の職務)

(注) 工事監督員の契約内容の変更権限

施工上の問題であっても、純粋な技術上の問題をはなれた「契約内容の変更」に係る事項は工事監督員の権限とされていない。言い換えると、工事監督員はたとえ技術的な問題に関することであっても、契約内容の変更を伴うことについては指示をしたり承諾を与えたりすることはできない。わずかに条件変更に伴う施工条件の調査、確認を行うのみである。

したがって、「臨機の措置」を除き、契約変更及び設計変更の通知前に現場を施工することは許されない

- エ 設計図書と現場状態の不一致が確認される。
- オ 工事監督員と現場代理人が記名押印した第33号様式(現場不符合確認書)を作成する。
- カ 工事監督員は、確認した事実を支出負担行為担当者に第34号様式(現場不符合確認報告書)により報告する。
- キ 工事監督員は、設計変更を行う必要があると認めるときは、**予算配当の確認**をするとともに、変更設計書を作成し、新設計額を算出する。

変更設計書は、変更前と変更後の対比が可能のように「農業土木工事等における設計書作成要領(平成20年11月19日付け事調第854号農政部長通知)」に基づいて作成する。

設計変更理由は、現場不符合等確認書で変更内容が確認できる場合は、理由書を省略することができる。設計変更上申書と現場不符合等確認書を同時に進達しない場合は、現場不符合等確認書の写しを上申書に添付することで理由書を省略できる。ただし、現場不符合等確認書で変更内容が確認できない場合は、理由書を添付する。また、工期の変更を行う場合は変更理由(〇〇工程の増により〇日増)変更後の工期を記載した理由書を作成し、表紙には「第〇回設計変更」と記載する。

- ク 工事監督員は、第35号様式(設計変更上申書)により支出負担行為担当者に上申する。

- ケ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の請負代金額となるべき額を次式によって算定する。第36号様式(設計変更決定書)により決定する。

$$\text{新請負代金額} = \text{新設計金額} \times \text{現請負代金額} / \text{現設計金額}$$

- コ 変更後の設計図書と請負代金の増(減)額及び新工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して設計変更の通知を第37号様式(工事の設計変更について)により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

- サ 受注者は第39号様式(変更契約書)により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。

- シ 設計変更を行った部分の工事が施工可能となる。

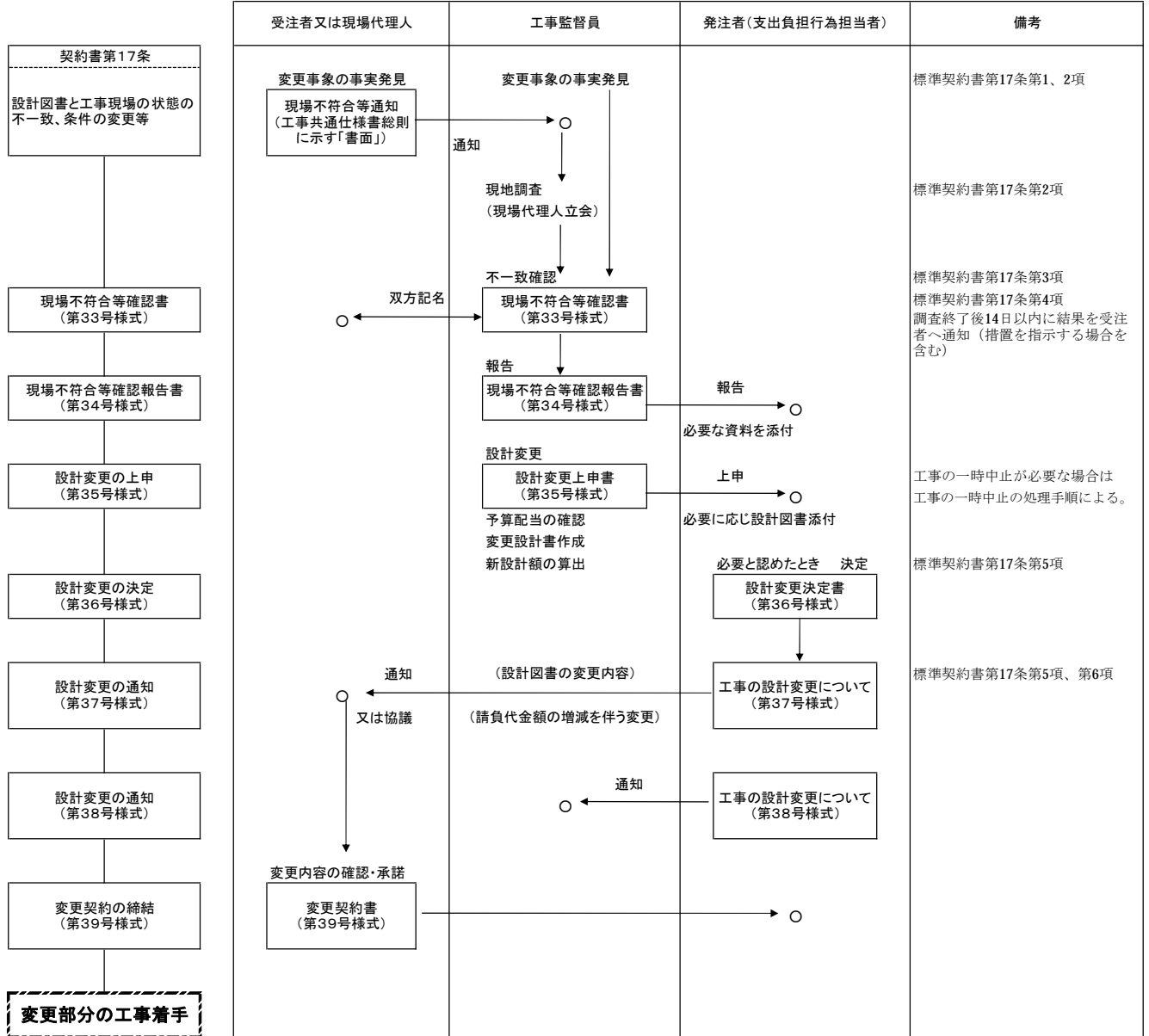
設計変更部分については設計変更を通知し受注者の承諾後までは工事着手してはならない。現場の監督職員に自分限りで設計の変更を命じうる権限は原則として与えていない。(工事内容の変更指示書の場合を除く)

通知前に工事着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。

(2) 設計変更の手続きフロー図

通常的设计変更  
17条

設計変更等の処理手順



### 6-3 契約書第18条による設計変更

#### (1) 設計変更の手続き

ア 発注者の自発的意思により、計画、工法、仮設工等の工事内容の変更または拡大設計変更による変更を行うため変更設計図書を作成する。

イ 工事監督員は、第35号様式（設計変更上申書）により支出負担行為担当者に上申する。

ウ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の請負代金額となるべき額を次式によって算定する。第36号様式（設計変更決定書）により決定する。

$$\text{新請負代金額} = \text{新設計金額} \times \text{現請負代金額} / \text{現設計金額}$$

エ 変更後の設計図書と請負代金の増（減）額及び新工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して設計変更の通知を第37号様式（工事の設計変更について）により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

オ 受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。

カ 設計変更を行った部分の工事が施工可能となる。

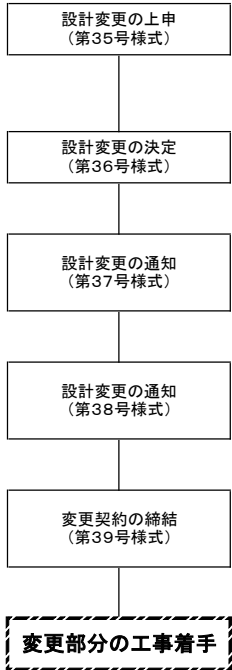
設計変更部分については設計変更を通知し受注者の承諾後までは工事着手してはならない。現場の監督職員に自分限りで設計の変更を命じうる権限は原則として与えていない。（工事内容の変更指示書の場合を除く）

通知前に工事着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。

(2) 設計変更の手続きフロー図

通常の設計変更  
18条

設計変更等の処理手順



受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考
	設計変更(必要性の整理) 設計変更上申書 (第35号様式) 変更設計書作成	設計変更の必要性検討 上申 → ○ 必要に応じ設計図書添付 必要と認めるとき 決定 設計変更決定書 (第36号様式)	標準契約書第18条 工事の一時中止が必要な場合は 工事の一時中止の処理手順による。
	(設計図書の変更内容) (請負代金額の増減を伴う変更)	工事の設計変更について (第37号様式)	標準契約書第49条 ※工期や請負代金額の変更については発注者と受注者が協議して定めるが、協議が整わなかった場合は、発注者と受注者間の紛争を避けるために、再度協議することとなる。 この場合、第36号様式で支出負担行為をしているため、農村振興課又は調整課と協議し設計変更について検討することとなる。 これは、全ての設計変更に該当。
		工事の設計変更について (第38号様式)	
	通知 又は協議 ○ ←	通知 ○ ←	
	変更内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)	○ →	

## 6-4 指示書による変更指示

### (1) 変更指示の手続き

#### ア 工事内容の変更指示を行う場合

- a) 監督員は工事内容の変更指示書を支出負担行為者（契約事務担当）及び総括監督員へ情報共有システムにより提出する。なお、契約事務担当に回付するときは現場不適合等確認報告書に現場不符号確認書、設計変更理由書、設計変更概要表、説明資料等を添えて提出する。

支出負担行為担当者への報告にあつては、監督員からの報告をもって総括監督員からの報告とみなす。（受注者に対する総括監督員の指示時点で変更があったものを除く。）

- b) 総括監督員は、「工事内容の変更指示書」に指示の内容を記載し、情報共有システムの打合簿に「工事内容の変更指示書」を添付して、現場代理人へ指示を行う。
- c) 受注者が打合簿で変更内容の指示に承諾した時点で変更部分の工事着手が可能となる。

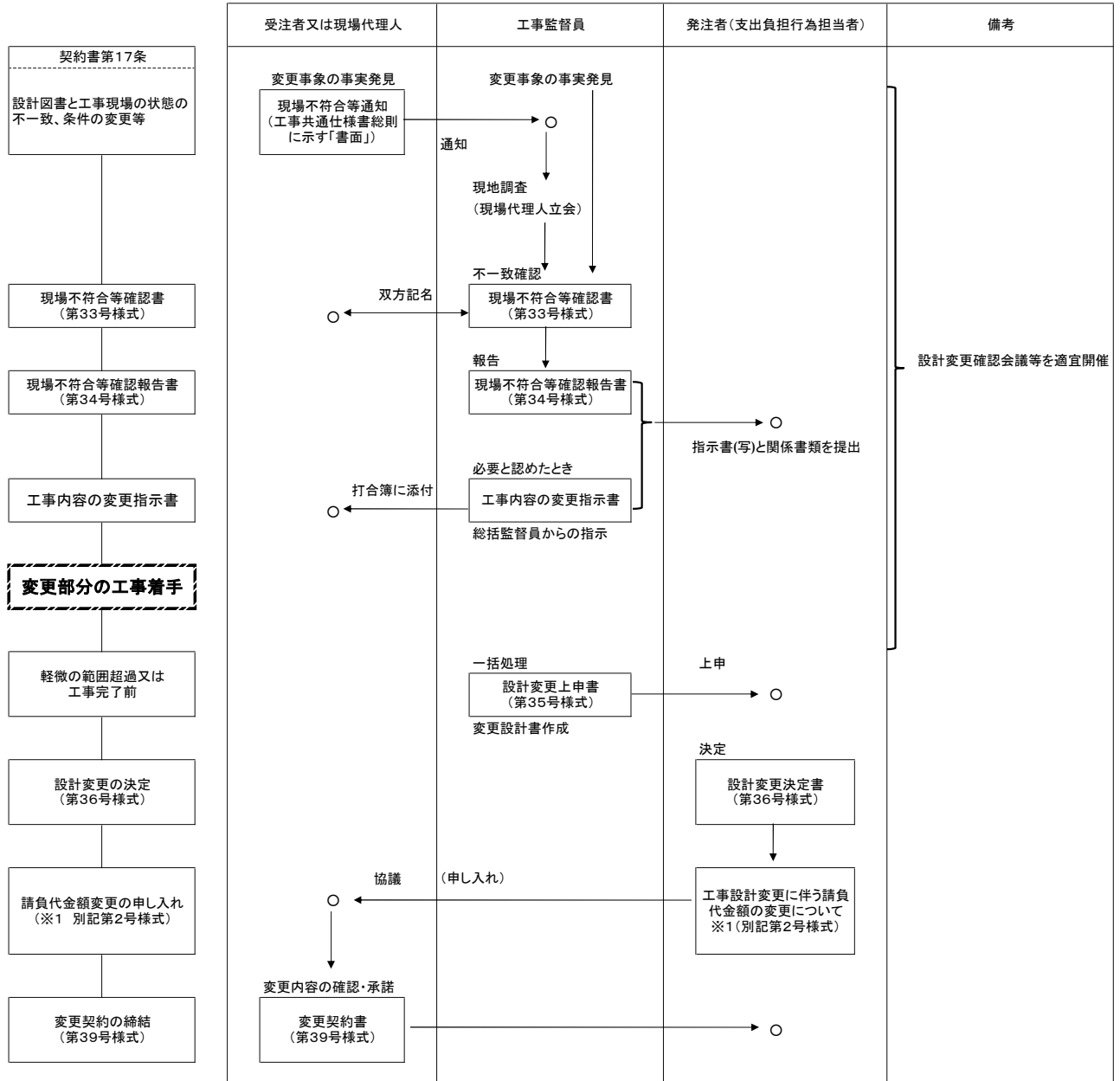
#### イ 一括処理

- a) 変更をとりまとめた変更設計書を作成する。
- b) 指示書等により工事内容の変更を指示した概算金額の累計（設計変更に伴う増減見込額の累計）が現請負代金額の30パーセントを超え、又は4,000万円以上となる時（新工種に係る増減見込額の累計が2,000万円以上となる時を含む）並びに工事完成前の可能な限り早い時期に一括して設計変更を行い、請負代金額を変更する。
- c) 変更後の設計図書と請負代金の増（減）額及び新工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して設計変更の申し入れを別記第2号様式（工事設計変更に伴う請負代金額の変更について）により行う。
- d) 受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。  
このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。

(2) 設計変更の手続きフロー図

工事内容の変更指示書

工事内容の変更指示書の処理手順



※上記フローは17条の場合を示す。第18条の変更の場合は「6-2の(1)ア～カ」の手続きが不要。

## 6-5 工事の一時中止

### (1) 設計変更の手続き

ア 工事監督員は、工事を一時中止させる必要があると認めたときは、その一時中止すべき工事の範囲、期間、理由等を明らかにした第 40 号様式（工事一時中止上申書）により支出負担行為担当者に上申する。

#### ・工事の工期について

工事の一時中止は、工期内に限られるため、工事一時中止の期間が工期を超える場合（想定される場合も含む。）は、あらかじめ工期を延長しておかなければならない。また、工事一時中止は工期内であるが、一時中止に伴い工事工程に影響を与える場合は一時中止の決定を行う際に工期の変更を行わなければならない。

一時中止の解除はその期間を定めたときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたものと解すべきであり、その翌日から工事の施工を再開することとなる。ただし、「〇月〇日から別途指示するまで一時中止する。」といった場合（実務上はこちらが多い。）、工事の施工を再開する場合は一時中止を解除し、その旨を受注者に書面をもって通知する必要がある。

イ 一時中止を行うことを第 41 号様式（工事一時中止決定書）により決定する。

決定内容は一時中止の期間、一次中止をする範囲及び理由。

ウ 受注者に対して第 42 号様式（工事の一時中止等について）により、一時中止の期間、一時中止の範囲及び一時中止の理由を通知する。

エ 受注者は第 39 号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

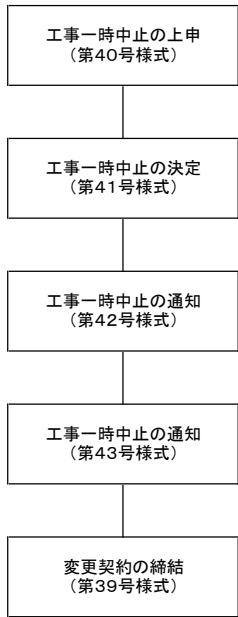
このやりとりにより書面による発注者と受注者の協議が成立したものとする。

オ 工事の一時中止に伴う増加費用等や工期の延長期間は、適切に契約変更に反映する必要がある。詳細は「工事の一時中止ガイドライン（案）（令和元年(2019年)5月30日付け事調第332号）」によること。

(2) 設計変更の手続きフロー図

工事の一時中止

設計変更等の処理手順



受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考
	一時中止の必要性確認	自ら必要と認めたとき	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">工事一時中止上申書 (第40号様式)</div> 一時中止の範囲、期間、理由等を記載	上申 → ○	
	一時中止の期間 範囲及び理由	必要と認めたとき 決定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">工事一時中止決定書 (第41号様式)</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">工事の一時中止等について (第42号様式)</div>	標準契約書第19条
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">○</div> 通知		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">工事の一時中止等について (第43号様式)</div> ← 通知 ○	
通知内容の確認・承諾 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">変更契約書 (第39号様式)</div>		○	※一時中止と工期変更を同時に通知する場合は変更契約締結が必要。 ※工期変更が後日になる場合は、工期変更時に変更契約を締結。

## 6-6 工期の変更

### (1) 設計変更の手続き

#### ア 受注者の請求による場合

- a) 受注者は、天候の不良やその他の理由により工期の延長を請求する場合は、必要書類を添付し、現在の出来形、現工期、延長希望日数、理由を記載した第 44 号様式（工期延長請求書）を工事監督員へ提出する。
- b) 工事監督員は、第 45 号様式（工期延長副申書）を、第 44 号様式（工期延長請求書）とともに支出負担行為担当者へ進達する。
- c) 工期延長することを第 46 号様式（工期変更決定書）により決定する。
- d) 変更後の工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して、工期変更の通知を第 47 号様式（工期の変更について）により行う。  
なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。
- e) 受注者は第 39 号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
- f) このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。

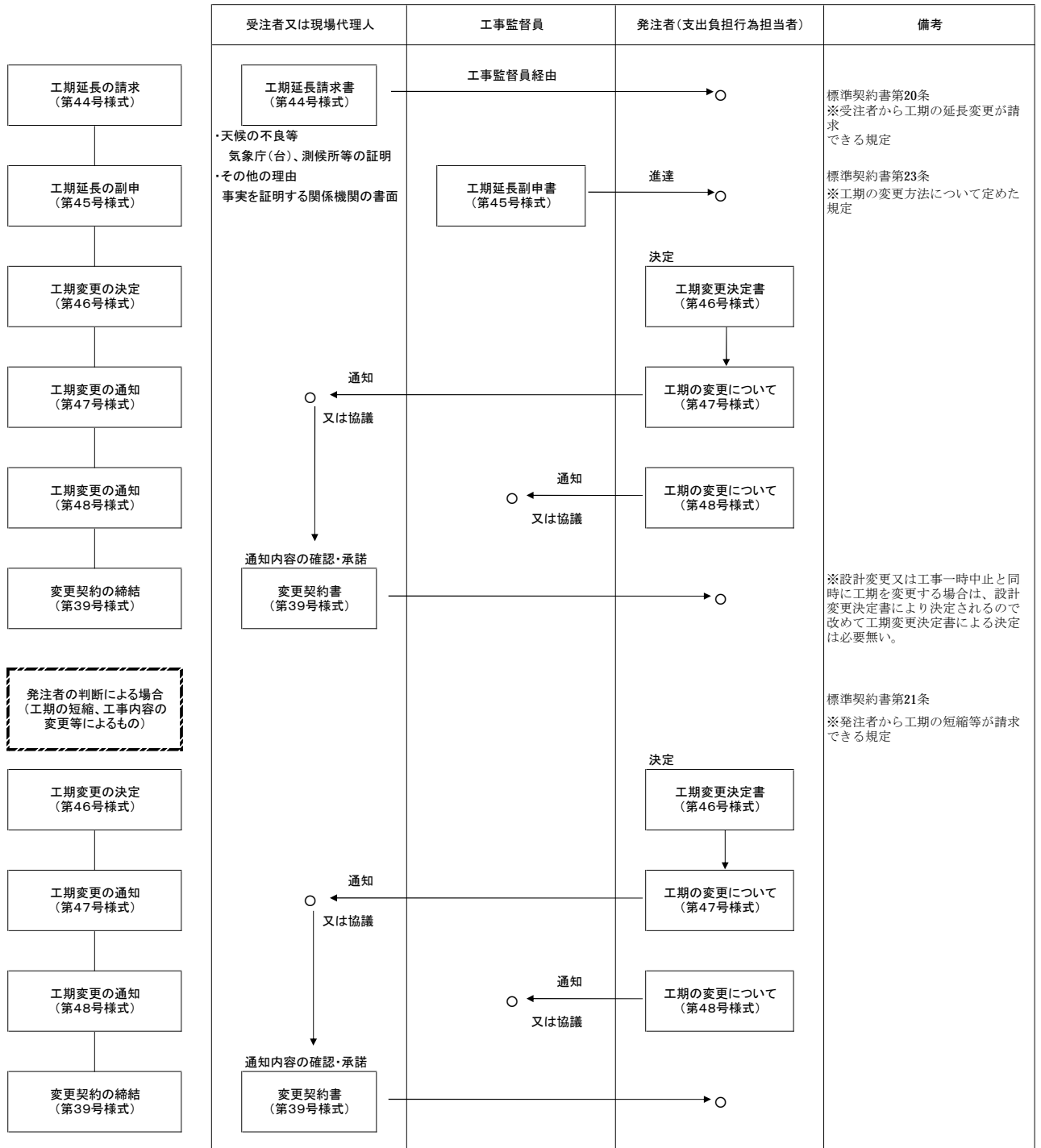
#### イ 発注者の判断による場合

- a) 工事監督員は契約書第 17 条及び第 18 条の設計変更に伴い工期を変更する必要があるが生じた場合は、第 35 号様式（設計変更上申書）により支出負担行為担当者に上申する。
- b) 工期延長することを第 46 号様式（工期変更決定書）により決定する。
- c) 変更後の工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して、工期変更の通知を第 47 号様式（工期の変更について）により行う。  
なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。
- d) 受注者は第 39 号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
- e) このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。

(2) 設計変更の手続きフロー図

工期の変更

設計変更等の処理手順



## 7 設計変更書類の作成について

### 7-1 設計変更上申書

#### (1) 設計変更上申時等の上申者

支出負担行為担当者に対する上申等に係る工事監督員の職務分担等については、「北海道農政部請負工事監督要領」にて、次のとおり定められている。

#### 第4条

2 総括監督員は、必要に応じて主任監督員又は監督員からの報告事項及び主任監督員又は監督員への指示事項について支出負担行為担当者に報告し、又は指示を求めるものとする。

第5条 工事監督員は、監督業務の遂行に当たり、支出負担行為担当者に報告し、又は指示を求める必要があると認められるときは、その内容に意見を付して報告し、指示を受けるものとする。この場合において、監督員は主任監督員及び総括監督員を経由して報告し、指示を受けるものとする。

よって、支出負担行為担当者への設計変更及び一時中止等の上申や現場不符合等確認報告等については、監督員・主任監督員及び総括監督員の連名で行うこととなる。

#### (2) 設計変更上申書の記載方法

設計変更上申書の記載方法については、「7-4 設計変更書類等の記載例」を参考に作成し、次の事項に留意すること。

ア 設計変更理由について、下記項目に該当するものは上申書の理由欄に記載することを基本とし、記載内容は明確かつ簡潔に記載すること。また、次の項目に該当しないもののほか詳細な理由が必要な場合は、設計変更の条項に加え「別紙理由書のとおり」と記載し、「第Ⅱ編 設計変更事例集」を参考に理由を記載すること。

(ア) 契約書第17条（現場不符合等確認書で内容が確認できる場合）

(イ) 拡大設計変更（当初発注時の特記仕様書で全体工事の一部として、明示している場合）

(ウ) 概数確定による設計変更

(エ) 一括処理

イ 設計変更の概要欄は「別紙設計変更概要表のとおり」と記載することを基本とする。

### 7-2 設計変更理由書

(1) 理由の記載に当たっては、その原因又は必要性等を把握し、「第Ⅱ編 設計変更事例集」を参考に工事内容を変更する理由及び内容を明確かつ簡潔に記載すること。

(2) 契約書の適用条項等を記載すること。

(3) その他については次による。

ア 内容で記載事項が多項目にわたる場合は、別紙内訳によることができる。

イ 一つの変更理由により、ほかに多項目の変更事項が生じる場合は箇条書きとし、設計変更適用条項はそれぞれの箇条書きに記入することを原則とする。

ウ 変更内容について、必要に応じて次の事項を記載すること。

- (ア) 変更場所（位置、名称）
- (イ) 変更が必要となった要因
- (ウ) 変更の処理方法

### 7-3 設計変更概要表

概要表の記載に当たっては、条項毎又は案件毎に増又は減となった主な変更内容を1～3項目程度を目安に記載する。

- 例) 用水路工 100m → 120m
- 道路横断工 1箇所 → 2箇所

7-4 設計変更書類等の記載例

第35号様式

# 設 計 変 更 上 申 書

年 月 日

〇〇（総合）振興局長 様

総括監督員	所長	〇〇	〇〇
主任監督員	係長	〇〇	〇〇
監督員	主任	〇〇	〇〇

（ 〇〇〇〇 ）

工事名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 1工区

---

上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、  
関係図書を添えて上申します。

受注者	〇〇建設（株）		
現工期	着工	年 月 日	設計変更による
	完成	年 月 日	工期変更の必要性
設計変更の概要	<b>「別紙設計変更概要表のとおり」と記載</b>		設計変更による工事の一時中止の要否
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書第17条（別紙現場不符合等確認書のとおり）</li> <li>・ 拡大設計変更（別紙特記仕様書のとおり）</li> <li>・ 概数確定による設計変更</li> <li>・ 一括処理</li> <li>・ 契約書第18条（別紙理由書のとおり）</li> </ul>		
その他必要事項			

第 回設計変更

(別紙)

## 設計変更理由書 (記載例)

工事番号 ○○○○

工事名 畑地帯 (支援) ○○地区 1工区

《契約書第18条による変更》

用水路工事の○号用水路について、一部区間に隣接するほ場の土地使用者が変更となり、営農計画の変更に伴い、翌年度以降に整地工による田面の修正を行うことが判明した。

このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、○号用水路の一部区間の敷高等の再検討が必要となり時間を要することから、本工区での施工が困難であると判断したため、用水路を取りやめる。



# 現場不符合等確認書

( ○○○○ )  
工事名 畑地帯(支援) ○○ 地区 1工区

上記建設工事に係る現場不符合等に関し、 ○○年○○月○○日調査の結果、  
次のとおり確認した。

○○年○○月○○日

監督員 技師 ○○ ○○

現場代理人 ●● ●●

## 1. 不符合等の内容

○○ほ場の暗渠排水について掘削した結果、心土に礫が多く含まれていること  
から、この対応について協議願う。

## 2. 措置に関する意見

現地確認の結果、スリム型バケットでは掘削断面の保持が困難であることから、  
従来型バケットへ変更を行う。

**理由書の作成は不要(対応工法が明確な  
場合)**

## 現場不符合等確認報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇（総合）振興局長 様

総括監督員 次長 〇〇 〇〇  
主任監督員 工事第〇係長 〇〇 〇〇  
監督員 技師 〇〇 〇〇

（ 〇〇〇〇 ）  
工事名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 1工区

---

上記建設工事について、 〇〇年〇〇月〇〇日 現場代理人から現場不符合等の  
旨、通知があったので、 〇〇年〇〇月〇〇日 現場代理人立会いの下に調査を  
行った結果、別紙現場不符合等確認書のとおり確認したので報告します。

# 工 事 一 時 中 止 上 申 書

年 月 日

〇〇（総合）振興局長 様

総括監督員	所長	〇〇	〇〇
主任監督員	係長	〇〇	〇〇
監督員	主任	〇〇	〇〇

( 〇〇〇〇 )

工事名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 1工区

上記建設工事について、次のとおりその施工を一時中止する必要があると認められますので、上申します。

受注者	〇〇建設（株）
工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、側転2,400～2,800の護岸工を一時中止したい。（契約書第19条）
工事の一時中止を必要とする期間	護岸工の再検討が完了予定の 〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間）
その他必要事項	

工事の一時中止を必要とする期間を定めるときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から工事の施工を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「〇〇の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、工事を再開する際に一時中止を解除し、その旨を受注者に書面をもって通知する必要がある。

また、工事の一時中止期間が工期の2分の1に相当する日数（工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超える場合、受注者に契約解除権（契約書第47条）が発生するケースがあるため注意すること。

注 1 工事の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。  
 2 工事の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。

# 打 合 簿

年 月 日

(工事監督員)

総括監督員

主任監督員

監 督 員

(受注者)

工事名

発 議 者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者		
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他( )		
件 名	内 容		
概数の確定について	・概数項目について、別紙確認資料により確定する。		
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提示 <input type="checkbox"/> その他( )します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】  【中間】処理・回答日： 年 月 日      【最終】処理・回答日： 年 月 日	
	受 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 了解 )します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】  【中間】処理・回答日： 年 月 日      【最終】処理・回答日： 年 月 日	

備考 打合せ毎に別葉とする。

※情報共有システムを使用しない場合は、適宜決裁欄を作成すること。

※協議(概数確定)時には、会社の責任者の押印が必要である。

# 打 合 簿

年 月 日

(工事監督員)

総括監督員

主任監督員

監督員

(受注者)

工事名

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者
発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他( )
件名	内容
工事内容の変更指示書 (第1回)	別紙、工事内容の変更指示書 (第1回) のとおり指示します。
処 理 ・ 回 答	発注者 上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提示 <input type="checkbox"/> その他( )します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】 【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日
	受注者 上記について <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他( )します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】 【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日

備考 打合せ毎に別業とする。

※情報共有システムを使用しない場合は、適宜決裁欄を作成すること。

年 月 日

(受注者名) ●●建設(株)  
現場代理人 ●● ●● 様

①

総括監督員  
●●総合振興局  
●●耕地出張所長 ●● ●●

## 工事内容の変更指示書 (第●回)

(工事番号)  
(工事名)

上記工事の工事内容を一部変更するので、下記の指示により施工されたい。

②

記

### 1 指示の内容

1-1ほ場について、「湧水処理工説明図」のとおり湧水処理工を追加する。

※ 設計変更理由ではなく、「指示」を記載

特記事項 当該指示における概算金額: 約 ●●百万円増(減)の見込み(消費税等含む)  
ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

③

(概算金額累計)

①現請負代金	●●円
②増減見込額の累計	●●円の増(減)
③増減見込額の絶対値の累計	●●円
③のうち、新工種に係る見込額	●●円

(趣旨)

本様式は、工事に必要な指示を迅速かつ的確に行うためのものである。

④

※情報共有システムを使用しない場合は、メールにより対応すること。

## 工事内容の変更指示書記載の留意事項

### ① 総括監督員について

出張所（室）にあつては所長、次長  
整備課、農村振興課にあつては課長、主幹 となります。

### ② 指示の内容及び特記事項における概算金額の明示について

追加工事等に伴う追加・変更契約は、原則、追加工事等の着工前に契約変更を行うことが必要ですが、都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、以下の事項を取り交わすことにより、内容が確定した時点で遅滞なく手続きを行うこととなっています。

#### 【受注者と取り交わす事項】

- ア 受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容 …指示の内容及び添付資料により明示
- イ 当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期 …当「設計変更の手引き」により明示
- ウ 追加工事等に係る契約単価の額 …概算金額により明示

（発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（R8.1 国交省）より）

◎建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するものとして見なされないため、適切に対応する必要があります。

### ③ 概算金額累計について

契約事務担当者において、新工種に係る見込額を把握するため、記載するものです。

### ④ 情報共有システムによる回付について

打合簿に添付して情報共有システムにより回付

受注者への回付者は総括監督員とします。

受注者は「会社の責任者」による承認を必要とします。

なお、書面により提出を受けた場合、課税文書の作成とみなされる恐れがあることから、情報共有システム若しくはメール等により、提出を受けてください。

### ⑤ 工事内容の変更指示書の添付資料について

工事内容の変更指示書への添付資料は以下を標準とします。

ア 受注者へ

- ・設計変更概要表（指示の内容欄に記載出来ない場合）
- ・変更説明資料（図面、写真等）（必要な場合）
- ・その他必要資料

イ 支出負担行為担当者へ

- ・設計変更理由書
- ・設計変更概要表
- ・変更説明資料（図面、写真等）
- ・現場不符合等確認報告書（現場不符合の場合のみ）
- ・現場不符合等確認書（現場不符合の場合のみ）
- ・その他必要資料

## 8 設計変更に係るQ&A

### 8-1 概数に関する質疑について

番号	質問・疑問	回 答
1	概数等発注とは何か。	<p>工事発注等に際して、工事数量の全部又は一部を概数で積算するとともに施工条件を明示し、その詳細が判明した時点で、その工事数量を確定し、必要に応じて設計変更処理を行う方法をいいます。</p> <p>概数として扱える数量は、次のいずれかの方法により算出された工事数量となります。</p> <p>(1) 大部分が概数によるもの</p> <p>ア 標準断面図(定規図)において代表的な幅、長さ、面積等の数量を示し、これにより算出した工事数量</p> <p>イ 現地の取り合い等により、委託成果品の数量に変更が予想される工事数量</p> <p>(2) 主要部分以外が概数によるもの</p> <p>ア 工事目的物の主要部分を積算することによって、その工事が把握できる場合における工事数量</p> <p>イ 標準的な工法により設計計上する仮設工に係る工事数量</p>
2	概数による工事の発注には、どのような利点があるか。	<p>事前に「変更が予想される数量」として契約しているため、現場不符等の確認・報告、設計変更上申手続き及び受注者の承諾等といった事務手続きを行うことなく、工事監督員との数量確定協議により工事着手が可能となり、次のような利点を想定しています。</p> <p>①積算業務及び入札の効率化</p> <p>②契約条件の明確化</p> <p>③事前調査費用のコスト縮減</p> <p>④現場の効率化</p>
3	現在の委託成果品は、ある程度の精度を持っている。これを概数とすることに問題はないか？	<p>委託成果品の精度は「適正な予定価格算出に必要な精度」であり、より精度の高い成果品を期待するためには、より一層の調査費・時間を要するものであることから「変わり得る数量として、概数等発注を行う」ものであり問題ない。</p> <p>委託の成果品であっても、現場条件の把握に一定の制約の中で調査した結果に基づく数量を積み重ねたものであり、現場条件に必ずしも一致しない場合があるので、数量を概数で扱うことができる。</p>

番号	質問・疑問	回 答
4	委託成果品を使用して概数等発注する場合の数量については、平均断面等を用いた概数で算出しなければならないのか。	変更が予想される委託成果品の数量は、平均断面等によらず、そのまま概数としてかまわない。
5	設計変更図書の作成を受注者に費用を支払いして作成させるのは、委託成果品との関係で重複とならないか。	変更図面の作成費用は、より精度を高めるために必要な委託成果品の修正費用を基本としており重複とはならない。又、現地測量費用は現請負工事の現場管理費に含まれていることから計上しない。
6	設計変更図書の作成費について、基準となる歩掛を示してほしい。	「設計変更に係る図書等作成について（平成 25 年 11 月 27 日付事調第 793 号事業調整課技術管理担当課長通知）」による。
7	概数等発注の確定で増額となり地区予算に不足を生じた場合にはどの様に処理したらよいか。	概数等発注においては、概数の確定により増額となることがあるので、概数とした内容に応じた的確な予算管理が必要となる。予想を超過する増額が発生し、地区事業費に不足を生じる場合には、契約書第 29 条に基づき、契約の目的物の減により処理することとなるが、これに対応できる工事工程管理が必要である。
8	概数等発注の確定による設計変更金額の増減の範囲はどの程度まで許されるか。 また、業者の指名ランクが変わっても差し支えないか。	基本的には不確定部分の確定に伴う費用であり限度はない。しかし、契約の内容を大幅に変更することを無条件に認めるものではなく、「概数」とするのは工事費・工期などに著しい影響を与えない範囲とすること。 また、概数の確定による設計変更は現契約内容とまさに分離施工困難であり、指名ランクが変わってもやむを得ない。
9	概数等発注を前提として、委託業務内容の一部を簡素化してもよいか。 また、委託歩掛を改定する予定はあるか（取付道路が数箇所ある場合でも、標準箇所のみ設計とする等）	委託業務を委託業務内容に応じて簡素化することは差支えないが、委託業務の発注に際してはその仕様書などに業務内容を正確に公示する必要がある。 また、委託歩掛は概数等発注以外も含めて業務の内容に対応して作成しているものであり、改定する予定はない。
10	概数とした数字の算出根拠等は必要か。	設計の根拠となる図面・数量計算・設計書は整合していることは当然であり、算出根拠は必要である。
11	概数確定による施工機械規格や市場単価の施工規模の変更による単価の変更は、概数の範疇で扱うことに問題はないか。	発注者と受注者の協議による概数の確定に基づくものであり、問題はない。

番号	質問・疑問	回 答
12	<p>施工条件を明示する場合は、工事目的物および仮設物を「ゼロ計上」してもよいか。</p>	<p>施工条件の変更により設計変更する場合は、概数確定ではなく、通常的设计変更として扱うものとする。</p>
13	<p>概数等発注の確定により工事量（契約の目的物）の変更は可能か。</p>	<p>概数等発注は契約の目的物の変更を意図しているものではなく、基本的にはできない。          しかし、線工事において簡易な方法で延長を決定し発注する場合で、公示した起終点の変更がない場合は、概数確定により工事量(契約の目的物)を設計変更することは差しつかえない。同様に面工事においても公示した当初施工予定区域内の耕地面積および耕地面積を使用し求める数量については、概数確定により工事量(契約の目的物)を設計変更することは差しつかえない。</p>
14	<p>概数とした設計内容は必ず、全て設計変更が伴うのか。</p>	<p>想定した数量に変更がなければ、設計変更を行う必要はない。ただし、数量に変更がない場合についても「打合簿」を作成し、相互に書面で確認することは必要である。</p>
15	<p>設計変更は工事の不確定要素の一部又は全部が解消した時点で変更することとし、概数以外の部分の設計変更を行う必要が生じた時は、概数の全部又は一部の設計変更を合わせて行うこともできるとなっているが、この場合の設計変更上申書の理由欄はどの様に記載するのか。</p>	<p>概数確定とその他の設計変更を行う場合においても、特別な記載をする必要はない。          「7-4 設計変更書類等の記載例」を参考に記載すること。また、別途詳細な理由が必要な場合には、別添の設計変更事例集を参考に記載すること。</p>
16	<p>設計変更の図面の表示の方法は。</p>	<p>概数の確定による設計変更も「設計変更」であり、「設計書作成要領の7 設計変更について」による。</p>

番号	質問・疑問	回 答
17	<p>当初概数表示した工種の中で、概数の確定に伴い新たに必要となる項目については概数確定の対象とできるか。</p>	<p>概数確定に伴い新たに必要となる項目については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>例1 「道路、水路の附帯工で施工位置について監督員と協議して決定するとした工種」のうち、その位置の変更等に伴い新たに必要となる項目は概数確定の対象とすることができる。</p> <p>ただし、構造・規模・工法の変更は概数確定の対象とできない。なお、特記仕様書に「附帯工の位置の変更により新たに必要となる項目については概数確定の対象とする」を付記する。</p> <p>例2 土工量の概数確定に伴い新たに必要となる項目（流用土）は概数確定の対象とすることができる。なお、特記仕様書に「土工量の概数確定に伴い新たに必要となる項目については概数確定の対象とする」と付記する。ただし、土工量の概数確定に伴い新たな土捨場・土取場が必要となった場合は、「新工種」として扱うこととし、概数確定の対象とすることはできない。この場合は、特記事項の追記を含め通常的设计変更とする。</p>
18	<p>伐開・抜根面積およびコンクリートやアスファルトの取り壊し数量は、概数としてよいか。また、廃棄物処理数量は概数としマニフェストにより精算してよいか。</p>	<p>面積、取り壊し数量については、概数とすることは可能であり、工事着手前に概数の確定を行うことを原則とする。また、処理数量についても概数とすることは可能であるが、概数の確定は、処理着手前に行うことを原則とする。</p> <p>ただし、施工後でなければ数量の確定ができない産業廃棄物数量については産業廃棄物管理票（マニフェスト）により確定し、一般廃棄物については、廃棄物処理法による産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出を義務付けられていないため、受け入れ伝票等の書類等により数量を確定するが、現地において処理の対象となる産業廃棄物及び一般廃棄物の有無を確認する必要がある。</p> <p>なお、産業廃棄物数量及び一般廃棄物数量には、処理数量のほか撤去数量や取り壊し数量、運搬数量等も含まれるものとする。</p>
19	<p>水替ポンプの口径・台数および水替日数は、不確定要素が多く、迅速な対応が必要な場合が多いので、概数扱いとできるか。</p> <p>また、ゼロ計上は可能か。</p>	<p>水替ポンプについては、排水量を施工条件として明示するものとし、施工条件の変更がある場合は、通常的设计変更とする。また、水替日数は、標準的な作業日数などを設計根拠としているので、概数とすることはできず、受注者の責めによる日数増の設計変更もできない。</p> <p>また、水替についても9番同様、ゼロ計上は概数扱いとせず、通常的设计変更によるものとする。</p>

番号	質問・疑問	回 答
20	仮設工法の変更は、概数扱いとしてよいか？	不確定な数量を概数とすることが原則であり、工法は概数扱いとはできない。また、構造を指定する必要のない仮設についても施工条件の明示に努め、施工条件の変更が生じる場合には通常的设计変更を行うものとする。
21	客土の運搬土の単位体積重量、変化率は概数とできるか？	工事着手前の調査により確定できる場合は、概数とすることができる。 なお、特記仕様書に単位体積重量、変化率を概数として表示する。
22	概数等発注の最終の精算設計変更は目的物が完成した時点でなければできない場合が多いと思われるが（出来高変更）、工事完了後に契約の変更することに問題はないか。	概数等発注とは「概数」表示した内容については、発注者・受注者の相互において変わり得る数量であると認識し、お互いに「打合簿」により確認後施工するものであり、出来高に対して精算設計変更するものではない。 「打合簿」により相互確認し、設計変更することとしたものについては変更する責務があり、設計変更が終了して工事が竣工となる。 工期末に概数確定による数量変更が予想される工事については、設計変更に要する予算措置とともに、概数の確定を早急に行う必要がある。
23	建築工事に係る概数等の取扱いについては、如何に行うのか。	建築工事に係る概数の取扱いは、建設部制定「営繕工事の概数等発注事務取扱要領」に準じるものとする。
24	暗渠排水の概数において排水組織の基本構成に変更がない場合とあるがその具体例について示されたい。	暗渠排水における排水組織は、吸水渠、集水渠、水閘（水田・汎用田）、排水口などが基本構成となっており、その基本構成に変更がない場合は、ほ場の配線間隔、標準断面、管種（水閘、排水口含む）に変更がないことをいう。発注後の現地確認の結果、ほ場表面の部分的な過湿対策（密配線、枕地暗渠等）が必要となった場合は、吸水渠として扱い、概数により変更することができる。ただし、湧水や山側からの差し水等、暗渠排水の目的である地表残留水の排除及び地下水位の低下以外の事象に対処する場合は現場不符合等で対応する。
25	暗渠排水の現地測量を行った結果、ほ場高さに変更となった場合、水理計算をやり直さなければならないか。	暗渠排水の水理計算に使用する勾配は 1/50 単位で計算するなど幅をもっているため、ほ場高さ的部分的に変更となった場合でも、再度行う必要はない。ただし、水理計算上不利になることが明らかな場合は、別途検討すること。

番号	質問・疑問	回 答
26	概数等による発注は、工事内容の変更指示書による指示として事務処理ができるか。	<p>概数の確定については、打合簿で数量の確定協議を行い、設計変更を行ってください。このとき、当初から計上している工種であり、新たな作業が伴わないことから、「工事内容の変更指示書」の取り交わしは不要です。</p> <p>ただし、概数の確定によるものかどうか内容が確認できるように処理してください。</p>

## 8-2 拡大設計変更に関する質疑について

番号	質問・疑問	回 答
1	農業農村整備事業となっているが、団体営事業についても適用するのか。	道営工事について定めたものである。
2	設計変更はいつ行うのか。	追加工事の発注と同様の考え方で行う。拡大する工事内容の工種が既発注工事の同一工種の工期内であればいつでも行える。
3	拡大設計変更には、どのような基準が定められているのか。	工事内容の拡大に伴う設計変更は、現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約金額の 3 割以下で、かつ、3,000 万円以下*の増額の場合に限る。
4	現工事と分離施工することが困難又は不利な工事とは、具体的にどのような工事か。	<p>困難又は不利とは次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>① 工事の種別又は目的上、分割することが好ましくない工事を事業の執行上分割して発注することを余儀なくされた工事。</p> <p>② 現工事と直接関連する工事、かつ工事箇所が接続又は近接している場合で、著しく有利な価格（諸経費の減額調整を行った価格）で契約できる見込みがある場合。</p> <p>③ 工区の地理的条件等から、他の者に施工させることが、資材の搬入、工事の進行管理等からみて困難な場合。</p> <p>ただし、必ずしも設計積算上の有利性をいうものではない。</p>
5	現工事と直接関連する工事、接続又は近接の考え方如何。	<p>「現工事と直接関連する工事」とは、当該工事の事業（予算）調整等による事業量、事業費の増加に伴う工事である。事業（予算）調整等には、地区間調整による増加及び軽微な地区内調整による増加に伴う工事を含むものとする。</p> <p>接続とは、線又は点で接している場合で、道路、水路等が間にある場合も含む。近接とは、工区は接続していないが、対象工区間の距離が近く、現工事の仮設物を使用できる場合、あるいは施工管理上の有利性がある場合をいう。</p>

番号	質問・疑問	回 答
6	設計変更決定前に施工現場で拡大する工事内容の工事を施工できるのか。	拡大設計変更は、標準契約書第18条第1項の発注者権利を行使するものであり、受注者に対し、設計変更の通知をすることにより効力が発生するものであるから、工事内容の変更は受注者が通知書を受けとったときから工事を施工することができることとなるが、請負代金額及び工期の変更が、受注者が変更契約書で意志表示したときとなるため、変更する工事内容を施工するのは、受注者から変更契約書を徴取した後が望ましい。
7	設計変更後、変更工程表の提出は必要か。	設計変更により工事工程に変更が生じた場合は、受注者に対し変更後の工事工程表の提出を求めなければならない。(標準契約書第3条)
8	従来の設計変更と拡大設計変更を同時に行えるか。	行える。ただし、拡大変更する基準は当初契約額に対するので留意すること。
9	拡大設計変更を行う際に工事数量を概数とすることは可能か。	拡大の設計変更には、予算の範囲内で事業を確定する主旨もあるので、この見込みが確実な場合に限り、概数として扱うことができる。
10	拡大変更の長所に事務簡素化とあるが、本当に事務簡素化になるか。	従来の追加工事発注には、起工、通知、公示、入札、契約等の業務を行っているが、設計変更で対応することにより、起工、通知、公示、入札等の業務が減り、速やかな工事着手が可能となる。
11	拡大設計変更は、同一工事で回数に制限があるのか。	当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*の範囲であれば、変更回数に制限はない。
12	上申書の理由はどのように記載するか。	拡大設計変更を行う理由は、事業の効果を早期に発現させるため、必要な工事を追加するための変更でなければならない。したがって、その旨記載し、事業費が増となった内容を明示しなければならない。ただし、当初から特記仕様書に拡大設計変更を行う旨、明示している場合は、上申書理由欄に「拡大設計変更(別紙特記仕様書のとおり)」と記載し、拡大設計変更に係る特記仕様書の写しを添付する。

※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」

### 8-3 契約書第17・第18条（変更指示書含む）に関する質疑について

番号	質問・疑問	回 答
1	<p>変更指示書による指示は、何度行っても良いのか。</p> <p>また、設計変更を行う時期は、工事終了前として良いか。</p>	<p>変更指示書による指示は、その範囲内であれば何度も変更指示書による指示として処理することができる。</p> <p>また、設計変更を行う時期は、受注者から求めがあった場合を除き、当該工事の不確定要素すべてが解消した時点として良いので、結果的に工事終了前となることもある。</p> <p>なお、設計変更するまで契約変更を行わないこととなるため、当該工事の不確定要素が解消したと想定される場合や増減見込額の累計が限度額を超えた時点で、速やかに設計変更を行い、契約変更する必要がある。</p>
2	<p>承諾図も設計図書の扱いとなるが支出負担行為担当者に上申して、原本設計書に添付する必要があるか。</p>	<p>設計図書の扱いとなるが、支出負担行為担当者へ上申して、原本設計書に添付する必要はない。</p> <p>なお、設計図書である承諾図や打合簿を工事成果品と一緒に保管する場合は、保存期限が設計図書10年、工事成果品5年と異なるため、注意すること。</p>
3	<p>敷砂利による工事用道路を設計計上している場合、敷鉄板に設計変更することができるか。</p>	<p>コーンペネトロメーターのコーン指数(qc 値)等の調査結果から、ダンプトラック等の走行に必要なトラフィカビリティがないことが確認された場合等には、設計変更することができる。ただし、安易に全延長を設計変更するのではなく、必要範囲を確認すること。</p>
4	<p>当初設計において、条件明示を行っていない場合（任意仮設等）でも設計変更を行うことは可能か。</p>	<p>条件明示の有無にかかわらず、当初発注時点で予期し得なかった状況が現場で確認された場合など、受注者の責によらない場合は、受発注者双方協議の上、設計変更を行うことができる。ただし、設計変更に当たっては次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①当初設計の考え方や設計条件を再確認したうえで協議を行う。</li> <li>②当該工事での変更の必要性を明確にし、契約書第18条で行うことを基本とする。</li> <li>③設計変更の契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。</li> </ul>

番号	質問・疑問	回 答
5	<p>附帯的に工事量の変更は必要となる場合とはどのような場合か。</p>	<p>工事量の変更を目的としない変更を行う際に、附帯的に事業量の変更が必要となる場合で、次のような事例を想定している。ただし、起終点の変更を行うことはできない。</p> <p>例) 用水路工において当初想定していなかった支障物件を回避するため分水工の位置を変更する。分水工の位置変更に伴い、本線との接続位置が変更となることから、本線の延長についても変更する。</p>
6	<p>変更指示書による工事着手可能の時期はいつになるのか。</p>	<p>変更指示書に該当する箇所については、受注者が承諾した時点で工事着手が可能です。</p>

## 9 指定と任意の考え方

仮設工における設計変更については「仮設工事設計に係る取扱い」（令和2年(2020年)3月3日付け事調第1308号）による。

### (1) 仮設工の定義

当該契約工事の工事目的物を築造するために必要な仮の設備及び施工手段で、当該契約工事の工期内でのみ機能し、若しくは使用され、一般的に当該契約工事の完了とともにその目的が達せられ撤去されるものである。

また、仮設工は、その内容・工法及び仮設条件を指定する指定仮設と、受注者の裁量にゆだねる任意仮設に区分される。

### (2) 指定仮設と任意仮設

工事目的物を完成するための施工方法及び仮設等において、「指定仮設」とは、設計図書のとおり施工を行うものであり、「任意仮設」とは、受注者の責任において施工を行うものである。

契約書第1条第3項に明記されているように、特別の定めがある場合を除き、施工方法等は受注者の責任において施工（基本は任意）するのが基本である。

### (3) 設計変更の取扱い

指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、施工条件明示（地質条件、廃棄物処理条件等）をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

また、当初明示した条件には、特記仕様書や工事数量総括表の規格・摘要欄に明示した施工条件のほか、設計図、参考図、設計計算書及び数量算出書から判読できる地盤線及び土質条件等の事項や、社会通念上、一般的に考えられる事項も含まれることに留意する必要がある。

ただし、当初明示していない条件が変更となった場合においても、当初発注時点で予期し得なかった状況が現場で確認された場合は、受発注者双方協議の上、設計変更を行うことができるものとし、設計変更に当たっては、次の事項に留意し受注者へ支持するものとする。

- ①当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で協議を行う。
- ②当該工事での変更の必要性を明確にし、契約書第18条に基づき行うことを基本とする。
- ③設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

	指 定	一 部 指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）	制約のある施工条件等を指定する（契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的な指定はない。（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の施工を拘束するものではない。）
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 （施工計画書等の提出は必要）	
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない	
当初明示した条件の変更に対する設計変更	設計変更の対象とする。		
当初明示していない条件の変更に対する設計変更	当初発注時点で予期し得なかった状況が現場で確認された場合は、受発注者双方協議の上、設計変更の対象とする。		
天災等の不可抗力に対する対応	契約書の規定に基づき処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する		

## 10 不可抗力による損害の取扱い（工事中災害について）

### （1）工事中に受けた損害の負担

土木工事は、一般に屋外で行われ、また工期も長いため、工事の途中で契約した時には予測できなかったような事象がおこり、予定外の出費を生じることがある。

工事中における災害もその一つで、降雨等により出来上がった法面や盛土が崩壊する、洪水等によって仮締切が流出する、あるいは現場に置いてあった材料や潜水ポンプなどの機械が破損するというような損害を受けることがあり、さらにこれらの損害の取片づけに費用が必要となる場合がある。

受注者は契約した工期及び請負代金をもって、設計図書に従った工事をする義務を負っているため、出来形が破損を受けたとしても、それは受注者の負担で復旧するのが本来である。

しかし、あまりにも多額な損害や、受注者の責任によらない原因で生じた損害までも受注者の負担とさせることは決して合理的なこととはいえない。

なぜならば、発注者にしてみれば、損害を一切負担しないことは一見有利と思われるが、もしそうなれば受注者は対抗上、入札金額に危険負担分を算入することとなり、請負代金は全体的に高い水準になることが想定される。

また、受注者としても全ての危険を予測できるわけではなく、その規模も確定できないことから、予想した以上の損害は自己の負担となってしまう。

このようになった場合、請負工事そのものが非常に投機性の高いものとなり、建設業界の健全な発展のうえからも有益なものとはいえない。

この観点から建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）においても、工事の請負契約には、天災その他の不可抗力による損害の負担方法を定めなければならない（法第19条）としており、道においても北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の別記（第10条関係）建設工事請負標準契約書式契約書（以下、「契約書」という。）第28条にこれに関する規定を設けている。

詳細については、「道営農業農村整備事業における工事中災害について」（平成13年1月16日付設計第1535号）を参照のこと。

### （2）工事中災害であるための前提

- 1 原因が天災その他の不可抗力であること。
- 2 損害を回避するための措置をとっていたこと。
- 3 現場を善良な管理者の注意義務で管理していたこと。
- 4 受注者が損害状況を工事監督員に直ちに通知していたこと。
- 5 工事の期間中に被災したものであること。

### （3）損害の負担範囲

損害額については発注者と受注者がそれぞれ負担する。

#### 1 受注者の負担範囲

損害額及び損害の取片付けに要する額（以下、「損害合計額」という。）のうち請負代金額の1/100までの額

#### 2 発注者の負担範囲

##### 1) 負担額

損害合計額のうち請負代金額の1/100を越える額（受注者がこの工事を遂行する場合に限る）

##### 2) 発注者の負担方法（契約書第28条第4項及び第5項）

発注者は、損害合計額の負担を原則とするものとするが、被災によって生じた設計変更に含まることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。

### 3) 負担範囲

発注者が負担するためには、次のような要件が満たされていることが必要である。

#### ① 確認可能性 (契約書第 28 条第 5 項)

工事目的物、工事材料、仮設物又は建設機械機具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事材料の検査等 (契約書第 12 条第 2 項)、工事監督員の立会い (契約書第 13 条第 1 項及び第 2 項)、部分払のための確認 (契約書第 36 条第 2 項)、その他受注者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限られる。このうち受注者の工事に関する記録としては、契約書第 10 条の規定に基づく履行報告書類、契約書第 13 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づく工事写真等の記録、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書等があげられる。

#### ② 通常妥当性 (契約書第 28 条第 6 項第 2 号及び第 3 号)

契約書第 1 条第 3 項により設計図書に指定のない限り、工事材料、仮設物、建設機械器具については自主施工の原則により受注者の裁量に委ねられているので、発注者が通常妥当と認められる範囲をこえる特殊、不必要、上等なこれらの損害を負担する必要はなく、通常妥当と認められるものであれば生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。また、通常妥当と認められない仮設物等を用いたために損害が生じた場合は、発注者はその損害を負担する必要はない。なお、設計図書に工事材料、仮設物、建設機械器具の指定がある場合には、その指定に従っているものは通常妥当と認めるものとする。

#### ③ 現場搬入性 (契約書第 28 条第 5 項)

工事材料、建設機械器具については、工事現場に搬入されているものでなければならない。工事現場以外の工場、倉庫等にある工事材料 (工場製品を含む) あるいは輸送途中における工事材料については、部分払のための確認を受けたものであっても、発注者の負担対象とはならない。仮設物については、工事現場に搬入される前の仮設準備品は対象とならない。

# 第 I 編

## 設計変更の手引き

【委託】

余白

## 1 はじめに

委託業務契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に従い法令を遵守し契約内容を履行することである。しかし、委託業務は委託者が委託業務内容について現地の条件などから作業内容を想定し条件を定めており、業務の進捗に伴い条件等が変更となることが多く常に設計変更等の問題発生が懸念される。そのため当初積算時に予見出来ない事態の変化や制約条件については、その前提条件を明示し、当初予見できない問題に対して受託者の的確な協議と委託者の迅速な対応により、設計変更を行う必要がある。

本資料は、設計変更の手続き等を円滑に行うため、既存の通知等を踏まえ、設計変更の手続き方法や留意事項についてとりまとめた手引き書である。

## 2 設計変更と契約変更

### (1) 設計変更と契約変更

#### ア 設計変更と契約変更

契約の変更とは、給付の内容、契約金額、契約当事者、危険負担、違約金の額など契約の内容を変更することをいう。

ここでいう契約の変更は、単に民法第513条に規定するところの債務の要素に変更ある場合だけに限らず、これら以外の変更（契約の同一性を失わない範囲の変更）、すなわち、履行条件、業務委託料、支払時期、危険負担、履行期限、違約金などの変更をも含む。

設計変更とは、委託業務の履行に当たって契約の目的（委託業務内容の同一性）を変更しない限度において、当該委託業務の履行条件の一部を変更することである。

契約の目的とは、受託者が、①業務内容を ②落札金額で ③委託期間までに履行し必要な成果を得ることをいい、業務内容とは、①仕様書 ②図面等で示された委託業務量、履行条件、仕様等ということができる。

委託契約においては、当初の履行条件・仕様書どおりに履行することが困難な事例が多い。測量、調査、設計に係る委託業務は、現地の条件などから作業内容を想定して履行条件を定めることから業務の進捗に伴い業務を履行するのに必要な新たな条件が判明し、履行条件が変更となる事例が少なくない。よって、委託業務途中で当初履行条件時の想定と異なる事象の発生は当然起こり得ることである。

また、業務委託料の適正な設定は、当初発注時のみでなく、委託期間を通じて確保されることが不可欠であり、履行条件の変化に伴う設計変更は不可避的である。

委託業務途中で当初設計時の想定と異なる事象が発生した場合には、委託者が変更することを決定し、委託期間・業務委託料も変更となる可能性が高いことから、業務委託事務取扱要綱（昭和50年3月25日付け局総101号副出納長、総務部長通知「業務委託事務取扱要綱の制定について」）第19に定める契約様式の別記第10号様式等（別記第10号様式を例に記載し、以下、「契約書」という。）第1条において委託者及び受託者は設計図書に従い誠実に履行する（双務契約）ことを明記するとともに、契約書第17条等において、受託者からの通知を義務づけている。

このような履行条件の変化に迅速・適切に対応（設計変更）するためには、契約の根幹となる履行条件をあらかじめ明らかにしておくことが極めて重要である。

#### イ なぜ設計変更を行わなければならないか

業務委託料は、公示された設計図書（図面・仕様書等）に従って受託者が見積り、決定される。

適正な業務委託料を見積らせるためには、でき得る限り具体的な内容を公示し、必要な見積期間を設定しておかなければならない。

具体的な内容を公示するという事は、受託者に対して見積条件を与えることであり、さらには、委託業務をこの条件に従って履行しなければならないということである。

これらの条件とは、設計時点における判断材料のもと予想される履行条件等のことであるが、当初の条件どおり委託業務を進められない事態が生じることがある。

この事態が生じる原因としては

- a) 委託期間が長期にわたること
- b) 不明確な判断材料のもとに履行条件を想定せざるを得ないこと
- c) 業務を実施することにより必要な調査内容、技術的判断内容が判明すること

などが上げられ、この結果として履行の途中で条件が変われば、それは受託者にとっては当初の見積条件が変わったことになる。

同時に、委託者の立場からすると条件が変わることによって、委託業務内容を変更する必要が生じたり、場合によっては委託業務の打ち切りなどの必要が生じることがある。

このため、当初設計の履行条件が変わるといふことになれば、委託業務内容の変更つまり設計変更を行って、業務委託料を変更することになる。

これを行わなければ、受託者が不当な損害を被る場合や、委託者が必要な成果を得られないなど、不必要な金額を支出するが生ずることになる。

以上のほかに委託者の都合で委託業務内容を変更することがある。委託者は、委託業務内容について、履行条件をその規模、内容、仕様等を十分検討し設計を行い、委託契約を締結しているが、委託業務の履行途中において、その判断を変更せざるを得ない事態が生ずることがあり、その場合は、前に述べた委託業務の履行条件の変更等による委託業務内容の変更とは異なり、自ら意志で委託業務内容を変更しなければならない。

また、公共事業等に係る委託業務の履行は予算に基づいてなされており業務委託料の増減や委託者が必要な費用等を負担しなければならない事態が生じたとき、予算の執行残額が少ないときは、予算外の義務を負担する結果となり会計制度の面からみて適正なこととはいえないので、そのような場合には、委託業務内容を変更し当初の業務委託料または委託者の負担し得る範囲内の増額等に相当する委託業務内容とする必要がある。

## ウ 契約変更、設計変更の限界

当初契約を競争入札によったものの契約条項を変更することは、軽微な事項を除いては原則として許されない。

なぜならば、競争入札によった契約では、契約のすべての事項は入札の条件となったものであるから、軽微の事項は別として、これを契約締結後に変更することは、競争入札に付した目的、趣旨に反し、地方公共団体の側に不利益となるおそれがあるからである。

また、設計変更は履行条件等の変更による場合の他は委託者の自由な意志で行うことができる。しかし、当初契約が一定条件のもとに競争入札等に付されたものである以上、その内容を安易に変更するのは好ましくない。

したがって、例えば、契約の目的における成果、数量、対価の額、対価支払の時期、危険負担、完了期限、違約金、部分払等に関する事項は、当初各入札者が入札をする際の条件として、入札価格算定の基準となったものであるから、これらを契約締結後に変更することは許されない。入札参加者は同一条件のもとに業務委託料を算出し入札に臨んだものであり、これら変更を当初入札に付する時になしていたとすれば、他にもっと有利な入札をした者があつたかも知れないからである。

つまり、契約変更、設計変更は必要な成果を得るために委託業務履行上やむを得ないとき、

あるいは住民の福祉からみて必要と認められる場合に限り行い得るもので、みだりに許容されるべきものではない。

この他に、契約理論上から設計変更の限界が考えられる。

設計変更には、質的な変更と量的な変更とがある。質的な変更とは、当初契約にはない内容が追加されるとか、あるいは当初あった内容が消滅したとかの変更であり、その内容により軽微とみなされる変更から重大な変更まで多様な変更の形態が考えられる。例えば、道路の設計を委託業務として契約したが、道路をとりやめ橋梁の設計委託業務に変更しようとする場合は重大な変更にあたる。

質的な変更でも重大な変更にあたる場合は、契約の目的が変更される（契約の要素の変更）ので設計変更は許されず、新しい契約とみなされる。

量的変更とは、委託業務費の増加および減少による設計変更である。この場合は、契約目的に変更はないので設計変更は許されるが、契約書第 44 条の規定により委託業務内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したときは受託者に契約解除権があることから、著しい量的変更にあたるときは契約の同一性を失うものとして設計変更はできないと解される。

## (2) 委託者・受託者の留意事項

委託者は、設計積算にあたっては、委託業務を履行するにあたって必要な条件を明示するよう徹底する。また、委託業務実施にあたっては、契約書第 17 条、第 18 条に基づき適正な手続きを行う必要がある。

受託者においては、入札にあたっては契約図書をよく確認のうえ、疑義があるときには説明を求めることができる。また、委託業務の着手にあたっては設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、履行中に疑義が生じた場合には、委託者と「協議」して進めることが重要である。

また、設計変更を行うことの出来ない場合と、行うことの出来る場合は次のようなケースなどがある。

### ア 設計変更を行うことの出来ないケース

以下のような場合においては、原則として設計変更できない。なお、災害時等緊急の場合はこの限りではない。

- ・設計図書に条件明示のない事項において、委託者と「協議」を行わず受託者が独自に判断して履行を実施した場合。
- ・委託者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で履行を実施した場合。
- ・委託契約書及び調査測量設計業務共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合。
- ・正式な書面（打ち合わせ簿等）によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合。

### イ 設計変更を必要としないケース

・受託者の任意の都合による提案を委託者が「承諾」して履行した場合。ただし、技術的又は、経済的に優れた代替方法その他改良事項発見又は発案し設計図書等の変更を提案した場合は除く。

### ウ 設計変更を行うことが可能なケース

次のような場合においては設計変更を行うことができる。

- a) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（契約書第 17 条第 1 項 2 号）
  - ・条件明示する必要がある場合にも係らず履行条件として表示すべき条件明示がない場合。

- b) 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第 17 条第 1 項 3 号）
  - ・条件明示した内容が不十分、不正確、不明確でどのように履行してよいか判断がつかない場合。
- c) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と一致しない場合。（契約書第 17 条第 1 項 4 号）
  - ・設計図書に明示された測量する現地の地形や調査設計する箇所の地形・地質が現地条件と一致しない場合。
  - ・設計図書に明示された法令などの条件が現地と一致しない場合。
- d) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することの出来ない特別な状態が生じた場合。（契約書第 17 条第 1 項 4 号）
  - ・予期せぬ自然災害等により履行条件を変更せざるを得なくなった場合。
  - ・予想をし得なかった法律等の規制や埋蔵文化財の発見などにより履行条件を変更せざるを得なくなった場合。
- e) 委託者が変更の必要があると認める場合（契約書第 18 条）
  - ・関係機関等との協議結果により変更を行う必要がある場合。
  - ・委託業務内容を委託者自らの意思により変更する必要がある場合。

など

### (3) 設計変更に係わる資料の作成

#### ア 設計照査に必要な資料の作成

受託者は当初設計等に対して契約書第 17 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、業務担当員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成については受託者が行う照査の範囲であり、契約変更の対象としない。

#### イ 設計変更するために必要な資料の作成

契約書第 17 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 17 条第 5 項に基づき委託者が行うものであるが、受託者に対応される場合、以下の手続きにより実施するものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受委託者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について、協議の上、委託者が書面により指示する。
- ③委託者は、書面による指示に基づき受託者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については契約変更の対象とする。

### 3 設計変更の契約条項の説明

#### (1) 設計変更に係る契約上の取り決め

(業務委託事務取扱要綱 別記第 10 号様式 による場合)

履行条件の変更に伴う契約上の取り決めについては、契約書の中に各条がある。

第 11 条	・ ・ ・ ・ ・	地元関係者との交渉等
第 12 条	・ ・ ・ ・ ・	土地への立入り
第 16 条	・ ・ ・ ・ ・	設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務
第 17 条	・ ・ ・ ・ ・	条件変更等
第 18 条	・ ・ ・ ・ ・	設計図書等の変更
第 19 条	・ ・ ・ ・ ・	業務の中止
第 20 条	・ ・ ・ ・ ・	業務に係る受託者の提案
第 21 条	・ ・ ・ ・ ・	受託者の請求による委託期間の延長
第 22 条	・ ・ ・ ・ ・	委託者の請求による委託期間の短縮等
第 23 条	・ ・ ・ ・ ・	委託期間の変更方法
第 24 条	・ ・ ・ ・ ・	業務委託料の変更方法等
第 25 条	・ ・ ・ ・ ・	臨機の措置
第 26 条	・ ・ ・ ・ ・	一般的損害
第 27 条	・ ・ ・ ・ ・	第三者に及ぼした損害
第 28 条	・ ・ ・ ・ ・	不可抗力による損害
第 29 条	・ ・ ・ ・ ・	業務委託料の変更に代える設計図書の変更
第 32 条	・ ・ ・ ・ ・	引渡し前における成果品の使用
第 36 条	・ ・ ・ ・ ・	部分引き渡し
第 39 条	・ ・ ・ ・ ・	契約不適合責任

#### (2) 主な条項の解説

契約書の各条のうち、実際に取扱う頻度の高いものの解説は次のとおり

##### ア 条件変更等 (契約書第 17 条)

本条は、設計図書の相互間に内容的な一致を欠く場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された履行条件が実際と一致しない場合、業務の履行条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等における受託者の通知義務と委託者及び受託者のとるべき措置について規定したものである。

##### a) 受託者の通知義務 (契約書第 17 条第 1 項)

第 1 項は、設計図書の誤り、脱漏、不一致、不明確、設計図書に示された履行条件の相違、特別な状態が発生した場合など列挙された事実が発見された場合には、管理技術者は、業務担当員に書面により通知して、業務担当員による確認を求めなければならないことを規定している。第 1 項各号に掲げられた事項をめぐっては紛争が生じやすいだけでなく、契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要である。管理技術者が業務担当員に通知しなければならない事実は、次のとおりである。

条件変更の理由	解説	適用条項
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く)	設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、業務数量総括表、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。	第17条 第1項第1号
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に誤り又は脱漏があることは、受託者として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。	第17条 第1項第2号
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。	設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務の履行に当たってどのように履行してよいか判断がつかない場合等のことである。	第17条 第1項第3号
(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。	設計図書で示された自然的な履行条件とは、例えば、測量する現地の地形、調査・設計する箇所地形・地質などがあげられ、人為的な履行条件としては、業務箇所における国立・国定公園や保安林などの指定状況、通行道路、業務に係る法令等があげられる。	第17条 第1項第4号
(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。	自然的な履行条件としては、業務箇所の周囲の状況からして特に予想し得なかったもので、予期せぬ自然災害等により履行条件を変更せざるを得ない場合も含まれる。 人為的な履行条件としては、予想し得なかった騒音規制・交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害等があげられる。	第17条 第1項第5号

#### b) 調査（契約書第17条第2項）

業務担当員は、管理技術者から第1項各号に掲げる事実について確認を求められたとき又は自ら第1項各号に掲げる事実を発見したときは、管理技術者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。第1項各号に掲げる事実の調査については、履行条件の変更、成果の変更が行われるか否か、ひいては、委託期間又は業務委託料の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、受託者としても、重大な利害関係を有することであるため、受託者の立場の保護を図るために、管理技術者の立会いの上行うこととしている。ただし、管理技術者が立会いに応じない場合には、自ら権利を放棄するのであるから、業務担当員は、管理技術者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

**c) 調査結果のとりまとめ (契約書第 17 条第 3 項)**

委託者は、受託者の意見を聴いて、調査結果に基づいて採るべきと考えられる必要な指示を含めて、調査結果をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、指示を含めた調査結果を受託者に書面により通知しなければならない。この場合の指示は、規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの業務の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解される。

**d) 設計図書の訂正又は変更 (契約書第 17 条第 4 項)**

第 1 項各号に掲げる事実が委託者のとりまとめた調査結果で確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行うべきことを規定している。

「必要があると認められるとき」とは、委託者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものであり、調査の結果、第 1 項各号に掲げられた事実が確認されたが、それがあまりに軽微であり、設計図書の訂正又は変更をしないで、当初の設計図書に従って履行を続けても支障がない場合等を除き、設計図書の訂正又は変更が行われるべきである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の訂正又は変更が行われない場合、あるいは、管理技術者が通知したにもかかわらず、業務担当員が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、受託者は、契約書第 44 条第 1 項第 3 号の規定により契約を解除することができるものと解すべきである。

**e) 委託期間又は業務委託料の変更 (契約書第 17 条第 5 項)**

設計図書の訂正又は変更が行われた場合には、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を委託者が負担するとした規定である。

事情の変更により設計図書の訂正又は変更が行われた場合には、受託者が履行する条件が変わることとなるため、委託者と受託者の権利義務のバランスをとるとの要請から、委託期間又は業務委託料の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の訂正又は変更に伴い受託者が被った損失を委託者が負担しなければならないことはいうまでもない。

同項の「必要があると認めるとき」は、「委託期間若しくは業務委託料を変更」のみにかかるが、「必要があると認めるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、委託者又は受託者が認めるときを意味するものではない。したがって、設計図書の変更が行われても全く委託期間、業務委託料に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、委託期間若しくは業務委託料の変更が行われなければならない。なお、委託期間又は業務委託料の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいの意味ではなく、委託期間と業務委託料の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。委託期間の変更方法については、契約書第 23 条の規定に、業務委託料の変更方法については、同第 24 条の規定によることとなる。

また、「必要な費用を負担」において「費用の負担」という用語を用いているのは設計図書に誤りがある場合のように「委託者の過失」による損害賠償の性質を持つものと、予期することができない特別な履行条件の発生等の事情変更に伴って生じる受託者の費用の填補（負担）の性質を持つものが混在しているからである。

「必要な」としているのは、通常合理的な範囲内で相当因果関係があるものについて負担するという意味であり、それ以上の限定をつけるためのものではない。

負担すべき費用の算定方法については、契約書第 24 条第 3 項に規定があり、委託者と受託者が協議して定めることとなっている。

## イ 設計図書等の変更（契約書第18条）

本条は第17条「条件変更等」における履行条件の変更等とは異なり、委託者自らの意思で設計図書を変更できることを規定したものである。

委託者は、その都合によって設計図書を変更できる。そして、その場合、必要があれば委託期間又は業務委託料の変更等を行わなければならない。また、設計図書の変更により受託者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

委託者は、履行条件等を十分検討した後に設計を行い、委託契約を締結すべきであるが、履行途中においてその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、委託者自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。このため、原契約を根本から変えるような変更は別として、委託者が設計図書の変更（委託の目的（委託内容の同一性）を変更しない限度において）を任意に行えるようにしている。

なお、設計図書の変更によって、業務委託料が3分の2以上減少した場合には、受託者は第44条の規定によって契約を解除することができる。

設計図書の変更理由	解 説	適用条項
調査内容、設計工法等の変更	委託者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。	第18条

## ウ 業務の中止（契約書第19条）

本条は、受託者の帰責事由によらずに業務の履行ができないと認められる場合には、受託者が業務を履行する意思を持っていても業務を履行することができず、事実上、業務を中止せざるを得ない。このような場合には、委託者が業務の中止を受託者に命じなければならないという義務規定であり、委託期間又は業務委託料の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。

中 止 の 理 由	解 説	適用条項
(1) 土地所有者等の承諾を得られない、又は天候その他不可抗力による中止	委託者の義務である地元関係者との交渉等（第11条）が行われぬ又は土地への立入り（第12条）が承諾されないために履行できない場合、設計図書と実際の履行条件の不一致又は設計図書の不備（第17条）が発見されたため履行を続けることが不可能と認められる場合、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動、妨害活動を行う者による業務箇所への占拠や著しい威嚇行為、業務箇所の地形等の変動などの理由で、業務を履行できないと客観的に認められ、業務の全部又は一部の履行を中止しなければならない場合である。	第19条 第1項
(2) 前項の規定のほか、必要がある場合における中止	前項の規定による中止以外で、委託者の意思で業務の全部又は一部を中止する場合である。例としては、第18条に基づく設計変更をしようとしている場合において、業務を続行させると設計変更時の業務の手戻りが大きくなると委託者が判断する場合等である。	第19条 第2項

**エ 業務に係る受託者の提案（契約書第20条）**

本条は、受託者が設計図書の内容又は委託者による業務に関する指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法等を発見、発案したときに、委託者に対してその変更内容を提案でき、委託者は必要に応じてその内容を踏まえこれらの内容の変更を行うこと等を規定したものである。

**オ 業務委託料の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）**

本条は、業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、予算制度上や予算運営上の理由がある場合には、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更できることを規定したものである。

## 4 設計変更の種類

### (1) 設計変更の定義

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている成果品の規格・仕様、作業内容及び履行条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

### (2) 概数の確定による設計変更

概数等発注とは、早期発注及び設計積算業務の効率・合理化、施工条件の明確化などを図るため、概数等による工事の発注に関する事務の取扱いを定めた「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の制定について」（平成9年3月11日付け事調第2059号）及び「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱いについて」（平成17年3月31日付け設計第839号）に基づき、業務の発注に際して当初設計の業務数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示した業務数量の確定を行う設計変更をいう。

概数等による発注とは、業務委託料、委託期間等に著しい影響を与えない範囲において当初設計の業務数量の大部分又は一部を「概数」（不確定数量）として施工条件明示することである。

すなわち、従来の設計変更（軽微を含む）が確定数量の条件変化対応に対して、概数等による発注は委託者・受託者がお互いに「変わり得る数量であり、相互確認しあって履行する」ことを確認し、概数の確定による設計変更を契約条件とするものである。

### (3) 軽微な設計変更

事務処理の簡素合理化を図り、事業の適期及び効率的執行を確保することを目的に定められた「委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領（平成21年6月25日付け事調第345号農政部長通知）」に基づく設計変更をいう。

設計変更を行ったときは、新業務委託料により契約変更を行うが、その後も設計変更が生じれば再度契約変更の手続きを行わなければならない。

変更の設計にはかなりの時間を要するものであり、また新設計が確定するまで委託業務を中止することは、設計変更の時期を失することとなりかねないので、概略によって変更を行い、委託業務完成前に一括して変更を確定させるものである。

軽微変更の範囲は、設計変更に伴う業務委託料の増減見込額の累計が現請負代金額の10%以内で、かつ200万円未満（新工種については、100万円未満）のものとする。

なお、次のものは除く。

- ・重要な変更
- ・他機関の承認を必要とするもの
- ・委託期間の変更を必要とするもの（委託期間については別途委託期間の変更を行ってから軽微変更を行う。）

また、農業農村整備のほ場の調査設計等業務は、発注後、当初予定していた調査設計等業務箇所が融雪状況や天候等により受益者の営農計画（作付計画等）の変更から調査ほ場の位置変更を余儀なくされる場合がある。

このような場合については、「委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱いについて（平成25年5月14日付け事調第211号農政部長通知）」及び「委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱いの運用について（平成25年5月14日付け事調第213号事業調整課長通知）」に基づき変更等の手続きを行う。

軽微な設計変更の適用範囲

軽微な設計変更	新工種が生じない場合	新工種が生じる場合
増減見込額の累計	現業務委託料の10%以内で、かつ、200万円未満	左記、かつ、当該新工種に係る業務委託料相当見込額の累計が100万円未満

(注) 1 増減見込額の累計が上記に該当する場合であっても、委託期間を変更する必要がある場合は「軽微な設計変更」は適用できない。

2 増減見込額の累計とは、「軽微な設計変更」上申ごとの増減額の絶対値の累計（プラス、マイナスに関係なく加算して得た額）であり、増減額の相殺額ではないことに留意すること。

例) 1回目の軽微変更で100万円の増額見込み、2回目の軽微変更で150万円の減額見込みの場合の増減見込額の累計は-50万円ではなく250万円となり、この場合、2回目の上申時は軽微な設計変更を適用できないため、この段階で軽微総括と通常的设计変更（第〇回設計変更）により業務委託料を変更しなければならない。

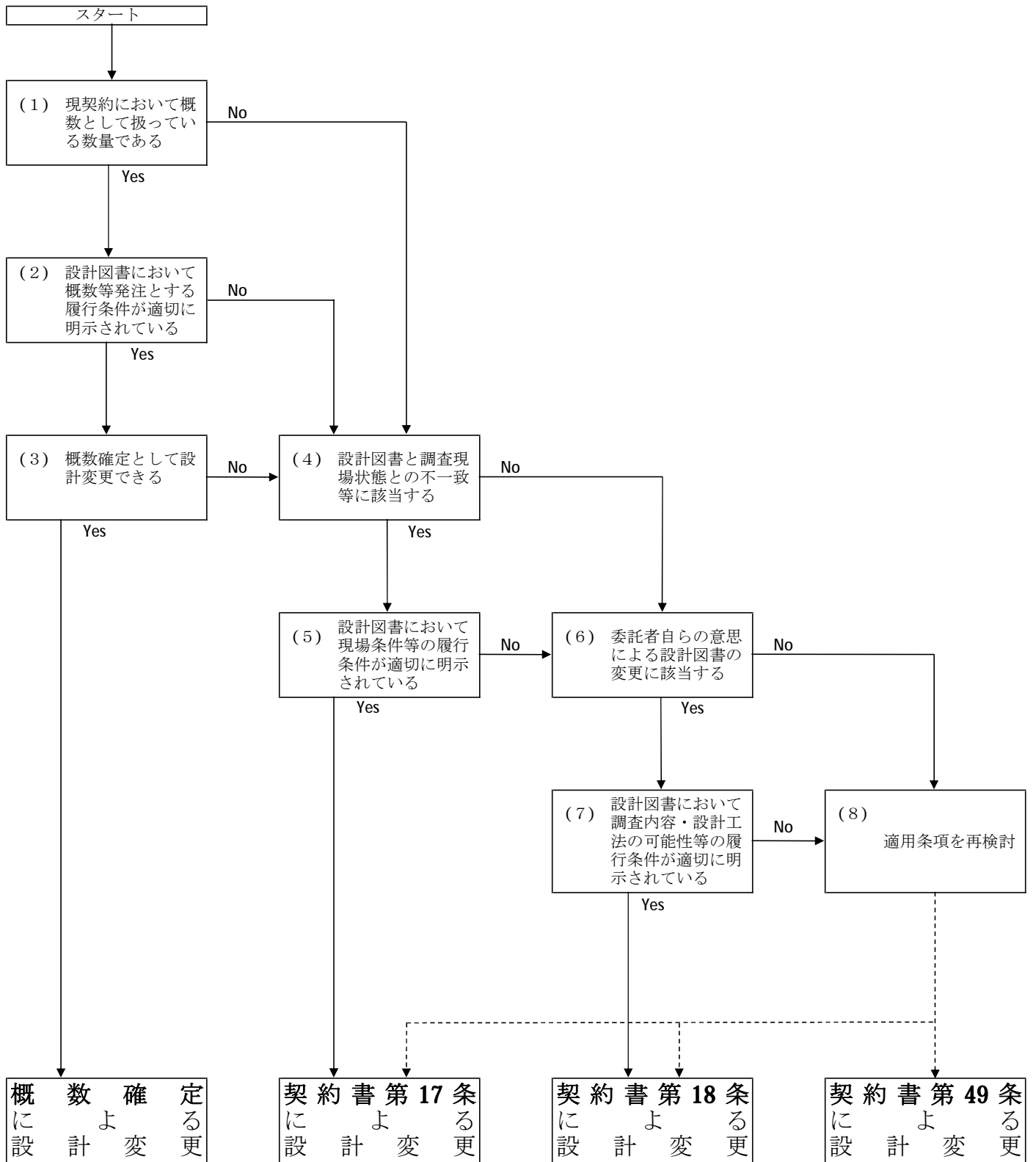
3 新工種とは、業務工種体系において新たな種別（B2レベル）（ただし、設計業務は細別（B3レベル））が追加となる場合であり、工種（B1レベル）（ただし、設計業務は種別（B2レベル））が新たに追加される変更は「軽微な設計変更」として認められない。

(4) 設計変更の区分別の変更内容

内容	種類	軽微な設計変更	通常的设计変更
	概数の確定による設計変更		
金額制限の規定	なし	あり 増減見込額の累計が現業務委託料の10%以内で、かつ、200万円未満(新工種は100万円未満)	なし
業務中止指示 (契約書第19条)	できない	できない	業務再開に時間を要する場合
変更部分の業務着手	委託業務協議簿による確認後	軽微な設計変更の通知後	設計変更を通知し受託者の承諾後
委託期間の変更 (契約書第23条)	できない	できない	できる
設計変更の時期	概数の全部又は一部が確定した時点	軽微の範囲を超える時点又は業務完了前	変更部分の業務着手前

## 5 設計変更のフロー図

### (1) 設計変更の適用条項選択フロー図



## 6 設計変更の手順

### 6-1 概数確定による設計変更

#### (1) 設計変更の手続き

ア 受託者は、概数の部分について設計図書と現場を照査し、変更内容が確認できる説明資料（図面・数量調書等）を作成し業務担当員へ提出する。

イ 業務担当員は、上記アにより提出された図面等を速やかに照査・検討を行い、管理技術者と概数部分について協議した上で、業務着手前に相互に委託業務協議簿で確認する。なお、概数の変更がなくても委託業務協議簿の作成は必要である。

ウ 業務担当員が作成した委託業務協議簿は、速やかに所属長へ報告し、承認を得た後、業務に着手することができる。委託業務協議簿は、合意事項のあった日毎に作成するものとし、速やかな決裁を行うものとする。

エ 設計変更は業務の概数部分の一部または全部が確定した時点で行うものとする。ただし、概数以外の部分の設計変更を行う必要が生じた場合は、概数の全部または一部の設計変更を合わせて行うこともできる。

オ 業務担当員は、建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日局総第151号）第35号様式準用（設計変更上申書）（以下、単に「第〇〇号様式準用」という。）により支出負担行為担当者に上申する。

カ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の業務委託料となるべき額を次式によって算定する。第36号様式準用（設計変更決定書）により決定する。

$$\text{新業務委託料} = \text{新設計金額} \times \text{現業務委託料} / \text{現設計金額}$$

キ 変更後の設計図書と業務委託料の増（減）額を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して設計変更の通知を第37号様式準用（業務の設計変更について）により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

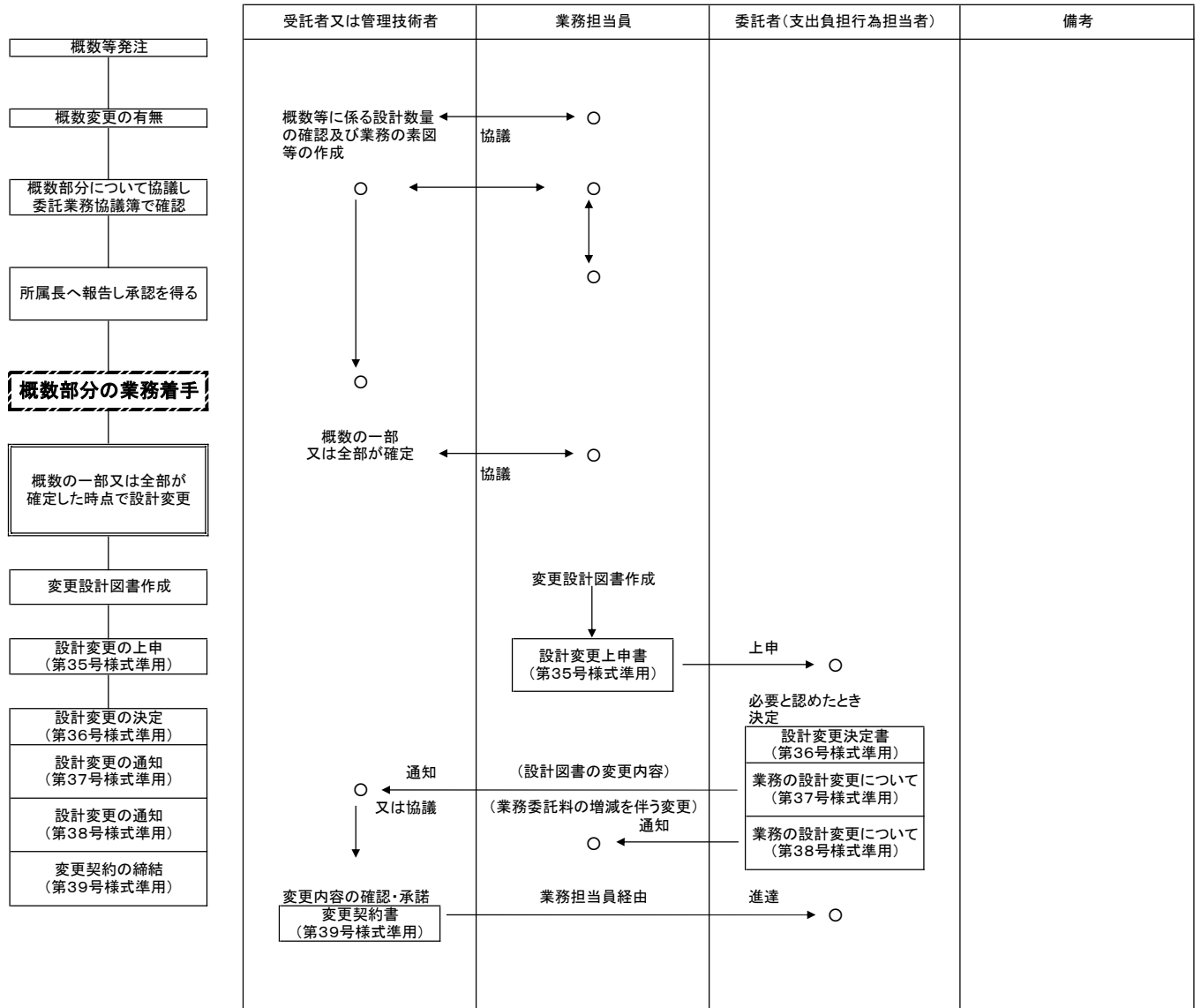
ク 受託者は第39号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

(2) 設計変更の手続きフロー図

概数確定による設計変更

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

### (3) 概数の工種別運用例

委託業務における業務数量は、「平面図若しくは標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、深度、調査頻度等の数値を示し、これにより算出した業務数量」及び「現場条件に不確定要素が多いものの数量や地質・土質調査など履行後でなければ数量の把握ができないものの数量で現地の取り合い等により、軽微な変更が予想される業務数量」であり、次に掲げるものについて、概数とすることができる。

#### ア 測量業務

##### 1) 一般測量（面関係・海岸含む）

- ☆ 起終点や位置及び地域別内訳（耕地（平地）、原野（丘陵地）等）、平均測量幅等などの諸条件を明示する
  - ・基準点測量、地形測量、応用測量、暗渠排水測量などの点数、延長、面積及びこれら以外の単位で表されるもの（枚、日など）であっても、概数として扱うことができる。
  - ・畑地かんがいにおける給水栓の位置の変更によるものは概数とすることができる。
  - ・上記業務数量の概数の確定により、変更が生じる安全費・技術管理費（精度管理費、成果検定費）においても、概数の確定による設計変更を行う。

##### 2) 打合せ回数

- ☆ 打合せ回数を明示する
  - ・測量業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。その内容を十分検討の上、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。
  - なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常的设计変更による。

#### イ 地質・土質調査

##### 1) 調査ボーリング

- ☆ 位置及び1孔ごとの深度や土質などの諸条件を明示する
  - ・1孔ごとの延長や土質区分ごとの延長は概数とできるが、孔数はできない。（ただし、他官庁協議により指示された場合は除く。）
  - 当初の委託目的（層厚、必要支持力等）を委託業務協議簿で相互に確認し、現場でも確認指示を行うこと。現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。

##### 2) 原位置試験等の種類・回数

- ☆ 位置及びヶ所ごとの試験名、回数を明示する
  - ・公示した位置における試験種類・回数は概数とできる。
  - 当初の委託目的（構造物を設計するために必要とする諸数値等）を委託業務協議簿で相互に確認すること。
  - 現地調査の内容を検討し、概数の確定による設計変更を行う。

##### 3) 打合せ回数

- ☆ 打合せ回数を明示する
  - ・地質・土質調査業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。
  - その内容を十分検討の上、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。
  - なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常的设计変更による。

## ウ 設計業務

### 1) 農道等の調査設計延長等及び面工種調査における面積

☆ 起終点や位置を明示する。

・ 公示した起終点範囲、位置における延長・面積及びそれに伴う軽微なすりつけは概数とできる。また、それに伴う諸係数も概数扱いとできる。

・ 畑地かんがいにおける給水栓の位置の変更によるものは概数とすることができる。

現地調査の内容によって、延長や面積等を確定し設計変更する。

### 2) 打合せ回数

☆ 打合せ回数を明示する

・ 設計業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。

その内容を十分検討の上、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。

なお、委託者との打合せ回数、配置人員・時間の変更は通常の設計変更による。

### 3) 他官庁協議等による構造物形式等の変更

☆ 構造物形式を明示する

・ 他官庁協議中、計画時の資料を用い橋梁設計等の委託業務を行う場合、橋長や構造形式等を概数扱いとすることができる。

協議等の内容を十分検討して設計変更する。ただし、概数確定見込みが結果的に委託費・期間に著しい影響を与える場合は、速かに当該部分を設計変更する。

### 4) 仮設構造物の基数や形式

☆ 同一構造同一形式の仮設物（矢板等）の設計は、計上した基数を明示する。

・ 土質等により変更する場合、内容を十分検討の上、設計変更する。

### 5) 類似構造物の補正係数

☆ 類似構造物の補正を行っていることを明示する。

・ 補正係数が変更となった場合、内容を十分検討の上、設計変更する。

### 6) その他

・ 業務数量の概数の確定により、変更が生じる業務成果品費・電算機使用量においても、概数の確定による設計変更を行う。

## エ 用地測量業務

### 1) 用地測量

用地測量の積算は、積算根拠となる既存資料が先に実施される測量調査設計時の平面・横断図等に基づく想定した用地幅によるものであり、現地等の条件によって数量が不確定となることから、次に掲げるものについては概数とすることができる。

☆ 測量延長、起終点、既存資料に基づく潰地筆数、境界点数等を公示する。

・ 基準点測量、用地測量などの、点数、延長、面積、筆数、及びこれら以外の単位（枚など）であっても、概数として扱うことができる。

現地測量の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。

※1) 復元測量については、管轄登記所において不動産登記法第14条地図等が備え付けられておらず、境界点が表示されていないため、関係権利者が保有する図面若しくは登記所において提出済みの地積測量図等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合としているが、調査対象地域の境界の確定状況等に鑑み、当初設計から概数として計上することができる。

※2) 補助基準点の設置は、基準点の配点計画に左右されるため、積算時に配点計画が不確定な場合は概数と

することができる。

- ※3) 「用地境界杭の設置」については、「用地境界仮杭の設置」と同時に行われる場合のみ、積算時点では数量が不確定なため概数とすることができる。
- ※4) 用地境界杭の設置を単独で発注する場合は、既に行われた用地測量成果に基づくものであるから、設計数量は概数扱いできない。ただし、土地登記記録の調査及び登記事項要約書の交付については、隣接地が分筆されている可能性もあることから概数とすることができる。
- ※5) 画地調整図の作成における各作業数量は、現地等の条件及び管轄登記所との協議によって、必要がある場合は概数として扱うことができるものとする。  
なお、設計変更により画地調整図の作成を取り込む場合においても同様とする。

## 2) 用地予備調査

☆ 調査延長、起終点を公示する。

- ・予備調査における筆数、枚数について概数として扱うことができる。

現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。

- ※1) 用地取得補償意見書作成については、当該業務が事業用地の確定を目的とすべきものではないことから、標準数量をもって確定数量とする。

## 3) 測量調査設計との同時調査における次に掲げる項目

☆ 測量延長、起終点を公示する。

- ① 作業計画、現地踏査、公共用地管理者との打合せ以外の全ての項目  
現地測量の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。

## 4) 確定測量等における次に掲げる項目

☆ 地区面積を公示する。

- ① 確測基準点測量・確測基準点設置
- ② 境界調査、一筆地測量、地積測定、確定図の作成
- ③ 境界確認・境界測量・地積測量図等作成、土地境界立会確認書作成、境界点間測量（境界測量）、面積計算
- ④ 資料調査に係る閲覧及び交付
- ⑤ 建物図面作成

現地測量の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。

- ※1) 境界調査、一筆地測量、地積測定、確定図の作成については、調査区域面積の算定根拠となる既存資料では数量を確定できないため、概数とすることができる。

- ※2) 建物図面作成については、換地業務に係る従前地調査において、建物登記等と現地を比較した結果、増改築等により、面積が確定できない等、発注時において積算で用いる既存の資料等では、数量を確定できない場合に、概数とすることができる。

## 5) 打合せ回数

☆ 打合せ回数を明示する。

- ・用地測量業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。その内容を十分検討のうえ、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。  
なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常的设计変更による。

## 6) その他

- ・業務数量の概数の確定により、変更が生じる安全費・技術管理費（精度管理費、成果検定費）においても、概数の確定による設計変更を行う。

## オ 用地調査業務

概数の確定による調査対象物件（目的物）の変更は基本的にできないが、次の場合は概数とすることができるものとする。

### 1) 補償物件調査（建物）における次に掲げる項目（調査面積及び数量）

☆ 調査対象建物を公示する

- ① 機械設備の調査・算定（建物内部）
  - ② 見積徴収
  - ③ 生産設備の調査・算定（建物内部）
  - ④ 居住者等の調査
  - ⑤ 動産の調査・算定（建物内部）
  - ⑥ その他通損の補償額算定
- 現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。
- 2) 補償物件調査（機械設備及び生産設備）における次に掲げる項目（調査面積及び数量）
    - ☆ 調査対象機械設備・生産設備を公示する
    - ① 見積徴収現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。
  - 3) 補償物件調査（立竹木等）における次に掲げる項目（調査面積及び数量）
    - ☆ 調査対象位置を公示する
    - ① 立竹木の調査・算定
    - ② 立毛の調査
    - ③ 墳墓の調査・算定
    - ④ 墓地管理者の調査
    - ⑤ 物件調書の作成現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。
  - 4) 環境影響調査における次に掲げる項目（調査面積及び数量）
    - ☆ 調査対象位置を公示する
    - ① 事前調査（工作物）
    - ② 事後調査（工作物）
    - ③ 騒音の調査
    - ④ 振動の調査
    - ⑤ 騒音振動の同時調査現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。
  - 5) 打合せ回数
    - ☆ 打合せ回数を明示する。
      - ・用地調査業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。
      - その内容を十分検討のうえ、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。
      - なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常的设计変更による。
  - 6) その他
    - ・業務数量の概数の確定により、変更が生じる材料費においても、概数の確定による設計変更を行う。

## 6-2 契約書第17条による設計変更

### (1) 設計変更の手続き

- ア 管理技術者又は業務担当員自らが、設計図書と現場状態が一致しないことを発見する。
- イ 管理技術者が発見したときは、その事実を業務担当員に通知しなければならない。（通知義務）【別記様式1】を参考とする。
- ウ 業務担当員は管理技術者立会のもとに現地調査を行う。（業務担当員の職務）

#### (注) 業務担当員の契約内容の変更権限

業務上の問題であっても、純粋な技術上の問題をはなれた「契約内容の変更」に係る事項は業務担当員の権限とされていない。言い換えると、業務担当員はたとえ技術的な問題に関することであっても、契約内容の変更を伴うことについては指示をしたり承諾を与えたりすることはできない。わずかに条件変更に伴う業務条件の調査、確認を行うのみである。

したがって、「臨機の措置」を除き、契約変更及び設計変更の通知前に業務を実施することは許されない

- エ 設計図書と現場状態の不一致が確認される。
- オ 業務担当員と管理技術者が記名押印した第33号様式準用（現場不符合確認書）を作成する。
- カ 業務担当員は、確認した事実を支出負担行為担当者に第34号様式準用（現場不符合確認報告書）により報告する。
- キ 業務担当員は、設計変更を行う必要があると認めるときは、**予算配当の確認**をするとともに、変更設計書を作成し、新設計額を算出する。

変更設計書は、変更前と変更後の対比が可能なように「農業土木工事等における設計書作成要領（平成20年11月19日付け事調第854号農政部長通知）」に基づいて作成するとともに、設計変更理由、委託期間の変更を行う場合は変更理由（〇〇工程の増により〇日増）変更後の委託期間を記載した理由書を作成し、表紙には「第〇回設計変更」と明記する。

- ク 業務担当員は、第35号様式準用（設計変更上申書）により支出負担行為担当者に上申する。
- ケ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の業務委託料となるべき額を次式によって算定する。第36号様式準用（設計変更決定書）により決定する。

$$\text{新業務委託料} = \text{新設計金額} \times \text{現業務委託料} / \text{現設計金額}$$

- コ 変更後の設計図書と業務委託料の増（減）額及び新委託期間を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して設計変更の通知を第37号様式準用（業務の設計変更について）により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

- サ 受託者は第39号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

- シ 設計変更を行った部分の業務が実施可能となる。

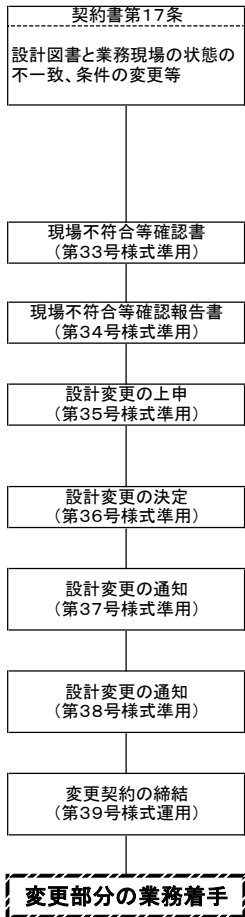
設計変更部分については第37号様式準用の通知を行うまでは業務着手してはならない。現場の業務担当員に自分限りで設計の変更を命じうる権限は原則として与えていない。

通知前に業務着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。

(2) 設計変更の手続きフロー図

通常の設計変更  
17条

設計変更等の処理手順



受託者又は管理技術者	業務担当員	委託者(支出負担行為担当者)	備考
<p>変更事象の事実発見 現場不符等通知 (業務共通仕様書総則に示す「書面」)</p>	<p>変更事象の事実発見</p>		標準契約書第17条第1、2項
	<p>通知</p> <p>現地調査 (管理技術者立会)</p>		標準契約書第17条第2項
	<p>不一致確認 現場不符等確認書 (第33号様式準用)</p>		標準契約書第17条第3項 調査終了後14日以内に結果を受託者へ通知(措置を指示する場合を含む)
<p>双方記名押印</p>	<p>報告 現場不符等確認報告書 (第34号様式準用)</p>	<p>報告</p>	
	<p>設計変更上申書 (第35号様式準用) 予算配当の確認 変更設計書作成 新設計額の算出</p>	<p>必要な資料を添付</p> <p>上申</p>	業務の一時中止が必要な場合は業務の一時中止の処理手順による。
	<p>設計変更の決定 (第36号様式準用)</p>	<p>必要と認めるとき 決定 設計変更決定書 (第36号様式準用)</p>	標準契約書第17条第4項
	<p>(業務内容の変更) (業務委託料の増減を伴う変更)</p>	<p>業務の設計変更について (第37号様式準用)</p>	標準契約書第17条第4項、第5項
	<p>通知 又は協議</p>	<p>業務の設計変更について (第38号様式準用)</p>	
<p>変更内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式準用)</p>	<p>業務担当員経由</p>	<p>進達</p>	

※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

### 6-3 契約書第18条による設計変更

#### (1) 設計変更の手続き

ア 委託者の自発的意思により、調査内容・設計工法等の業務内容の変更を行うため変更設計図書を作成する。

イ 業務担当員は、第35号様式準用（設計変更上申書）により支出負担行為担当者に上申する。

ウ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の業務委託料となるべき額を次式によって算定する。第36号様式準用（設計変更決定書）により決定する。

$$\text{新業務委託料} = \text{新設計金額} \times \text{現業務委託料} / \text{現設計金額}$$

エ 変更後の設計図書と業務委託料の増（減）額及び新委託期間を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して設計変更の通知を第37号様式準用（業務の設計変更について）により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

オ 受託者は第39号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

カ 設計変更を行った部分の業務が実施可能となる。

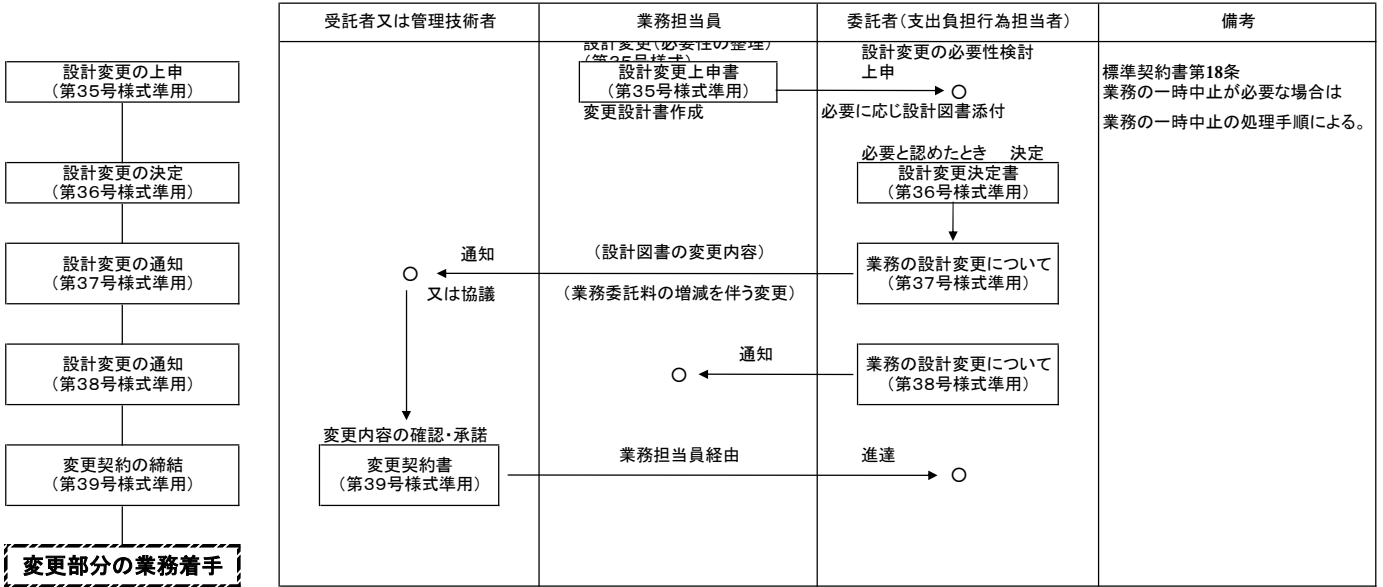
設計変更部分については設計変更を通知し受託者の承諾後までは業務着手してはならない。現場の業務担当員に自分限りで設計の変更を命じうる権限は原則として与えていない。

通知前に業務着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。

(2) 設計変更の手続きフロー図

通常的设计変更  
18条

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

#### 6-4 軽微な設計変更

##### (1) 設計変更の手続き

###### ア 軽微な設計変更を行う場合

- a) 業務担当員は、設計変更の必要があるときは、第35号様式準用（設計変更上申書）の左余白に「軽微」と朱書して上申する。
- b) 設計変更を行うことを決定する。  
第36号様式準用（設計変更決定書）の左上余白に「軽微」と朱書し、「今回支出負担行為額」は「増減見込額」と読み替え、「設計変更後」及び「設計変更による増（△）減」欄には変更後における見込額の累計を記載する。
- c) 業務担当員及び受託者に設計変更を別記第1号様式（設計変更通知書）により通知する。  
契約金額、委託期間等契約の変更を伴わないため、通知が相手方に到達した時点で設計変更完了となる。
- d) 軽微な設計変更を行った部分の業務が実施可能となる。  
設計変更部分については別記第1号様式の通知を行うまでは業務着手してはならない。  
現場の業務担当員に自分限りで設計の変更を命じうる権限は原則として与えていない。  
通知前に業務着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。

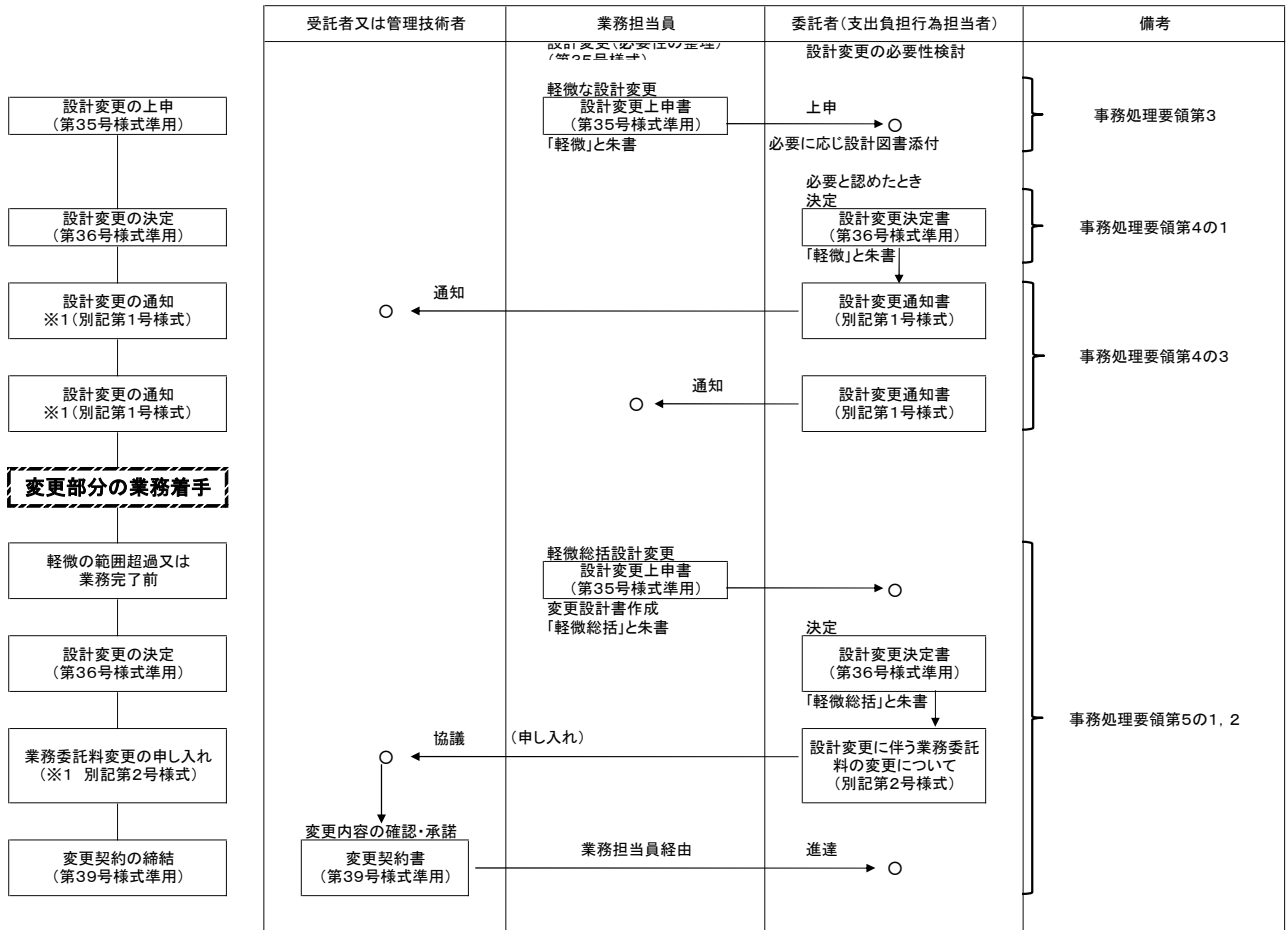
###### イ 軽微総括

- a) 変更をとりまとめた変更設計書を作成する。
- b) 委託期間終了前又は軽微変更の限度額（業務委託料の増減累計が10%を超え又は200万円以上となる時）を超えた時点で設計変更（軽微総括）を行い、業務委託料を変更する。
- c) アb)における第36号様式準用（設計変更決定書）の左上余白に「軽微総括」と朱書して、設計変更を決定する。
- d) 変更後の設計図書と業務委託料の増（減）額及び新委託期間を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して設計変更の申し入れを別記第2号様式（設計変更に伴う業務委託料の変更について）により行う。
- e) 受託者は第39号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
- f) このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

(2) 設計変更の手続きフロー図

通常的设计変更  
軽微

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

## 6-5 業務の一時中止

### (1) 設計変更の手続き

ア 業務担当員は、業務を一時中止させる必要があると認めたときは、その一時中止すべき業務の範囲、期間、理由等を明らかにした第40号様式準用（業務一時中止上申書）により支出負担行為担当者に上申する。

#### ・業務の委託期間について

業務の一時中止は、委託期間内に限られるため、業務一時中止の期間が委託期間を超える場合（想定される場合も含む。）は、あらかじめ委託期間を延長しておかなければならない。また、業務一時中止は委託期間内であるが、一時中止に伴い業務期間に影響を与える場合は一時中止の決定を行う際に委託期間の変更を行わなければならない。

一時中止の解除はその期間を定めたときは、その期間満了と同時に業務の一時中止は自然に解除されたものと解すべきであり、その翌日から業務の実施を再開することとなる。ただし、「〇月〇日から別途指示するまで一時中止する。」といった場合（実務上はこちらが多い。）、業務の実施を再開する場合は一時中止を解除し、その旨を受託者に書面をもって通知する必要がある。

イ 一時中止を行うことを第41号様式準用（業務一時中止決定書）により決定する。

決定内容は一時中止の期間、一次中止をする範囲及び理由。

ウ 受託者に対して第42号様式準用（業務の一時中止等について）により、一時中止の期間、一時中止の範囲及び一時中止の理由を通知する。

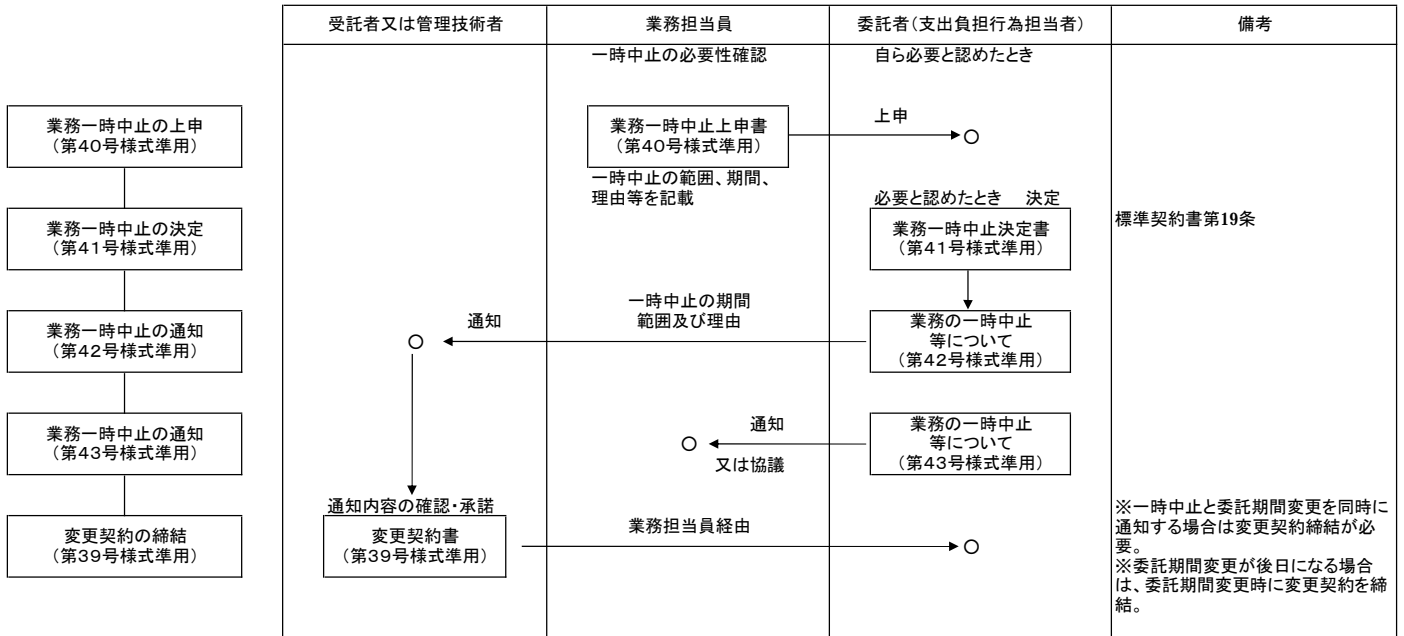
エ 受託者は第39号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による委託者と受託者の協議が成立したものとする。

(2) 設計変更の手続きフロー図

業務の一時中止

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

## 6-6 委託期間の変更

### (1) 設計変更の手続き

#### ア 受託者の請求による場合

- a) 受託者は、その責めに帰すことができない理由により委託期間の延長を請求する場合は、必要書類を添付し、現在の出来形、現委託期間、延長希望日数、理由を記載した第 44 号様式準用（委託期間延長請求書）を業務担当員へ提出する。
- b) 業務担当員は、第 45 号様式準用（委託期間延長副申書）を、第 44 号様式準用（委託期間延長請求書）とともに支出負担行為担当者へ進達する。
- c) 委託期間延長することを第 46 号様式準用（委託期間変更決定書）により決定する。
- d) 変更後の委託期間を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して、委託期間変更の通知を第 47 号様式準用（委託期間の変更について）により行う。  
なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。
- e) 受託者は第 39 号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
- f) このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

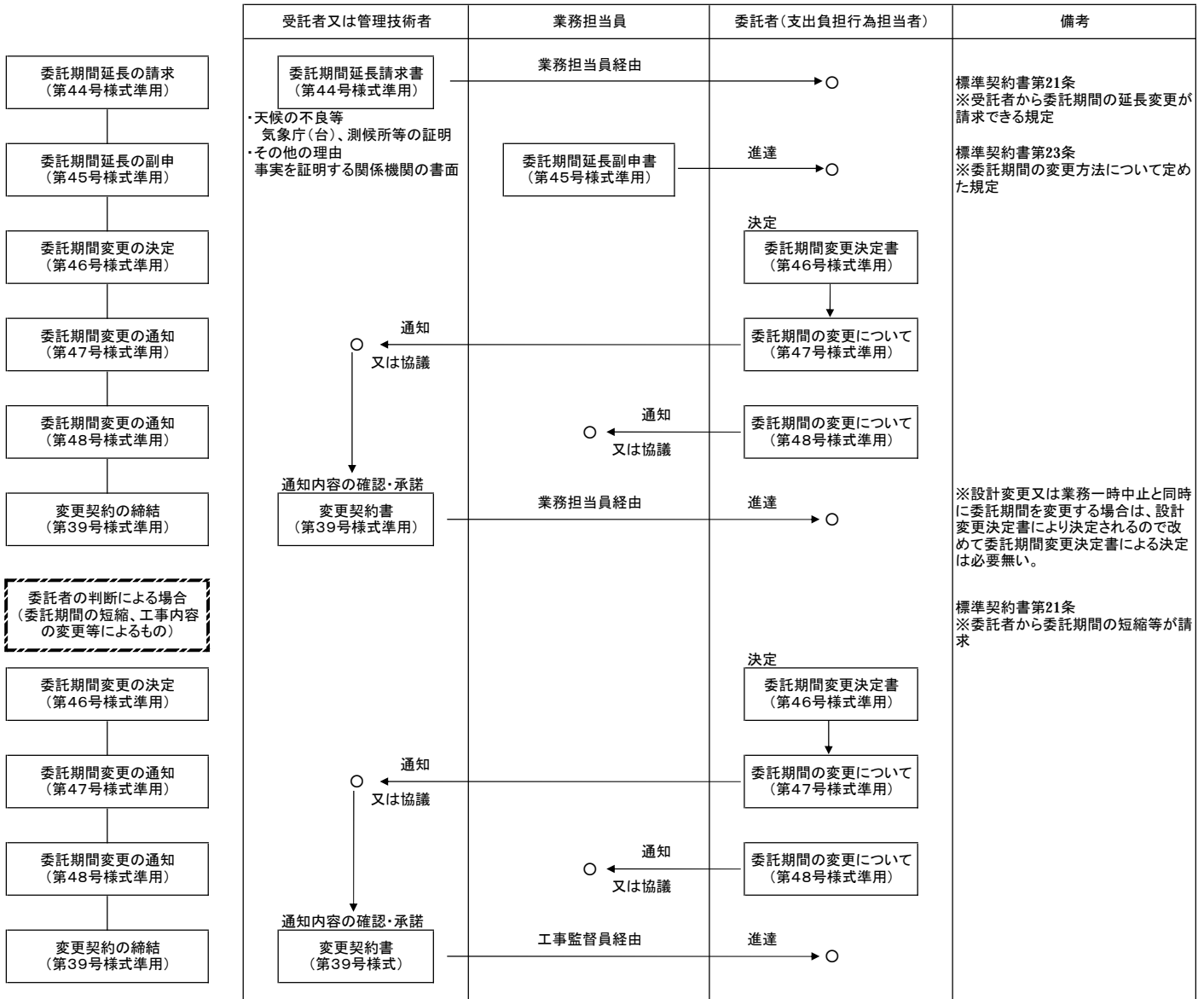
#### イ 委託者の判断による場合

- a) 業務担当員は契約書第 17 条及び第 18 条の設計変更に伴い委託期間を変更する必要がある場合は、第 35 号様式準用（設計変更上申書）により支出負担行為担当者へ上申する。
- b) 委託期間延長することを第 46 号様式準用（委託期間変更決定書）により決定する。
- c) 変更後の委託期間を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して、委託期間変更の通知を第 47 号様式準用（委託期間の変更について）により行う。  
なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。
- d) 受託者は第 39 号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
- e) このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

(2) 設計変更の手続きフロー図

委託期間の変更

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

## 7 設計変更書類の作成について

### 7-1 設計変更上申書

#### (1) 設計変更上申時等の上申者

支出負担行為担当者に対する上申等については、「北海道農政部測量調査等委託業務担当要領」にて次のとおり定められている。

第16条 業務担当員は、設計図書を変更する必要があると認められるとき、若しくは支出負担行為担当者から指示のあるときは、設計変更上申書支出負担行為担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

第17条 業務担当員は、委託業務の全部若しくは一部を一時中止する必要があると認められるときは、一時中止の範囲、理由を付し、委託業務一時中止上申書を支出負担行為担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

よって、支出負担行為担当者への設計変更及び一時中止等の上申等については、担当員の職務となる。

#### (2) 設計変更上申書の記載方法

設計変更上申書の記載方法については、「設計変更上申書等の記載例」を参考に作成し、次の事項に留意すること。

ア 軽微な設計変更、軽微総括の場合は、それぞれ左上余白に「軽微」、「軽微総括」とわかりやすく記載すること。

イ 設計変更理由について、次の項目に該当するものは上申書の理由欄に記載することを基本とし、記載内容は明確かつ簡潔に記述すること。また、次の項目に該当しないもののほか詳細な理由が必要な場合は、設計変更の条項に加え「別紙理由書のとおり」と記載し、「第Ⅱ編 設計変更事例集」を参考に理由を記載すること。

(ア) 契約書第17条（現場不符合等確認書で内容の確認できる場合）

(イ) 概数確定による設計変更

(ウ) 軽微総括

ウ 設計変更の概要欄は「別紙設計変更概要表のとおり」と記載することを基本とする。

### 7-2 設計変更理由書

(1) 理由の記載に当たっては、その原因又は必要性等を把握し、「第Ⅱ編 設計変更事例集」を参考に業務内容を変更する理由及び内容を明確かつ簡潔に記載すること。

(2) 契約書の適用条項を記載のこと。

(3) その他については次による。

ア 内容で記載事項が多項目にわたる場合は、別紙内訳によることができる。

イ 一つの変更理由により、ほかに多項目の変更事項が生じる場合は箇条書きとし、設計変更適用条項はそれぞれの箇条書きに記入することを原則とする。

ウ 変更内容について、次の事項を原則記載のこと。

(ア) 変更場所（位置、名称）

(イ) 変更が必要となった要因

(ウ) 変更の処理方法

### 7-3 設計変更概要表

概要表の記載に当たっては、条項毎又は案件ごとに増又は減となった主な変更内容を1～3項目程度を目安に記載する。

例) 3級基準点測量 20点 → 25点

路線測量 5.00km → 5.25km

7-4 設計変更上申書等の記載例

第35号様式

軽微、軽微総括の場合左上余白に  
「軽微」、「軽微総括」と朱書き  
又は朱色等でマーカ-をする。

軽微

**(又は)軽微** 設計変更上申書

年 月 日

〇〇（総合）振興局長 様

主任担当員 係長 〇〇 〇〇  
担当員 主任 〇〇 〇〇

（ 〇〇〇〇 ）

業務名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 調査 1

上記委託業務について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、  
関係図書を添えて上申します。

受託者	〇〇コンサルタント（株）		
現委託期間	着手	年 月 日	設計変更による委託
	完了	年 月 日	期間変更の必要性
設計変更の概要	「別紙設計変更概要表」の とおりと記載		設計変更による業務 の一時中止の要否
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書第17条（別紙現場不符合等確認書のとおり）</li> <li>・ 概数確定による設計変更</li> <li>・ 軽微総括</li> <li>・ 契約書第18条（別紙理由書のとおり）</li> </ul>		
その他 必要事項			

第 回設計変更

(別 紙)

### 軽微な設計変更に係る累計表

(〇〇〇〇)

業 務 名 畑地帯(支援) 〇〇地区 調査1

(単位:円)

区 分	整理 番号	変更条項	変更予定額	金 額 (絶 対 値)	累 計	業 務 価 格
						10,000,000
計			50,000	1,000,000		
第1回軽微変更	①	第17条	150,000	150,000	150,000	1.50%
第1回軽微変更	②	第18条	△ 200,000	200,000	350,000	3.50%
第2回軽微変更	①	第17条	100,000	100,000	450,000	4.50%
第2回軽微変更	②	第18条	△ 300,000	300,000	750,000	7.50%
第2回軽微変更	③	業務箇所変更	250,000	250,000	1,000,000	10.00%
第2回軽微変更		合計	50,000			

(別紙)

## 設計変更理由書（記載例）

業務番号 〇〇〇〇

業務名 畑地帯（支援） 〇〇地区 調査 1

《契約書第 18 条による変更》

〇〇ほ場の整地工について、農地流動化により受益者の変更が行われることとなり、整備内容の再検討を行うため、測量設計を受益者変更後の次年度に行いたい旨申し出があった。

このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、整備計画上やむを得ないと判断したため、整地工の測量設計業務を減とする。



# 現場 不 符 合 等 確 認 書

( ○○○○ )

業 務 名 畑地帯 (支援) ○○ 地区 調査 1

---

上記委託業務に係わる現場不適合等に関し、 ○○年○○月○○日調査の結果、

次のとおり確認した。

○○年○○月○○日

担 当 員 ○○ ○○ (印)

管理技術者 ●● ●● (印)

## 1. 不適合等の内容

調査対象の○○建物について、構造が木造建物ではなく鉄骨造であることを確認したためこの対応について協議願う。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 2. 措置に関する意見

現地確認の結果、○○建物については鉄骨造であることから、木造構造から非木造構造に変更する。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# 現場不符合等確認報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇（総合）振興局長 様

担当員 〇〇 〇〇

（ 〇〇〇〇 ）

業務名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 調査1

---

上記委託業務について、 〇〇年〇〇月〇〇日管理技術者から現場不符合等の旨、通知があったので、 〇〇年〇〇月〇〇日管理技術者立会のもとに調査を行った結果、別紙現場不符合等確認書のとおり確認したので報告します。

# 業 務 一 時 中 止 上 申 書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇\_(総合)\_振興局長 様

主任担当員 係長 〇〇 〇〇  
担 当 員 主任 〇〇 〇〇

( 〇〇〇〇 )

業 務 名 畑地帯 (支援) 〇〇 地区 調査 1

上記委託業務について、次のとおりその履行を一時中止する必要があると認められますので、上申します。

受 託 者	〇〇コンサルタント (株)
業務の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日 (台風〇〇号) の大雨により地すべりが発生したことから、この観測を行う必要が生じたため、場所打ち法枠工詳細設計を一時中止したい。(契約書第19条)
業務の一時中止を必要とする期間	地すべりの観測が完了予定の 〇〇年〇〇月〇〇日まで。(〇〇日間)
その他必要事項	

業務の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に業務の一時中止は自然に解除されたと解除され、その翌日から業務の履行を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「〇〇の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、業務を再開する際に一時中止を解除し、その旨を受託者に書面をもって通知する必要がある。

また、業務の一時中止期間が委託期間の2分の1に相当する日数(委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日)を超える場合、受託者に契約解除権(契約書第46条)が発生するケースがあるため注意すること。

注 1 業務の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。  
2 業務の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。

委託業務協議簿（記載例）

指示 承諾 協議 報告	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	主任 担当員	担当員			管理 技術者	担当 技術者
	署名等	必要に 応じて	必要に 応じて							
指示（改善） 協議（概数確定） 指示 協議	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	主任 担当員	担当員		会社の 責任者	管理 技術者	担当 技術者
	署名等									

業 務 名		畑地帯（支援） ○○地区 調査 1			協議簿通し番号	
受 託 者 名		○○コンサルタント(株)				
当該協議月日		年 月 日	前回協議月日		年 月 日	
	記載者	内 容				
協 議 事 項	業務担当員 ○○ ○○	・概数項目について、別紙設計変更箇所確認調書により確定を行う。 ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....				
	合 意 事 項	管理技術者 ●● ●●	・上記について、了解する。 ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....			

※協議事項、合意事項の記載者は担当員又は管理技術者のどちらでもよい。  
 ※協議（概数確定）時には、会社の責任者の押印が必要である。

## 8 設計変更に係る Q&A

### 8-1 概数に関する質疑について

番号	質問・疑問	回 答
1	概数等発注の確定による設計変更額の増減の範囲は、どの程度まで許されるか。	<p>不確定部分の確定に伴う金額の増減であり、限度はない。</p> <p>しかし、契約の内容を大幅に変更することを無条件に認めるものではなく、委託費、期間などに著しく影響を与えない範囲で、変更契約の金額が当初契約の1/3程度を基本とする。</p> <p>ただし、ボーリング調査等では、当初設計延長の算出根拠である資料が妥当なものであれば、現場条件等により結果として、これを超えることがあってもやむを得ないものとする。</p>
2	概数等発注の確定で増額となり地区予算に不足を生じた場合には、どのように処理すればよいか。	<p>概数とした内容に応じて、的確な予算管理が必要となる。</p> <p>予想を超過する増額が発生し、地区事業費に不足を生じることとなった場合は、契約書第29条（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）に基づき処理することとなるが、これに対応できる業務工程管理が必要である。</p>
3	概数とした設計内容は必ず、全て設計変更が伴うのか。	<p>想定した数量に変更がなければ、設計変更を行う必要はない。ただし、委託業務協議簿で変更がなかった旨を確認する必要がある。</p>
4	概数とした数量等の算出根拠は必要か。 また、算出根拠については、どの程度の資料が必要か。	<p>設計の根拠となる数量計算書、資料、図面等は整合してなければならぬため算出根拠は必要である。</p> <p>また、算出根拠の資料については、計画資料、図面類、近傍類似資料、受益者聞き取り資料等の既存の資料とする。</p>
5	概数等発注の最終の設計変更を業務完了後に行えるか。	<p>業務完了後には行えない。</p> <p>概数等発注とは「概数」と表示した内容について、委託者、受託者の相互で変わり得る数量等であると認識し、「委託業務協議簿」により確認後実施するもので、出来高に対して設計変更するものではない。</p> <p>「委託業務協議簿」により相互に確認し、設計変更することとしたものについては変更する責務があり、設計変更が終了して業務が完了となる。</p> <p>数量の確定後、設計変更図書作成及び設計変更契約事務の期間も考慮の上、すみやかに設計変更を行う必要がある。</p>

番号	質問・疑問	回 答
6	業務期間を概数として扱えるのか。	概数扱いはできない。この場合は、通常的设计変更として処理することができる。
7	起終点や位置が、当初と変更がなく地元協議等でルートなどの変更が予想される場合の延長、面積等は、概数扱いできるのか。	基準点測量、応用測量、地質調査などの数量で、平面図もしくは標準断面図（定規図）により代表的な数値（幅、長さ、深度、調査頻度等）で算出した数量については概数扱いできる。
8	当初発注時の起終点や位置などは、どのように表示するのか。 また、起終点や範囲等が当初と異なった場合も概数として扱えるか。	○号○線や地番で表示すことを原則とする。起終点や範囲等の変更は、概数扱いできない。 ただし、現地の取り合い等による軽微なすり付けや位置の変更、一面工程における同一地番内での面積等の変更は概数扱いとする。
9	橋梁工等の設計で、他官庁協議等によって、当初と規格・構造等（上・下部工形式やスパン等）が変更となった場合は、通常的设计変更によらなければならないのか。 また、概数確定に伴う設計変更が可能な場合は、変更概要は、どのように記載するのか。	概数確定に伴う設計変更はできる。 ただし、著しく委託費・期間に影響を与える場合（1 番を参考）は、速やかに通常的设计変更を行う。 また、変更概要は、規格・構造等が当初と変更後で異なることを記載する。 （例：単純H形橋 ー 単純箱桁橋）
10	農道調査設計において、道路側溝から排水路の設計に変更が予想される場合は概数扱いできるのか。	概数扱いできる。 ただし、運用にあたっては 12 番と同様とする。
11	土質・地質調査のボーリング 1 孔ごとの深度や土質、原位置試験等の種類や回数等は概数扱いできるか。 また、孔数についてはどうか。	概数扱いできる。 ただし、孔数は概数扱いできない。他官庁協議時に指示された場合の孔数の増減は、概数扱いできる。
12	出来高精算になる可能性もあるが、その点はどう考えればよいのか。 （概数部分の確認は書類上どのように行うべきか。）	概数部分は、事前に委託業務協議簿・資料等で受託者と協議し、それ以外は概数確定しない。 概数部分の確認は、委託業務協議簿で確認する。

番号	質問・疑問	回 答
13	ボーリング調査の場合には特に、出来高精算になる可能性が高いと思われるが、どう考えればよいのか。	ボーリング調査の場合、必要支持力等を事前に委託業務協議簿で相互に確認し、現地でも確認、指示を行い、それ以外は概数確定しない。
14	歩掛の細部まで概数として扱うのか。 (例：農道設計の中の附帯構造物設計図作成の箇所数等)	歩掛の細部（特記事項及び補正）までは、概数として扱わない。 仕様書に事業量、条件等を記載し、その公示内容に対して変更を行う。 よって、例のような農道設計の中の附帯構造物設計図作成の箇所数については、概数確定は行わない。
15	延長や面積等の端数は、どのように考えるのか。	当初設計時点の端数整理と同様に行う。
16	概数等発注の具体的な運用例を示されたい。	①現地細部調査や他官庁協議の結果により、業務項目（橋梁工、落差工など附帯工設計等）及び附帯構造物形式等の変更を行う場合。 ②農道調査設計等において、現地調査の結果、法面調査やその工法の検討が必要となる場合。 ③他官庁協議により、異なる工法や調査、ルートを検討を指示された場合。 (例：河川・道々等の横断測量等、ボーリング調査等の箇所数（ただし、当初契約にその業務が含まれている場合に限る。))
17	基準点測量における新点数は概数扱いできるのか。	基準点測量における新点の設置は、北海道公共測量作業規程に基づき、現地の視通等を勘案し配点計画を立てることになっている。 積算時点で、これらの把握が困難な場合は、標準的な数量を計上し、当初計上していない等級への変更も含めて概数扱いできるものとする。
18	概数確定による市場単価の規格区分（補正区分）の変更による単価の変更は、概数の範疇で扱うことに問題はないか。	発注者と受託者の協議による概数の確定に基づくものであり、問題はない。
19	概数等発注を前提として、委託業務内容の一部を簡素化してもよいか。 また、委託歩掛を改定するか（取付道路が数箇所ある場合でも、標準箇所のみの設計とする等）	委託歩掛は概数等発注以外も含めて業務の内容に対応して作成しているものであり、改定する予定はない。 また、委託業務を委託業務内容に応じて簡素化することは差支えないが、委託業務の発注に際してはその仕様書などに業務内容を正確に公示する必要がある。

## 8-2 契約書第17条・第18条に関する質疑について

番号	質問・疑問	回 答
1	「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。	<p>受託者は、共通仕様書において設計図書の点検が義務付けられています。</p> <p>また、業務着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま業務着手することとなります。</p> <p>よって、業務着手（委託期間開始日）後、速やかに「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更する必要があります。</p> <p>なお、「どの設計図書を優先させることなく、委託者が求める事項」に設計変更することができます。</p>
2	「設計図書間の不一致等」において、業務委託料に変更が生じなかった場合でも設計変更する必要があるのか。	設計図書を正しいものに変更するため、業務委託料に変更が生じなかった場合であっても、設計変更する必要があります。
3	「設計図書間の不一致等」において、業務委託料の変更は可能か。	業務数量総括表を変更する必要がある場合、その基礎である委託用設計書原本も変更する必要があります。その際に金額を変更する必要がある場合は、併せて変更します。
4	特記仕様書で履行条件を明示すれば、新工種を含め、委託期間終了直前の設計変更でよいのか。	<p>当初設計において、業務の履行条件や設計工法等を条件明示していても、設計工法の変更や新工種などが生じた場合は、設計変更処理後でなければ業務着手することはできません。</p> <p>なお、設計変更の時期は、軽微の変更の上申を含め、速やかに処理してください。</p>
5	面工種の調査箇所の変更及びそれに伴う面積の増減が生じた場合は設計変更の対象として良いか。	<p>営農計画の変更などにより、調査箇所の変更及びそれに伴う面積の増減が生じた場合は、通常の設計変更として扱って差し支えない。</p> <p>ただし、単純な事業量の増を認めるものではなく、当初の条件が変更となった場合に行うものであることに留意すること。</p>
6	ボーリング調査に伴う孔数の増減は設計変更の対象として良いか。	当初の委託目的（層厚、必要支持力等）の確認について達成することが難しいと判断できる場合にあっては、ボーリング調査孔数の増減を通常の設計変更として扱って良い。ただし、単純な事業量の増を認めるものではなく、当初の条件が変更となった場合に行うものであることに注意すること。

8-3 軽微変更に関する質疑について

番号	質問・疑問	回 答
1	<p>軽微な設計変更は、何度行っても良いのか。</p> <p>また、軽微総括を行う時期は、業務完了前として良いか。</p>	<p>軽微な設計変更については、その範囲内であれば何度も軽微な設計変更として上申することができる。また、「軽微総括」行う時期は、当該業務の不確定要素すべてが解消した時点として良いので、結果的に業務完了前となることもある。なお、「軽微総括」として設計変更するまで契約変更を行わないこととなるため当該業務の不確定要素が解消したと想定される場合や増減見込額の累計が限度額を超えた時点で、速やかに「軽微総括」を行い、契約変更する必要がある。</p>
2	<p>軽微の設計変更でいう「新工種」とは何か。</p>	<p>『調査測量設計業務工種体系』における B2 レベル（種別）のことであり、B1 レベル（工種）が新たに追加される変更は「軽微な設計変更」として認められない。なお、B3 レベル（細別）の追加は、新工種として扱わない。</p>
3	<p>面工事に係る測量、調査及び設計等の委託業務において、融雪状況や天候等により受益者の営農計画（作付計画等）が変更になったため、調査ほ場の位置を変更することは可能か。</p>	<p>次の条件を満たすほ場の調査設計に適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工種が同一であること。</li> <li>(2) 業務箇所の変更が当該契約地区内であり、かつ、当初明示した業務面積の2割以内であること。</li> <li>(3) 変更が生じた場合の業務委託料の増減見込額の累計が、現業務委託料の10%以内で、かつ、200万円未満であること。</li> <li>(4) 工期に影響を与えないこと。</li> </ul> <p>ただし、特記仕様書に、入札の条件として、当該業務箇所の変更が生じる場合があることや、当初業務箇所及び変更後の業務予定箇所を明示しておく必要がある。</p> <p>(平成 25 年 5 月 14 日付け事調第 213 号「委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱いの運用について（通知）」を参照のこと。)</p>

余白

## 第Ⅱ編

# 設計変更事例集

余白

農業農村整備事業等

# 『設計変更事例集』

令和2年4月

北海道農政部農村振興局事業調整課



(1) 目的

本資料は、工事・委託業務に係る設計変更の手続き等を円滑・適切に行うため、事例や留意点を取りまとめたものである。

(2) 解説

【区画整理】	区画形状の変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇は場の整地工について、当初設計時の営農規模等を考慮して現設計の区画形状（2枚）で了解を得られていたが、受益者より大型機械を導入し規模拡大を図ることから、区画形状（1枚）の変更を行いたい旨申し出があった。</p> <p>このため、土地改良区と協議した結果、営農計画上やむを得なく隣接する用排水施設への影響もないことから、区画形状の変更を行う。</p> <div data-bbox="288 974 1302 1534" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p><b>【解説】</b></p><p>「契約書第17条」の場合（現場不符合等確認書・第33号様式に対応）</p><ol style="list-style-type: none"><li>① 設計図書に誤り又は脱漏がある場合の理由を記載</li><li>② 設計図書に表示が明確でない場合の理由を記載</li><li>③ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合の理由を記載</li><li>④ 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合の理由を記載</li></ol><p>「契約書第18条」の場合（設計変更理由書に対応）</p><ol style="list-style-type: none"><li>① 発注者(委託者)が変更の必要があると認める場合の理由を記載</li></ol></div>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現況写真（区画形状の状況）</li><li>・ 詳細図（当初及び変更の区画割り）</li></ul> <div data-bbox="794 1684 1233 1756" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">・ 設計変更に必要な資料を記載</div> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 受益者との協議簿</li></ul> <div data-bbox="580 1832 1294 1951" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">・ 整理を要する資料を記載(設計変更資料として添付不要) ・ 変更理由の参照となる資料を記載</div>		

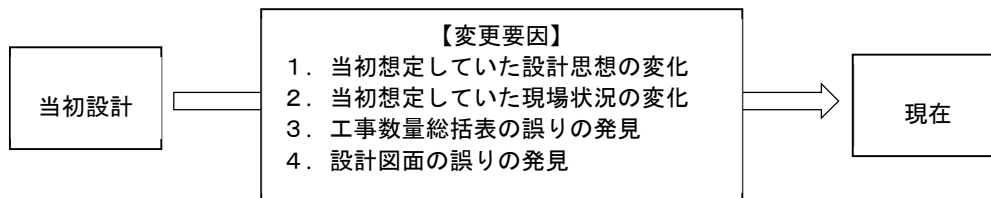
### (3) 留意事項

本資料は、各（総合）振興局で行った設計変更事例を取りまとめたものである。あくまでも本資料は事例集であり、各現場状況・立地条件等を十分確認し、現場実態に合った適正な理由及び添付資料により、適期に設計変更の手続きを行って下さい。

## 【参考】設計変更に係る資料作成のポイント

### ① 理由書の構成

設計変更の理由は、入札前の設計図書時点から現在までの状況の変化を当初の設計思想や現場状況などから理論的に説明する必要がある。



### ② 契約条項

設計変更の理由がどの契約条項に適合するか確認する。

設計変更に係る契約条項は、「北海道建設工事執行規則 別記 建設工事請負標準契約書」によるものであり、設計変更で使用する主な条項は以下のとおり。

<b>第17条</b>	<b>（設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等）</b>
	現場代理人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を工事監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
(1)	図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
(2)	設計図書に誤り又は脱漏があること。
(3)	設計図書の表示が明確でないこと。
(4)	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。
(5)	設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
<b>第18条</b>	<b>（設計図書の変更）</b>
	発注者は、前条第5項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。
<b>第19条</b>	<b>（工事の中止）</b>
	工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

<b>第20条</b>	<b>(受注者の請求による工期の延期)</b>
	受注者は、天候の不良、第2条の規定による関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
<b>第21条</b>	<b>(発注者の請求による工期の短縮等)</b>
	発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要がある場合は、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

### ③ 変更理由書

主語と述語を明確とし文章はシンプルに短く。

【主語】 〇〇について、	【目的語・修飾後】 〇〇により〇〇のため、	【述語】 〇〇する。
-----------------	--------------------------	---------------

長文となる場合は、短文を接続詞でつなげることにより分かり易くなる。

(接続詞の例)		
①	逆接の接続詞	しかし、ところが
②	並列の接続詞	かつ
③	追加の接続詞	また、なお
④	対比の接続詞	一方、または
⑤	例示の接続詞	特に
⑥	補足の接続詞	ただし
⑦	結論の接続詞	このように、このため、このことから、そこで

### ④ 添付資料 (参考資料)

現場の自然条件や環境条件の変更、地元団体や受益者の変更要望を明確に説明するためには、現況写真や図面などの添付資料が重要である。

- 1) 現況写真 … 当初設計からの状況変化が写真の添付により明確となる。
- 2) 図 面 … 変更部分を図示することにより変更範囲・内容が明確となる。
- 3) 工 程 表 … 変更内容を実施するために必要な工程・日数が明確となる。
- 4) 試験結果 … 設計条件と現場条件の不一致や選定工法の妥当性が明確となる。
- 5) 協 議 簿 … 変更事象の日付・相手・内容・双方の同意が明確となる。

添付資料に詳細なコメントなどを追記することにより、設計変更の理由書に無駄な文章を省くことができ、簡潔にまとめることができる。

# 農業農村整備事業等『設計変更事例集』

## 【工事編】



＜ 工事編 目次 ＞

工種（項目）	条 項	事 例 理 由	ページ
準備工	第 17 条	すき取り物処理の減	Ⅱ - 11
	第 18 条	除雪工の追加	Ⅱ - 11
産業廃棄物処理工	第 17 条	産業廃棄物処理（コンクリート塊）の追加	Ⅱ - 12
		産業廃棄物処理（汚泥）の追加	Ⅱ - 12
		産業廃棄物処理（既設トラフ）の追加	Ⅱ - 13
		スクラップ（鉄くず）処理の追加	Ⅱ - 13
		産業廃棄物処理場の変更	Ⅱ - 14
	第 18 条	既設トラフを産業廃棄物処理から引渡しへ変更	Ⅱ - 14
仮設工	第 17 条	敷鉄板の追加	Ⅱ - 15
		敷鉄板の減	Ⅱ - 15
		水替工の追加①	Ⅱ - 16
		水替工の追加②	Ⅱ - 16
		水替工（ポンプ口径）の変更	Ⅱ - 17
		大型土のうの追加	Ⅱ - 17
		補足砂利の追加	Ⅱ - 18
		推進立抗（切梁・腹起し材）の規格変更	Ⅱ - 18
	第 18 条	仮設道路のルート変更	Ⅱ - 19
		交通誘導警備員の追加①	Ⅱ - 19
		交通誘導警備員の追加②	Ⅱ - 20
		コンクリート防寒費の追加	Ⅱ - 20
		仮橋工の取り止め	Ⅱ - 21
		任意仮設の条件変更に対する設計変更①	Ⅱ - 21
		任意仮設の条件変更に対する設計変更②	Ⅱ - 22
区画整理	第 17 条	整地工法の変更（標準切盛→突き均し）	Ⅱ - 23
		整地工法の変更（突き均し→標準切盛）	Ⅱ - 23
		法面保護工の追加	Ⅱ - 24
		法面抑止工の追加	Ⅱ - 24
		湧水処理工の追加	Ⅱ - 25
		リップドーザ掘削の追加	Ⅱ - 25
		置換工の追加	Ⅱ - 26
		盛土材の変更（基盤土→購入土）	Ⅱ - 26
		発生土流用計画の変更	Ⅱ - 27
	第 18 条	整地工の追加①	Ⅱ - 27

工種（項目）	条 項	事 例 理 由	ページ		
区画整理	第 1 8 条	整地工の追加②	Ⅱ - 28		
		整地工の取り止め①	Ⅱ - 28		
		整地工の取り止め②	Ⅱ - 29		
		区画形状の変更	Ⅱ - 29		
		畦畔形状の変更	Ⅱ - 30		
		取付道路の追加	Ⅱ - 30		
		遮水シートの追加	Ⅱ - 31		
暗渠排水	第 1 7 条	暗渠掘削バケットの変更（スリム→従来型）	Ⅱ - 32		
		暗渠掘削機種の変更（トレンチャー→バックホウ）	Ⅱ - 32		
		附帯明渠の床下げの追加	Ⅱ - 33		
		附帯明渠の積芝工の追加	Ⅱ - 33		
		湧水処理工の追加	Ⅱ - 34		
	第 1 8 条	暗渠排水の追加①	Ⅱ - 34		
		暗渠排水の追加②	Ⅱ - 35		
		暗渠排水施工区域の拡大	Ⅱ - 35		
		暗渠排水の取り止め①	Ⅱ - 36		
		暗渠排水の取り止め②	Ⅱ - 36		
		暗渠排水（埋め戻し）の取り止め	Ⅱ - 37		
		補助暗渠の追加	Ⅱ - 37		
		集中管理孔の追加	Ⅱ - 38		
		暗渠配線の変更	Ⅱ - 38		
		水閘形状の変更	Ⅱ - 39		
		客土	第 1 7 条	客土厚の変更	Ⅱ - 40
				土取場の変更	Ⅱ - 40
				ほ場内運搬機種の変更	Ⅱ - 41
			第 1 8 条	客土の追加	Ⅱ - 41
客土施工区域の拡大	Ⅱ - 42				
客土の取り止め①	Ⅱ - 42				
客土の取り止め②	Ⅱ - 43				
施工時期の変更（工期延期）	Ⅱ - 43				
除礫除去	第 1 7 条			除礫施工深の変更	Ⅱ - 44
第 1 8 条	除礫施工区域の拡大	Ⅱ - 44			
	排礫堆積場の変更	Ⅱ - 45			
心土破碎	第 1 8 条	心土破碎の追加	Ⅱ - 45		
草地整備	第 1 7 条	碎土の追加	Ⅱ - 46		

工種（項目）	条 項	事 例 理 由	ページ
草地整備	第 17 条	軟岩処理の追加	Ⅱ - 46
		牧柵資材の変更（再利用→新材）	Ⅱ - 47
	第 18 条	隔障物の構造変更	Ⅱ - 47
		起伏修正（Ⅰ）の追加	Ⅱ - 48
		起伏修正（Ⅰ）の取り止め	Ⅱ - 48
		除草剤散布の取り止め	Ⅱ - 49
		暫定施工へ変更	Ⅱ - 49
		種子タイプの変更	Ⅱ - 50
素堀側溝の追加	Ⅱ - 50		
用水路	第 17 条	既設用水路の規格変更	Ⅱ - 51
		アンダードレーン工の追加	Ⅱ - 51
	第 18 条	用水路の追加①	Ⅱ - 52
		用水路の追加②	Ⅱ - 52
		用水路の取り止め①	Ⅱ - 53
		用水路の取り止め②	Ⅱ - 53
		道路横断工の追加	Ⅱ - 54
		転落防止柵の追加	Ⅱ - 54
		目地材料の変更	Ⅱ - 55
		水圧試験用水の変更	Ⅱ - 55
排水路	第 17 条	装工形式の変更（トラフ→管渠）	Ⅱ - 56
		埋戻土の変更	Ⅱ - 56
		既設横断管内部の土砂撤去の追加	Ⅱ - 57
	第 18 条	排水路の追加①	Ⅱ - 57
		排水路の追加②	Ⅱ - 58
		排水路の取り止め①	Ⅱ - 58
		排水路の取り止め②	Ⅱ - 59
		支給品の追加（Vトラフ）	Ⅱ - 59
		残土処理の変更	Ⅱ - 60
農道	第 17 条	流入工の追加	Ⅱ - 61
		植生工の吹付厚さの変更	Ⅱ - 61
		植生工法の変更①	Ⅱ - 62
		植生工法の変更②	Ⅱ - 62
		装工形式の変更（張芝→トラフ）	Ⅱ - 63
		警戒標識柱の変更（再利用→新材）	Ⅱ - 63
	第 18 条	取付道路の勾配緩和	Ⅱ - 64

工種（項目）	条 項	事 例 理 由	ページ	
農道	第 1 8 条	柵蓋の変更	II - 64	
用水施設	第 1 7 条	既設管位置の不一致	II - 65	
		第 1 8 条	塗装の変更	II - 65
			通気管の追加	II - 66
			掘削土の仮置き場変更	II - 66
			タラップガードの追加	II - 67
			コンクリートセメント種類の変更	II - 67
			ハンドル設置高の変更	II - 68
海岸工事	第 1 7 条	排砂作業の追加	II - 69	
		被覆ブロック数量の変更	II - 69	
		鋼矢板の変更（中古品→新品）	II - 70	
基礎工	第 1 7 条	木杭規格の変更	II - 71	
		基礎工法の変更（直接基礎→杭基礎）	II - 71	
		既設木杭への増杭追加	II - 72	
		コンクリート杭におけるカットオフ工の追加	II - 72	
試行関係	第 1 8 条	遠隔地からの建設資材調達に係る変更	II - 73	
		地域外からの労働者確保に要する変更	II - 73	
		工事における週休 2 日の取得に要する変更	II - 74	
		熱中症対策に関する変更	II - 74	
		女性も働きやすい現場環境の整備に関する変更	II - 75	
その他	第 1 7 条	工事数量総括表と設計図面の不一致	II - 76	
		再生骨材から新材へ変更	II - 76	
		土捨場の変更	II - 77	
		水道管移設の追加	II - 77	
		石綿管処理費の追加	II - 78	
	第 1 8 条	機械洗浄費の追加	II - 78	
		運搬経路の変更	II - 79	
		支障物件移設に伴う工期延期	II - 79	
		歩掛調査費の追加	II - 80	
		間接工事費等諸経費動向調査の追加	II - 80	
	第 1 9 条	台風の大雨による工事一時中止	II - 81	
	第 2 0 条	鋼材の市況変化による工期変更	II - 81	
	第 2 9 条	現場不符合等の増額に伴う設計図書の変更	II - 82	

【準備工】	すき取り物処理の減	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号用水路について、すき取り土の処理を予定していた一部範囲に裸地が確認され、すき取り物がないため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、一部範囲が裸地となっており、すき取り物が確認されなかったことから、すき取り物処理を減とする。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（裸地の状況）</li> <li>・ 縦平面図（当初のすき取り箇所を表示）</li> </ul>		

【準備工】	除雪工の追加	契約書
		第18条
<p>&lt; 設計変更理由 &gt;</p> <p>〇〇号用水路の進入路について、〇〇市の除雪対象路線となっていたが、道路を使用していた住民が転居したため除雪が行われなくなったことが判明した。 本路線は用水路工事に必要な進入路であり、このままでは工事に支障を来すことから、除雪工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（除雪路線の状況）</li> <li>・ 縦平面図（除雪路線を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路管理者との協議簿</li> </ul>		

【産業廃棄物処理工】	産業廃棄物処理（コンクリート塊）の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号排水路の河川横断工について、工事の支障となるコンクリート擁壁を確認したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、このままでは工事の支障となり、コンクリート擁壁を撤去しても構造物に影響がないことから、取り壊し及び産業廃棄物処理（コンクリート塊）を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（コンクリート擁壁の状況）</li> <li>・ 縦平面図（コンクリート擁壁の箇所を表示）</li> <li>・ 位置図（産業廃棄物処理場を表示）</li> </ul>		

【産業廃棄物処理工】	産業廃棄物処理（汚泥）の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号排水路の横断工について、既設ボックス内に汚泥が堆積していることを確認したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、汚泥が堆積されこのままでは工事に支障を来すことから、産業廃棄物処理（汚泥）を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（汚泥堆積の状況）</li> <li>・ 縦平面図（汚泥堆積の箇所を表示）</li> <li>・ 土質試験結果（産業廃棄物：汚泥）</li> <li>・ 位置図（産業廃棄物処理場を表示）</li> </ul>		

【産業廃棄物処理工】	産業廃棄物処理（既設トラフ）の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号排水路について、再利用を予定している既設トラフ（V30型）の破損が確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、破損が著しいため再利用が不可能であることから、施設管理者と協議を行い、SP100～200区間の排水路トラフについては新材とし、既設トラフは産業廃棄物処理とする。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（老朽化状況）</li> <li>・ 縦平面図（新材区間を表示）</li> <li>・ 位置図（産業廃棄物処理場を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【産業廃棄物処理工】	スクラップ（鉄くず）処理の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号農道について、再利用を予定している中間支柱・端末支柱及びガードレールが破損しているため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、破損のため再利用が不可能であることから、施設管理者と協議を行い新材に変更する。なお、基礎コンクリートについては取り壊し及び産業廃棄物処理を追加し、鋼材についてはスクラップ（鉄くず）処理を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（破損状況）</li> <li>・ 縦平面図（破損箇所を表示）</li> <li>・ 位置図（産業廃棄物処理場を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理者との協議簿</li> </ul> <p>※「スクラップ（鉄くず）等の価値判断の考え方について」（積算資料・現場技術資料 参照）</p>		

【産業廃棄物処理工】	産業廃棄物処理場の変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号農道について、発生するアスファルト殻を処理する〇〇処理場が廃止となり受け入れが不可能なため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>アスファルト処理場について確認した結果、〇〇処理場が廃止となり受け入れが不可能であるため、受け入れ可能な〇〇処理場へ変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置図（当初及び変更の産業廃棄物処理場を表示）</li> <li>・ 廃止となったことが確認できる資料</li> </ul>		

【産業廃棄物処理工】	既設トラフを産業廃棄物処理から引渡しへ変更	契約書
		第18条
<p>&lt; 設計変更理由 &gt;</p> <p>〇〇号用水路の既設トラフについて、老朽化のため産業廃棄物処理として処分することとしていたが、土地改良区より維持管理資材として利用したい旨申し出があったことから、一部の既設トラフについて引渡しに変更する。  なお、引渡しするトラフについては、土地改良区の所有地までの運搬費を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（既設トラフの状況）</li> <li>・ 縦平面図（産業廃棄物処理と引渡しするトラフの区間を表示）</li> <li>・ 位置図（土地改良区の所有地を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良区との協議簿</li> </ul>		

【仮設工】	敷鉄板の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号用水路の仮設道路について、長雨により地盤が湿潤状態となっており、ダンプトラックで直接走行することが困難であるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>地耐力調査の結果、ダンプトラックの走行に必要な地耐力が不足していることから、敷鉄板を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（仮設道路の湿潤状況・支持力測定の場合）</li> <li>・ コーン貫入試験結果</li> <li>・ 縦断面図（敷鉄板の設置箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <p>※ 「Ⅱ 工事積算基準等の運用 B 土工」（工事積算基準 参照）  ダンプトラックの走行に必要な支持力（コーン支持力値）1,200（kN/m<sup>2</sup>）以上</p>		

【仮設工】	敷鉄板の減	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の仮設道路について、凍結によりダンプトラックで直接走行することが可能であり敷鉄板が不要なため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、凍結によりほ場内を直接走行することが可能と判断したことから、敷鉄板を減とする。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（仮設道路の凍結状況・支持力測定の場合）</li> <li>・ コーン貫入試験結果</li> <li>・ 平面図（当初の敷鉄板の設置箇所を表示）</li> </ul>		

【仮設工】	水替工の追加①	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号用水路の起点取付工について、隣接地からの浸透水により用水路内に流水を確認したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、非かんがい期の施工のため用水路には流水がないと判断していたが、隣接地からの浸透水により用水路内に流水が確認され工事に支障を来すことから、水替工及び土のう締切工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（流水状況）</li> <li>・ 縦平面図（水替工・土のう締切工の箇所を表示）</li> <li>・ 仮設図（水替工・土のう締切工）</li> </ul>		

【仮設工】	水替工の追加②	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号排水路の終点取付工について、道路横断工に常時流水を確認したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、冬期間の施工となるため乾燥状態での施工を想定していたが、常時流水が確認され工事に支障を来すことから、水替工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（流水状況）</li> <li>・ 縦平面図（水替工の箇所を表示）</li> <li>・ 仮設図（水替工）</li> </ul>		

【仮設工】	水替工（ポンプロ径）の変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号排水路について、長雨の増水により水位が上がり水替ポンプφ50mmでは排水が困難であるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、長雨の増水により水位が6cm程度であり排水量が10m<sup>3</sup>/hであることが確認され、経過観察しても水位の低下が見られないことから、水替ポンプロ径をφ50mmからφ100mmへ変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（水位測定の状態）</li> <li>・ 水位測定結果（当初及び変更の流量計算書）</li> <li>・ 縦平面図（ポンプ設置の箇所を表示）</li> <li>・ 横断図（当初及び変更の水位を表示）</li> </ul>		

【仮設工】	大型土のうの追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号排水路について、長雨の影響により河川の水位が上昇し工事に支障があるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、河川の水位が低水位であったことから工事に影響がないものと判断していたが、河川の水位が10cmであることが確認され工事に支障を来すことから、大型土のうによる仮締切工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（水位測定の状態）</li> <li>・ 水位測定結果</li> <li>・ 縦平面図（大型土のうの箇所を表示）</li> <li>・ 横断図（当初及び変更の水位を表示）</li> <li>・ 仮設図（大型土のう）</li> </ul>		

【仮設工】	補足砂利の追加（当初未計上の場合）	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号排水路で使用している〇〇道路（市町村道・耕作道等）について、砂利の飛散及び不陸が生じているため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>道路管理者及び地権者と現地確認した結果、今後の車両走行や営農作業に支障を来すことから、補足砂利を3cm追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（飛散・不陸状況）</li> <li>・ 不陸測定結果（補足砂利の算定）</li> <li>・ 位置図（補足砂利道路を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路管理者及び地権者との協議簿</li> </ul>		

【仮設工】	推進立抗（切梁・腹起し材）の規格変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>推進立抗位置について、当初想定していた地下水位よりも高く、当初設計の推進立抗の規格形状では安全確保が困難であるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地条件に合わせた推進立抗の規格形状について検証した結果、切梁段数及び切梁・腹起しの資材規格の変更を行う。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（推進立抗の状況）</li> <li>・ 詳細図（当初及び変更の推進立抗）</li> <li>・ 土留め検討結果</li> <li>・ 地下水位観測データ</li> <li>・ ボーリング柱状図</li> </ul>		

【仮設工】	仮設道路のルート変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路の進入路について、当初Aルートにより地権者から了解を得て発注を行っていたが、仮設道路に接するほ場に砂利が飛散するため、工事車両の通行を止めてほしい旨申し出があった。</p> <p>このため、施設管理者と現地確認を行い新たな進入路について検討した結果、Bルートにて関係者から了解を得られたため、仮設道路のルート変更を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（当初A及び変更Bのルート）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【仮設工】	交通誘導警備員の追加①	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路について、〇〇市道を工事中道路として使用するため、事前に道路管理者と協議を行い、交通誘導警備員を1名配置することで了解を得ていたが、工事着手後に道路管理者から安全性を考慮し、交通誘導警備員を2名配置するよう指示があった。</p> <p>このため、安全性及び作業性を確保するため交通誘導警備員を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦平面図（交通誘導警備員の配置を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者との協議簿</li> <li>※「交通誘導警備員の積算の取扱いについて」（積算資料・現場技術資料 参照）</li> </ul>		

【仮設工】	交通誘導警備員の追加②	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路について、道路管理者との協議により通行止めでの施工を予定していたが、工事着手後に道路使用許可を申請したところ、片側交互通行で施工し作業帯前後に交通誘導警備員の配置をするよう指示があったことから、交通誘導警備員を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦平面図（交通誘導警備員の配置を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者との協議簿</li> <li>※「交通誘導警備員の積算の取扱いについて」（積算資料・現場技術資料 参照）</li> </ul>		

【仮設工】	コンクリート防寒費の追加	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路の函渠工について、当初は10月上旬に施工完了を予定としていたが、支障となる町水道の移設に期間を要したことにより、函渠工のコンクリート打設時期が冬期間になることが判明したことから、コンクリート防寒費（防寒養生・防寒囲い）を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事工程表（ネットワーク等により当初及び変更を表示）</li> <li>・横断図（水道と函渠工の位置を表示）</li> </ul>		

【仮設工】	仮橋工の取り止め	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路の道路横断工について、〇〇市のスクールバスの運行経路となっているため、道路管理者との協議により仮橋工（片側交互通行）による迂回路としていたが、再協議の結果、スクールバスの運行経路の変更に伴い通行止め（開削）の了解を得られたことから、仮橋工を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（仮橋工を表示）</li> <li>・運行経路図（当初及び変更のスクールバス運行経路）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者との協議簿</li> </ul>		

【仮設工】	任意仮設の条件変更に対する設計変更①	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>（仮設道路について敷砂利のみ任意仮設としている場合・条件明示なし）</p> <p>〇〇号用水路について、敷砂利による仮設道路を想定していたが、長雨により地盤が湿潤状態となっているため、地耐力調査を行った結果、ダンプトラックの走行に必要な地耐力が不足していることから、受注者との協議により敷鉄板に変更する。</p>		
<p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 添付資料は「敷鉄板追加」の事例を参照</li> <li>※ 「仮設工事設計に係る取扱いの制定について」（積算資料・現場技術資料 参照）</li> <li>・ 任意仮設により当初明示していない条件であっても、発注時点で予期し得なかった状況が現場で確認された場合は、受発注者双方協議の上、設計変更を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で協議を行う。</li> <li>②当該工事での変更の必要性を明確にし、契約書第18条に基づき行う。</li> <li>③設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅延なく行う。</li> </ul> </li> </ul>		

【仮設工】	任意仮設の条件変更に対する設計変更②	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>(水替工についてポンプ口径・台数のみ任意仮設としている場合・条件明示なし)</p> <p>〇〇号排水路について、水替ポンプ(φ50mm・1台)による水替を想定していた、釜場設置による掘削作業中に湧水が確認され、当初の水替ポンプでは排水処理が困難であることから、口径をφ50mmからφ100mmへ変更する。</p> <p>なお、冬期工事のため、当初想定していた作業時排水(8h)では凍結等により作業に支障が生じることから、常時排水(24h)へ変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真(湧水状況)</li> <li>・縦平面図(水替ポンプの設置箇所を表示)</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>※「仮設工事設計に係る取扱いの制定について」(積算資料・現場技術資料 参照)</p>		

【区画整理】	整地工法の変更（標準切盛→突き均し）	契約書
		第17条
<p>&lt;不適合等の内容&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、工事着手前に表土厚を確認したところ、当初の想定よりも厚いことが判明したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt;措置に関する意見&gt;</p> <p>受益者と現地確認した結果、突き均し工法でも表土厚が確保され営農に支障がないことから、標準切盛工法から突き均し工法へ変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（表土厚の状況）</li> <li>・表土厚測定結果</li> <li>・平面図（表土厚の測定箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	整地工法の変更（突き均し→標準切盛）	契約書
		第17条
<p>&lt;不適合等の内容&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、工事着手前に表土厚を確認したところ、当初想定していた厚さに満たないことが判明したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt;措置に関する意見&gt;</p> <p>受益者と現地確認した結果、突き均し工法により施工を行う予定であったが、切土部の表土厚が確保されず営農に支障を来すことから、突き均し工法から標準切盛工法へ変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（表土厚の状況）</li> <li>・表土厚測定結果</li> <li>・平面図（表土厚の測定箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	法面保護工の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、法面整形後に降雨の影響を受け一部浸食しているのが確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>受益者と現地確認した結果、このまま放置すると浸食が拡大し法面崩壊により営農に支障を来すことから、法面保護工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（法面浸食の状況）</li> <li>・ 平面図（法面保護工の箇所を表示）</li> <li>・ 詳細図（法面保護工）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	法面抑止工の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、隣接地からの湧水により盛土法面が崩壊しているのが確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>受益者と現地確認した結果、このまま放置すると浸食が拡大し法面崩壊により営農作業に支障を来すことから、法面抑止工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（法面崩壊の状況）</li> <li>・ 平面図（法面抑止工の箇所を表示）</li> <li>・ 詳細図（法面抑止工）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	湧水処理工の追加	契約書
		第17条
<p>&lt;不適合等の内容&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、施工区域内にある既設土水路を埋める予定であるが、現況にて湧水が確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt;措置に関する意見&gt;</p> <p>受益者と現地確認した結果、現状のまま埋戻しを行うと施工後に水みちとなり湿害により営農作業に支障を来すことから、湧水処理工を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（湧水状況）</li> <li>・平面図（湧水処理工の箇所を表示）</li> <li>・詳細図（湧水処理工）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	リッパドーザ掘削の追加	契約書
		第17条
<p>&lt;不適合等の内容&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、基盤切盛の作業中にはほ場の一部から岩土質が確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt;措置に関する意見&gt;</p> <p>土質確認（弾性波試験）の結果、軟岩であることが判明し、ブルドーザでの処理が困難であることから、リッパドーザ掘削を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（軟岩状況）</li> <li>・土質試験結果（弾性波試験）</li> <li>・平面図（軟岩箇所を表示）</li> </ul>		

【区画整理】	置換工の追加	契約書
		第17条
<p>&lt;不適合等の内容&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、基盤切盛の作業中にはほ場の一部から軟弱な地盤が確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt;措置に関する意見&gt;</p> <p>受益者と現地確認した結果、現状のまま放置すると施工及び営農に支障を来すことから、基盤部へ置換工（切込碎石）を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（軟弱状況・支持力測定状況）</li> <li>・コーン貫入試験結果</li> <li>・平面図（置換工の箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	盛土材の変更（基盤土→購入土）	契約書
		第17条
<p>&lt;不適合等の内容&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、ほ場内の基盤土を耕作道路の盛土材として流用することが不適であるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt;措置に関する意見&gt;</p> <p>土質試験の結果、盛土材として不適と判断したことから、購入土に変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（土質状況）</li> <li>・土質試験結果</li> <li>・平面図（耕作道路の箇所を表示）</li> </ul>		

【区画整理】	発生土流用計画の変更	契約書 第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、突き均し工法を予定しているが中畦畔に礫があることを確認したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>受益者と現地確認した結果、このまま施工を行うと礫がほ場に散乱し、今後の営農に支障を来すことから、中畦畔を撤去し隣接する〇〇ほ場の幅広畦畔築立の流用土として使用する計画へ変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（中畦畔の礫状況）</li> <li>・ 平面図（中畦畔と幅広畦畔築立の箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	整地工の追加①	契約書 第18条
<p>&lt; 設計変更理由 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、現況のほ場田面が低く隣接地から越水が生じるため、ほ場田面を1.2m上げる工事を来年度に行う予定であったが、8月の台風により湛水の被害を受けたことから、受益者より早急に整備してほしい旨申し出があった。</p> <p>このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、早急に整備する必要があると判断したことから、整地工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（湛水被害の状況）</li> <li>・ 位置図（追加ほ場を表示）</li> <li>・ 平面図（追加ほ場）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	整地工の追加②	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>次年度に整地工を予定している〇〇ほ場について、長雨により排水不良が生じ、作物生育や営農作業に支障を来しているため、受益者より早急に整備してほしい旨申し出があった。</p> <p>このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、早急に整備する必要があると判断したことから、整地工を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（排水不良の状況）</li> <li>・位置図（追加ほ場を表示）</li> <li>・平面図（追加ほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	整地工の取り止め①	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、小麦収穫後からの施工としていたが、受益者の営農計画の変更に伴い、秋まき小麦を作付けするため、次年度以降に整備してほしい旨申し出があった。</p> <p>このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、営農計画上やむを得ないと判断したことから、整地工を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> <li>・平面図（取り止めほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	整地工の取り止め②	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、育苗ハウス移設後に施工することとしていたが、急遽受益者より育苗ハウスの移転先確保が困難となったため、整備を取り止めたい旨申し出があった。</p> <p>このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、営農計画上やむを得ないと判断したことから、整地工を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（育苗ハウスの状況）</li> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> <li>・平面図（取り止めほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	区画形状の変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、当初設計時の営農規模等を考慮して現設計の区画形状（2枚）で了解を得られていたが、受益者より大型機械を導入し規模拡大を図ることから、区画形状（1枚）の変更を行いたい旨申し出があった。</p> <p>このため、土地改良区と協議した結果、営農計画上やむを得なく隣接する用排水施設への影響もないことから、区画形状の変更を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（区画形状の状況）</li> <li>・平面図（当初及び変更の区画割り）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	畦畔形状の変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、畦畔形状を標準型で計画していたが、受益者より農道と田差が大きく営農作業に支障を来しているため、幅広畦畔に変更したい旨申し出があったことから、畦畔形状の変更を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（農道との田差状況）</li> <li>・平面図（畦畔形状の変更箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	取付道路の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、工事発注後に受益者より大型機械を導入したことから、営農作業の効率化を図るため、町道からの取付道路を追加してほしい旨申し出があったことから、取付道路の追加を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（取付道路の追加箇所）</li> <li>・平面図（取付道路の追加箇所を表示）</li> <li>・詳細図（取付道路）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	<b>遮水シートの追加</b>	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>過年度に整地工を施工した〇〇ほ場について、受益者より水稻作付け時に畦畔から漏水が確認された旨申し出があった。現地確認した結果、漏水が著しく、今後の営農作業に支障を来すため、漏水対策として遮水シートを追加する。</p> <p>なお、〇〇ほ場は当該工区の隣接ほ場であり、早急な対応が必要であることから、本工区に追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（漏水状況）</li> <li>・ 平面図（漏水箇所を表示）</li> </ul>		

【暗渠排水】	暗渠堀削バケットの変更（スリム→従来型バックホウ）	契約書
		第17条
<p>&lt;不適合等の内容&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について掘削した結果、心土に礫が多く含まれていることから、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt;措置に関する意見&gt;</p> <p>現地確認の結果、スリム型バケットでは掘削断面の保持が困難であることから、従来型バケットへ変更を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（礫の状況、試掘状況）</li> <li>・平面図（礫発生箇所を表示）</li> </ul>		

【暗渠排水】	暗渠堀削機種の変更（トレンチャー→バックホウ）	契約書
		第17条
<p>&lt;不適合等の内容&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について掘削した結果、心土に礫が多く含まれていることから、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt;措置に関する意見&gt;</p> <p>現地確認の結果、トレンチャーでは掘削が困難であることから、バックホウへ機種変更を行う。また、発生した心土については、ほ場に敷均すと営農に支障を来すことから、ほ場脇へ運搬・堆積する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（礫の状況、試掘状況）</li> <li>・平面図（礫発生箇所・礫堆積場所を表示）</li> </ul>		

【暗渠排水】	附帯明渠の床下げの追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について、落口を設置する附帯明渠の高さを現地調査した結果、落口の高さが確保できないことが判明したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、現況では落口の高さ確保が困難であり、暗渠排水機能を確保するため、附帯明渠の床下げを追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（附帯明渠の状況）</li> <li>・ 平面図（附帯明渠位置を表示）</li> </ul>		

【暗渠排水】	附帯明渠の積芝工の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について、附帯明渠の流末箇所にて土砂崩落及び浸食が発生しているため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、このままでは被害が拡大し施工に支障を来すことから、施設保護のため、積芝工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（土砂崩落・浸食状況）</li> <li>・ 詳細図（積芝工）</li> </ul>		

【暗渠排水】	湧水処理工の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について、一部区域から湧水が発生していることが判明したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>受益者と現地確認した結果、ほ場脇より湧水が確認され、今後の営農作業や作物の生育に支障を来すことから、湧水処理工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（湧水状況）</li> <li>・ 平面図（湧水箇所を表示）</li> <li>・ 詳細図（湧水処理工）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	暗渠排水の追加①	契約書
		第18条
<p>&lt; 設計変更理由 &gt;</p> <p>次年度に暗渠排水を予定している〇〇ほ場について、降雨による影響で過湿状態が著しいことから、受益者より早急に整備してほしい旨申し出があった。 このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、早急に整備する必要があると判断したことから、暗渠排水を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（過湿状況）</li> <li>・ 位置図（追加ほ場を表示）</li> <li>・ 平面図（追加ほ場）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	暗渠排水の追加②	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>次年度以降に暗渠排水を予定していた〇〇ほ場について、暗渠排水の老朽化による湿害が年々顕著になっており、農作業機械がぬかるなど営農に支障が生じていることから、受益者より早急に整備してほしい旨申し出があった。</p> <p>このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、早急に整備する必要があると判断したことから、暗渠排水を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（湿害状況）</li> <li>・位置図（追加ほ場を表示）</li> <li>・平面図（追加ほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	暗渠排水施工区域の拡大	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について、施工区域に隣接している箇所も湿害状況が確認されており、受益者より施工区域を拡大してほしい旨申し出があった。</p> <p>このため、受益者と現地確認した結果、湿害状況が確認され、今後の営農作業や作物の生育に支障を来すことから、暗渠排水の施工区域を拡大する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（湿害状況）</li> <li>・平面図（湿害箇所を表示）</li> <li>・詳細図（暗渠配線図）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	暗渠排水の取り止め①	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について、受益者が私費により附帯明渠の床下げを行ったところ湿害が解消されたため、暗渠排水を取り止めたい旨申し出があった。 このため、現地確認の結果、附帯明渠の整備により落口が確保され、湿害被害が解消されたと判断できることから、暗渠排水を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（附帯明渠の整備状況・湿害解消の状況）</li> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> <li>・平面図（取り止めほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	暗渠排水の取り止め②	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について、整地工の施工後に暗渠排水を行う予定であったが、降雨及び降雪により高含水状態となっており、受益者より現状のまま工事を進めた場合、ほ場が泥濘化し翌春の営農に支障を来すため暗渠排水を取り止めたい旨申し出があった。 このため、今後ほ場状態の回復が見込めないと判断したことから、暗渠排水を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（高含水状況）</li> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> <li>・平面図（取り止めほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	暗渠排水（埋め戻し）の取り止め	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について、10月中旬以降の降雨により湿潤状態が続いていたことから、埋め戻し作業を見合わせていた。その後も水切り作業を行いほ場の状況を確認してきたが、湿潤状況の改善が図られないことから、受益者と打合せをした結果、現状のまま施工した場合、ほ場が泥濘化し、今後の営農に支障を来すことから埋め戻しを取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（湿潤状況）</li> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> <li>・平面図（取り止めほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	補助暗渠の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>過年度に暗渠排水を施工した〇〇ほ場について、受益者より湿潤状態が解消されない旨申し出があった。現地確認した結果、湧水の影響により湿潤状態になっており、今後の営農作業に支障を来すため、補助暗渠を追加する。</p> <p>なお、〇〇ほ場は当該工区の隣接ほ場であり、早急な対応が必要であることから、本工区に追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（湿潤状況・湧水状況）</li> <li>・位置図（追加ほ場を表示）</li> <li>・詳細図（補助暗渠配線図）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	集中管理孔の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について、工事発注後に維持管理及び営農計画の変更により、受益者から集中管理孔を設置してほしい旨申し出があった。 このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、施設の長寿命化や本地区の整備水準を図る観点から、集中管理孔を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図（集中管理孔追加の箇所を表示）</li> <li>・詳細図（集中管理孔）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	暗渠配線の変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について、配線計画は中畦畔の設置を想定し、連絡渠による配線計画としていたが、受益者より大型機械の導入等により大区画化を図るため、配線計画を見直したい旨申し出があった。 このため、連絡渠による配線計画を見直し、より維持管理等が容易となる配線計画へ変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図（当初及び変更の配線図）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	<b>水閘形状の変更</b>	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水について、落口は既設排水路に設置することとなり、排水路の敷高が深いことから操作が容易な水平水閘としていた。しかし、受益者より当面の間は転作することから水甲の操作も頻繁に行う予定がないためネジ式水閘に変更したい旨申し出があった。</p> <p>このため、現地確認の結果、維持管理に支障がないことを確認したことから、水閘形状の変更を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（設置予定の箇所）</li> <li>・平面図（水閘の設置箇所を表示）</li> <li>・詳細図（ネジ式水閘）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【客土】	客土厚の変更（浅耕土客土の場合）	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の客土について現況表土厚を調査した結果、当初設計厚より厚いことが確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>受益者と再調査した結果、客土厚は調査設計結果により18cmとしていたが20cmであったことから、客土厚を7cmから5cmへ変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（表土厚の状況）</li> <li>・ 表土厚測定結果</li> <li>・ 平面図（表土厚の測定箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者との協議簿</li> </ul>		

【客土】	土取場の変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>購入土客土における土取場について、新たな開発行為申請手続きにより、9月末まで土砂出荷が不可能なため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>客土については夏期施工のため、施工を遅らすことができないことから、土取場を変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置図（当初及び変更土取場の箇所を表示）</li> <li>・ 土取場運搬経路図</li> <li>・ 土砂の出荷不可能証明書（当初土取場）</li> <li>・ 土砂の出荷可能報告書（変更土取場）</li> </ul>		

【客土】	ほ場内運搬機種の変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の客土について、ほ場が泥濘化しておりダンプトラックによる直接搬入が困難であるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>地耐力調査の結果、ダンプトラックの走行に必要な地耐力が不足していることから、不整地運搬車による小運搬に変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（泥濘化状況、支持力測定状況）</li> <li>・ コーン貫入試験結果</li> <li>・ 平面図（測定箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <p>※ 「Ⅱ工事積算基準等の運用 B 土工」（工事積算基準 参照） ダンプトラックの走行に必要な支持力（コーン支持力値）1,200（kN/m<sup>2</sup>）以上</p>		

【客土】	客土の追加	契約書
		第18条
<p>&lt; 設計変更理由 &gt;</p> <p>次年度に客土を予定している〇〇ほ場について、受益者より次年度の作付けを水稻から緑肥+秋まき小麦に変更するため、本年度に整備してほしい旨申し出があった。 このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、本地区の客土は冬期間の施工を予定しており、次年度以降の作付けに支障を来さないためにも本年度の施工が必要であると判断したことから、客土を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置図（追加ほ場を表示）</li> <li>・ 平面図（追加ほ場）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者との協議簿</li> </ul>		

【客土】	客土施工区域の拡大	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の客土について、河川敷地を避けて部分的な施工区域の客土を予定していたが、河川敷地（町河川）の払い下げが終了し民地となったことから、受益者よりほ場を一体的に整備してほしい旨申し出があった。 このため、ほ場全体に効果を発現させることから、客土の施工区域を拡大する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（河川敷地の状況）</li> <li>・平面図（施工区域拡大の箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【客土】	客土の取り止め①	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の客土について、受益者から営農計画の変更により、当該ほ場に秋まき小麦の作付けを行うため、本工区での客土を取り止めたい旨申し出があった。 このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、営農上やむを得ないと判断したことから、客土を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> <li>・平面図（取り止めほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【客土】	客土の取り止め②	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の客土について、工事発注後に受益者から大型機械を導入したため隣接ほ場と併せて大区画化するため、本工区での客土を取り止めたい旨申し出があった。 このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、隣接ほ場と併せての整備が必要でありやむを得ないと判断したことから、客土を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> <li>・平面図（取り止めほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【客土】	施工時期の変更（工期延期）	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の客土について、暗渠排水施工後に客土を行う予定であったが、降雨によりほ場が湿潤状態となっており、この状態にて客土を行うとほ場が泥濘化し、今後の営農に支障を来すことが懸念されるため、受益者より施工時期の変更の申し出があった。 このため、現地確認の結果、湿潤状態が著しく施工が困難と判断したことから、客土の施工時期を冬期に変更するため、工期延期（〇〇日）を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（湿潤状況）</li> <li>・工事工程表（バーチャート方式等にて当初及び変更を対比）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【石礫除去】	除礫施工深の変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の石礫除去について、設計除礫施工深では無礫層深の確保が困難であるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>含礫量調査の結果、設計除礫施工深20cmに対して35cmとなったことから、除礫施工深を変更する。なお、設計変更の範囲は未施工部分とする。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（含礫量調査）</li> <li>・含礫量調査結果</li> <li>・平面図（含礫量調査・未施工部分の箇所を表示）</li> </ul>		

【石礫除去】	除礫施工区域の拡大	契約書
		第18条
<p>&lt; 設計変更理由 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の石礫除去について、受益者より施工区域の拡大要望の申し出があった。このため、含礫量調査した結果、事業実施要件に合致しており、営農に支障を来していることが確認されたことから、石礫除去の施工区域を拡大する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（石礫状況）</li> <li>・含礫量調査結果</li> <li>・平面図（施工区域拡大の箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【石礫除去】	排礫堆積場の変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の石礫除去について、ほ場内に排礫堆積場を設ける予定であったが、受益者より営農の支障となるため排礫堆積場を変更したい旨申し出があった。 このため、受益者が所有する土捨場があることから、排礫堆積場を変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（当初及び変更の排礫堆積場の状況）</li> <li>・平面図（当初及び変更の排礫堆積場の箇所を表示）</li> <li>・位置図、運搬経路図（※ほ場外運搬の場合）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【心土破碎】	心土破碎の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>次年度以降の施工予定であった〇〇ほ場の心土破碎について、長雨により排水不良が生じ、営農に支障を来しているため、受益者より早急に整備してほしい旨申し出があった。 このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、早期に整備する必要があると判断したことから、心土破碎を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（排水不良の状況）</li> <li>・位置図（追加ほ場を表示）</li> <li>・平面図（追加ほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【草地整備】	砕土の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の起伏修正(I)について、降雨の影響により土塊が発生しており、1回の砕土では土塊を細かく砕けないため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、砕土の施工後でも土塊が残っており、播種床の状況をより良くする必要があるので、砕土を1回追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（土塊状況）</li> </ul>		

【草地整備】	軟岩処理の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の起伏修正(I)について、耕起作業中に表土内から軟岩が確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、軟岩により施工に支障を来すことから、リッパドーザ掘削を追加する。なお、受益者と打合せを行い、掘削残土は牧草の生育に影響があることから、〇〇へ捨土する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（軟岩状況・捨場状況）</li> <li>・ 平面図（軟岩・捨場の箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者との協議簿</li> </ul>		

【草地整備】	牧柵資材の変更（再利用→新材）	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇牧区の牧柵について、既設牧柵を取り外したところ腐食が進んでおり、再利用が不可能であるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>施設管理者と協議した結果、腐食が著しく再利用すると今後の飼育管理に影響を与えることから、牧柵資材を新材へ変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（牧柵腐食の状況）</li> <li>・ 平面図（腐食箇所を表示）</li> <li>・ 詳細図（牧柵）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【草地整備】	隔障物の構造変更	契約書
		第18条
<p>&lt; 設計変更理由 &gt;</p> <p>〇〇牧場の隔障物について、当初2段の電気牧柵としていたが、施設管理者より急傾斜部であり他牧区への放牧通路も兼ねていることから、放牧牛の脱牧防止のため3段柵に変更したい旨申し出があった。</p> <p>このため、施設検討した結果、今後の飼育管理を考慮して2段柵から3段柵へ変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（牧区の状況）</li> <li>・ 平面図（構造変更の箇所を表示）</li> <li>・ 詳細図（当初及び変更の隔障物）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【草地整備】	起伏修正（Ⅰ）の追加	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の起伏修正(Ⅰ)について、受益者より大型機械での営農に支障を来していることから、早急に起伏修正(Ⅰ)を行ってほしい旨申し出があった。 このため、関係機関と協議した結果、1番草の高刈りなどの営農作業に支障を来していることが確認され、本年度の施工が必要であると判断したことから、本工区に追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（追加ほ場）</li> <li>・位置図（追加ほ場を表示）</li> <li>・平面図（追加ほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【草地整備】	起伏修正（Ⅰ）の取り止め	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の起伏修正(Ⅰ)について、受益者より本年度分の牧草の収穫量を確保するため、施工を取り止めたい旨申し出があった。 このため、関係機関と協議した結果、営農上やむを得ないと判断したことから、本年度の施工を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> <li>・平面図（取り止めほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【草地整備】	除草剤散布の取り止め	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の起伏修正(I)について、草地整備の除草剤散布（後処理）を計上していたが、鎮圧後の2週間程度経過観察したところ、雑草が発芽しない状況であった。 このため、受益者と打合せを行った結果、除草剤散布の取り止めの申し出があったことから、除草剤散布を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（雑草状況）</li> <li>・平面図（取り止めほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【草地整備】	暫定施工へ変更	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の起伏修正(I)について、播種床造成後（鎮圧1回目後）長雨の影響により、除草剤散布及び施肥播種鎮圧の施工が困難となった。 このため、受益者と打合せを行った結果、今後ほ場状態の回復が見込めないため、本年度の工事を取り止めることで合意を得られたことから、暫定施工（耕起から鎮圧1回目まで）に変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（湿潤状況）</li> <li>・位置図（暫定施工ほ場を表示）</li> <li>・平面図（暫定施工ほ場）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【草地整備】	種子タイプの変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>本工区の種子配合タイプについては、受益者と打合せを行い採草計画に合わせて決定しているが、〇〇ほ場の起伏修正(Ⅰ)の受益者より採草計画の変更のため、種子タイプを変更したい旨申し出があったことから、種子タイプを変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種子配合表 (当初及び変更)</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【草地整備】	素堀側溝の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の起伏修正(Ⅰ)の牧区内において、雨水の流入により湿害が見受けられるため、施設管理者より排水対策の申し出があった。 このため、現地確認の結果、採草等に支障を来すことから素堀側溝を新設する。なお、素堀側溝については、隣接する浸透柵へ接続する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真 (湿害状況)</li> <li>・平面図 (湿害箇所を表示)</li> <li>・詳細図 (素堀側溝)</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【用水路】	既設用水路の規格変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号用水路について、布設替えのV24型トラフの規格が図面と相違するため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、既設のV24型トラフL=2m/本を布設替えとしていたが、V24型トラフL=5m/本を主体として布設されていることから、布設費の規格を変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（トラフの寸法）</li> <li>・ 縦平面図（布設替えの区間を表示）</li> </ul>		

【用水路】	アンダードレーン工の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号用水路について、施工中に隣接地から浸透水が確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、このまま施工を行うとトラフが浮上する恐れがあることから、浮上対策として裏込砂利及びアンダードレーン工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（浸透水の状況）</li> <li>・ 縦平面図（アンダードレーン工の区間を表示）</li> <li>・ 詳細図（アンダードレーン工）</li> </ul>		

【用水路】	用水路の追加①	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路については翌年度に整備する予定であったが、受益者より翌年度の作付を転作作物から水稻に変更するため用水路の整備を行ってほしい旨申し出があった。 このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、営農上やむを得ないと判断したことから、当該用水路を追加する。 なお、別途発注の検討を行ったが、施工区域が本工区の工事と近接しており、仮設道路等が重複し、工区間の施工調整を要することから、一体的な施工が合理的と判断し、本工区に追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（追加用水路）</li> <li>・位置図（追加用水路を表示）</li> <li>・設計図（追加用水路）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【用水路】	用水路の追加②	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路については用地交渉が難航し時間を要するため、翌年度以降に整備する予定であったが、工事発注後、用地取得の了解が得られ用地買収が完了した。 このため、関係受益者より〇〇号用水路の機能低下が著しく、早期に整備をしてほしい旨申し出があったことから、土地改良区及び期成会と協議した結果、現況施設状況より整備の必要があると判断したことから、当該用水路を追加する。 なお、別途発注の検討を行ったが、施工区域が本工区の工事と近接しており、仮設道路等が重複し、工区間の施工調整を要することから、一体的な施工が合理的と判断し、本工区に追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（機能低下の状況）</li> <li>・位置図（追加用水路を表示）</li> <li>・設計図（追加用水路）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【用水路】	用水路の取り止め①	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路について、一部区間に隣接するほ場の土地使用者が変更となり、営農計画の変更に伴い、翌年度以降に整地工による田面の修正を行うことが判明した。 このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、〇〇号用水路の一部区間の敷高等の再検討が必要となり時間を要することから、本工区での施工が困難であると判断したため、用水路を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（取り止め用水路）</li> <li>・位置図（取り止め用水路を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【用水路】	用水路の取り止め②	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路について、本工区発注後に受益者より隣接ほ場にて大型機械の導入したため大区画化したい旨申し出があった。 このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、区画形状の変更により用水路等の配置に大きく影響し、関係者との調整に時間を要することから、本工区での施工が困難であると判断したため、用水路を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（取り止め用水路）</li> <li>・位置図（取り止め用水路を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【用水路】	道路横断工の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路の道路横断工について、道路管理者と協議中であったことから、この区間については不施工としていたが、工事発注後、協議が整い施工可能となった。 このため、道路横断工は本用水路の付帯施設であり、当該工区にて一体的に施工することが合理的であることから、道路横断工を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（道路横断工）</li> <li>・ 位置図（道路横断工を表示）</li> <li>・ 詳細図（道路横断工）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路管理者との協議簿</li> </ul>		

【用水路】	転落防止柵の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>学童が通学道路として利用している〇〇市道の用水路横断工について、道路面と用水路の天端までに2mの落差があることから、地域より安全施設設置の申し出があった。 このため、道路管理者と協議した結果、安全対策上必要と判断したことから、転落防止柵を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況写真（道路面と用水路の落差状況）</li> <li>・ 横断図（落差を表示）</li> <li>・ 詳細図（転落防止柵）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路管理者との協議簿</li> </ul>		

【用水路】	目地材料の変更	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路について、既設トラフに設置されている目地を再利用する予定であったが、目地材（ゴム）が硬化し弾力性がなく水密性を保てないことから、目地材を新材（樹脂発泡体）に変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況写真（目地材の状況）</li> <li>・縦平面図（目地材変更の箇所を表示）</li> </ul>		

【用水路】	水圧試験用水の変更	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号配水管路の水圧試験時に使用する水について、当初は〇〇幹線用水路の水を利用する予定であったが、〇〇幹線用水路の空気弁が破損し修理のため落水するため、使用が不可能であることが判明した。 このため、土地改良区と協議した結果、水道水を購入して水圧試験を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦平面図（水圧試験の箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区との協議簿</li> </ul>		

【排水路】	装工形式の変更（トラフ→管渠）	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号排水路の附帯明渠について、V型トラフの布設位置における切土法面の一部に法崩れが確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>施設管理者と協議した結果、過去にも法崩れの修復をしており、切土掘削により法面が不安定となる可能性があることから、現況法面の安定を確保するため、一部区間をトラフから管渠に変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況写真（法面状況）</li> <li>・ 縦平面図（法面変更の区間を表示）</li> <li>・ 詳細図（管渠工）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【排水路】	埋戻土の変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号排水路について、現地発生土に泥炭土が混じっており埋戻材として不適であることが判明したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>土質試験の結果、現地発生土は埋戻材として不適であることから、購入土に変更する。なお、現地発生土については、〇〇土捨場へ運搬する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況写真（土質試験の状況）</li> <li>・ 土質試験結果</li> <li>・ 縦平面図（埋戻し土変更の区間を表示）</li> <li>・ 位置図、運搬経路図（土捨場を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土捨場所有者との協議簿</li> </ul>		

【排水路】	既設横断管内部の土砂撤去の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号排水路に接続する既設横断管について、充填工を行うため現地確認した結果、管内に土砂が堆積されていることが判明したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、土砂が堆積され施工に支障を来すことから、土砂撤去を追加する。なお、撤去した土砂については、〇〇土捨場へ運搬する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（土砂堆積の状況）</li> <li>・ 縦平面図（既設横断管の箇所を表示）</li> <li>・ 位置図、運搬経路図（土捨場を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土捨場所有者との協議簿</li> </ul>		

【排水路】	排水路の追加①	契約書
		第18条
<p>&lt; 設計変更理由 &gt;</p> <p>〇〇号排水路について、受益者より起点部の線形変更の要望があり施工を見送っていたが、土地改良区及び期成会・受益者と協議した結果、起点部の線形を変更することで合意が得られた。本排水路は、断面不足等により機能低下を招いており、緊急性を要する路線であることから、本工区に追加する。</p> <p>なお、別途発注の検討を行ったが、施工区域が本工区の工事と近接しており、仮設道路等が重複し、工区間の施工調整を要することから、一体的な施工が合理的と判断し、本工区に追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（機能低下の状況）</li> <li>・ 位置図（追加排水路を表示）</li> <li>・ 設計図（追加排水路）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者との協議簿</li> </ul>		

【排水路】	排水路の追加②	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路は隣接ほ場の暗渠排水の落口となっており、隣接ほ場の受益者より来年度に大豆の作付けを予定し、作付け前の5月中旬までには整地工及び暗渠排水の整備を行う必要があるため、本年度に排水路を先行して整備してほしい旨申し出があった。このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、やむを得ないと判断したことから、〇〇号排水路を追加する。</p> <p>なお、別発注の検討を行ったが、適期施工時期を逃してしまうため、施工区域が近隣である本工区に追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（追加排水路）</li> <li>・位置図（追加排水路を表示）</li> <li>・設計図（追加排水路）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【排水路】	排水路の取り止め①	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路について現地確認した結果、当該排水路及び下流の排水路が常時滞水している状況であり水位を確認したところ、現状のまま施工を行っても、滞水状況が回復せず排水機能に支障を来すことが判明した。このため、滞水の原因である下流域の整備が必要と判断し、河川管理者との協議に時間を要するため本年度中の整備が困難と判断したことから、排水路を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（滞水状況）</li> <li>・位置図（取り止め排水路を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【排水路】	排水路の取り止め②	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>整地工を行う〇〇ほ場に隣接する〇〇号排水路について、受益者より来年度以降に整備ほ場での排水路を含めた一体的な整備を行ってほしい旨申し出があった。 このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、やむを得ないと判断したことから、排水路を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（取り止め排水路を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【排水路】	支給品の追加（Vトラフ）	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路で使用するV34型トラフについては、工区内で発生する既設トラフを再利用し、不足する資材については新材により設計していたが、過年度に〇〇堆積場へ保管したV34型トラフの破損状況について確認した結果、使用可能であることが判明したことから、支給品として〇〇堆積場より運搬し再利用する。 なお、再利用については土地改良区と協議を行い了解を得ている。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（再利用トラフの状況）</li> <li>・縦平面図（再利用区間を表示）</li> <li>・位置図、運搬経路図（堆積場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区との協議簿</li> </ul>		

【排水路】	<b>残土処理の変更</b>	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路で発生する残土について、窪地修正に使用するため、隣接するほ場へ搬入する予定であったが、発生土を土質試験した結果、泥炭土であることが判明した。 このため、受益者及び土地改良区と協議した結果、ほ場への流用は不可能であることから、堆積場へ運搬する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（土質試験の状況）</li> <li>・土質試験結果</li> <li>・位置図、運搬経路図（堆積場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者と土地改良区の協議簿</li> </ul>		

【農道】	流入工の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号農道の整備区間内にある側溝（SP350）について、隣接地より設計図書に示されていない流水が確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、隣接地より流水を確認し、流入施設の設置が必要であると判断したことから、流入工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（流水状況）</li> <li>・ 縦平面図（流水箇所を表示）</li> <li>・ 詳細図（流入工）</li> </ul>		

【農道】	植生工の吹付厚さの変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号農道のSP200～SP300区間の道路外側法面（L・R）の植生工について、想定土質と異なるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>土質試験の結果、中礫が5%未満であり、当初予定していた植生基材吹付工（土砂系 t = 3cm）では植生が期待できないことから、土壌条件に適した植生基材吹付工（土砂系 t = 5cm）に吹付厚さを変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（土質状況）</li> <li>・ 土質試験結果</li> <li>・ 縦平面図（植生工の変更箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <p>※ 「植生設計施工要領」（積算基準・現場技術資料 参照）</p>		

【農道】	植生工法の変更①	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号農道のSP300～SP700区間の道路外側法面（L・R）の植生工について、想定土質と異なるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>土質試験の結果、土壌の有機含有量が低く、当初予定していた腐植酸種子散布では植生が期待できないことから、土壌条件に適した有機材種子散布工に変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（土質状況）</li> <li>・ 土質試験結果</li> <li>・ 縦平面図（植生工法の変更箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <p>※ 「植生設計施工要領」（積算基準・現場技術資料 参照）</p>		

【農道】	植生工法の変更②	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号農道について、施工区域内に法覆基材として活用できるすき取り物が確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、すき取り物を道路法面の植生工（法覆基材）として活用することが可能なため、張芝を減とする。また、すき取り物の余剰分については、隣接地でも活用できないことから、廃棄物処理を行う。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（すき取り物の状況）</li> <li>・ 縦平面図（植生変更の箇所を表示）</li> <li>・ 位置図、運搬経路図（廃棄物処理場を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <p>※ 「すき取り土再利用暫定基準の制定について」（積算資料・現場技術資料 参照）</p>		

【農道】	装工形式の変更（張芝→トラフ）	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号農道の側溝について、礫混じり土が確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>道路管理者と協議した結果、当初は張芝側溝を予定していたが、礫混じり土では張芝の活着が困難と判断したことから、側溝の装工形式をコンクリートトラフ（V型トラフ）に変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（土質状況）</li> <li>・ 縦平面図（装工形式変更の箇所を表示）</li> <li>・ 詳細図（V型トラフ）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路管理者との協議簿</li> </ul>		

【農道】	警戒標識柱の変更（再利用→新材）	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号農道の警戒標識柱について、破損状況が著しく再利用が困難であるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>道路管理者と協議した結果、破損状況から再利用は不可能と判断したことから、新材に変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（破損状況）</li> <li>・ 縦平面図（新材の箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路管理者との協議簿</li> </ul>		

【農道】	取付道路の勾配緩和	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号農道の取付道路について道路管理者と現地確認した結果、急勾配で維持管理に支障となる可能性があるため、緩和してほしい旨申し出があった。 このため、取付構造について検討した結果、大型車の進入が困難であり維持管理に支障となることから、取付道路の勾配を5%から3%に緩和する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（取付道路の状況）</li> <li>・縦平面図（取付道路変更の箇所を表示）</li> <li>・詳細図（取付道路工）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者との協議簿</li> </ul>		

【農道】	柵蓋の変更	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号農道のSP100（R）の雨水柵蓋について、当初はコンクリート柵を計上していたが、トラクターが利用する取付道路内に設置されることが判明したことから、グレーチング柵に変更する。 なお、柵の規格は受益者と打合せした結果、通常使用するトラクターの重量によりT=14型する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（柵設置位置の状況）</li> <li>・縦平面図（柵設置位置を表示）</li> <li>・詳細図（グレーチング柵）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【用水施設】	既設管位置の不一致	契約書 第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>畑かん〇〇既設管路について現地試掘した結果、設計図書で示した想定埋設位置と現況位置に相違があるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>試掘結果により設計図書と埋設位置に相違があることから、既設管路に接続が可能となるよう、新設管路の線形及び資材を変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（試掘状況）</li> <li>・ 詳細図（当初及び変更の線形を表示）</li> </ul>		

【用水施設】	塗装の変更	契約書 第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号水管橋の空気弁操作台及び手摺りの塗り替え塗装について、劣化が激しく進行しており塗り替えが困難であるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>施設管理者と協議した結果、当初調査時点（H30）より劣化が進行しており塗り替えが困難であることから、新規製作に変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（劣化状況）</li> <li>・ 塗装計画一般図</li> <li>・ 詳細図（操作台）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【用水施設】	通気管の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>加圧ポンプ施設について、結露により漏電等が発生する恐れがあることから、施設管理者より結露対策をしてほしい旨申し出があった。 このため、施設構造について検討した結果、維持管理上にて結露対策が必要と判断されることから、通気管を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（加圧ポンプ施設）</li> <li>・詳細図（通気管）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【用水施設】	掘削土の仮置き場変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号配水管路の掘削土について、埋戻しまでの期間はトラック荷台に仮置きする予定であったが、工事発注後に仮置き場用地の土地使用契約が締結され、仮置き場が確保されたことから、掘削土の仮置き場を変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（仮置き場の状況）</li> <li>・位置図、運搬経路図（仮置き場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置き場用地の土地使用契約書</li> </ul>		

【用水施設】	タラップガードの追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇揚水機場の吐水槽について、昇降時の安全を確保するため、施設管理者より昇降用梯子にタラップガード（転落防止用背かご）を設置してほしい旨申し出があった。 このため、施設構造について検討した結果、本施設の供用開始前に設置し安全確保する必要があることから、タラップガードを追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（昇降位置の状況）</li> <li>・詳細図（タラップガード）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【用水施設】	コンクリートセメント種類の変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇揚水機場の導水路部及び吸水槽ポンプ室部の掘削工について、新たに仮設土留工の追加に伴い本工区の工事工程が長期化していることから、関連工事（施設機械工事及び建築工事）の工事工程にも影響を及ぼしている状況である。 このため、本工区及び関連工事の工期短縮を図ることが必要であることから、コンクリート打設におけるセメントの種類を普通ポルトランドセメントから早強ポルトランドセメントに変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事工程表（バーチャート方式等にて当初及び変更を対比）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連工事の工事工程の影響についても整理</li> </ul>		

【用水施設】	<b>ハンドル設置高の変更</b>	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇水管橋に接続されている既設仕切弁のハンドル設置高について、施設管理者より従来の高さだと操作性が悪いため、設置高さを手摺りの上となるように設置してほしい旨申し出があった。</p> <p>このため、施設構造について検討した結果、改修後に手摺りがH=800mmから1100mmとなり、現状のハンドル設置高だと操作時に手摺りへの接触や操作性に支障を来すことから、ハンドル設置高を変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（ハンドル設置高の状況）</li> <li>・詳細図（仕切弁）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【海岸工事】	排砂作業の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>海岸工事について、撤去予定のブロックに大量の砂が堆積していることが判明したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、砂の堆積により工事に支障を来すことから、排砂作業を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（堆積状況）</li> <li>・ 縦平面図（ブロック箇所を表示）</li> </ul>		

【海岸工事】	被覆ブロック数量の変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>海岸工事について、離岸堤の地盤を当初設計と比較したところ、想定していた地盤高と相違があり、起点側では深く終点側では浅くなっているため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>地盤高を確認した結果、地盤が浅くなっている箇所は必要な基礎厚さを確保するため床堀の波深作業を追加し、地盤が深くなっている箇所は現地盤まで中割石基礎工を追加する。また、基礎工変更に伴い、基礎工法面部を保護する被覆ブロック（10t）の布設個数を変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（地盤地形の状況）</li> <li>・ 地盤高測量結果</li> <li>・ 詳細図（当初及び変更の地盤高を表示）</li> </ul>		

【海岸工事】	鋼矢板の変更（中古品→新品）	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>海岸工事の根継工に使用する鋼矢板について在庫確認した結果、設計図書で示されている中古品の入手が困難であるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>在庫証明書により入手が困難であることを確認したことから、鋼矢板を新品に変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中古品の在庫証明書</li> </ul>		

【基礎工】	木杭規格の変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号排水路の横断基礎工について平板載荷試験を実施した結果、当初予定していた木杭（φ150・L=3.6m）では必要支持力が得られないため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>杭規格を変更し（φ180・L=5.4m）再度、平板載荷試験を行った結果、設計支持力を満足する結果が得られたことから、木杭規格を変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（試験杭の状況）</li> <li>・ 平板載荷試験結果</li> <li>・ 縦平面図（木杭規格変更の箇所を表示）</li> </ul>		

【基礎工】	基礎工法の変更（直接基礎→杭基礎）	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号用水路の取付道路横断工について、現地掘削したところ軟弱な泥炭層が確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>基礎検討の結果、当初は普通地盤を想定し直接基礎としていたが、このままでは支持力が確保されないため、梯子胴木及び木杭基礎を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（泥炭層の状況）</li> <li>・ 縦平面図（木杭基礎追加の箇所を表示）</li> <li>・ 基礎検討資料</li> </ul>		

【基礎工】	既設木杭への増杭追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号用水路の基礎工について、トラフ設置箇所に既設木杭が打ち込まれており、杭配置上にて避けることができないため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>既設木杭に平板載荷試験を行った結果、設計支持力を満足しなかったことから、0.9m及び1.8mの増杭を行い、再度、平板載荷試験を行った結果、1.8mの増杭で設計支持力を満足する結果が得られたことから、既設木杭に1.8mの増杭を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（試験杭の状況）</li> <li>・ 平板載荷試験結果</li> <li>・ 縦平面図（増杭の箇所を表示）</li> </ul>		

【基礎工】	コンクリート杭におけるカットオフエの追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号用水路のコンクリート杭打ちについて、試験杭を行った結果、設計杭長の15mの貫入を確認したが、その後施工した一部の杭が設計深度に達する前に打ち止めとなったことから、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>リバウンド量を確認した結果、設計支持力が確保できているため、杭の打ち止めを行い杭頭処理工を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（打ち止め状況）</li> <li>・ 杭打込記録表</li> <li>・ 縦平面図（杭頭処理工の箇所を表示）</li> <li>・ 断面図（貫入量を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リバウンド量測定確認写真</li> <li>・ リバウンド量測定記録</li> </ul>		

【試行関係】	遠隔地からの建設資材調達に係る変更	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>本工区で使用する生コンクリート・ピリ砂利・鋼矢板について、需要状況がひっ迫し、〇〇管内から調達が困難であることから、安定的な資材確保のため、遠隔地（〇〇市）から調達する変更を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内に在庫がない証明書類</li> <li>・取引単価調書（様式3）</li> <li>・資材単価決定調書（様式4）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>※「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について」を参照</p>		

【試行関係】	地域外からの労働者確保に要する変更	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>本工区の鉄筋工・配管工・とび工について、労働市場がひっ迫し、〇〇管内から労働者の確保が困難となり方策を変更したことから、間接費を変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績変更対象費に関する変更実施計画書（詳細内訳）（様式2-6）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>※「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について」を参照</p>		

【試行関係】	工事における週休2日の取得に要する変更	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>本工区における週休2日の取得について、対象期間中の現場閉所状況（4週8休以上）が確定し経費補正の対象となるため変更を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日等取得実績調書（別記様式1）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>※「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について」を参照</p>		

【試行関係】	熱中症対策に関する変更	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>本工区における熱中症対策について、対象期間中の真夏日率が確定し、現場管理費の加算対象となるため変更を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（熱中症対策の状況）※必須ではない</li> <li>・気温計測結果</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>※「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」を参照</p>		

【試行関係】	女性も働きやすい現場環境の整備に関する変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>本工区における女性も働きやすい現場環境の整備について、快適トイレの設置期間及び費用が確定し実施計画書の内容が適正と認められることから、設置に要する費用を計上する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（快適トイレの状況）※必須ではない</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>※「女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について」を参照</p>		

【その他】	工事数量総括表と設計図面の不一致	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇工について、工事数量総括表と設計図面に数量の不一致を確認したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>確認の結果、設計図面が正しいことから、工事数量総括表を変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事数量総括表（不一致の箇所を表示）</li> <li>・設計図面（不一致の箇所を表示）</li> </ul>		

【その他】	再生骨材から新材へ変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号農道の凍上抑制層について、現場から40km以内のプラントに再生骨材（0～80mm級）がないことが確認されたため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>在庫証明書を確認した結果、再生骨材の必要量が確保できないことから、新材（切込砂利0～80mm級）へ変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生骨材の在庫証明書（現場から40km以内の全ての再資源化施設）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <p>※「コンクリート再生骨材使用に関する積算等の取扱いについて」（積算資料・現場技術資料 参照）</p>		

【その他】	土捨場の変更	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇号農道で発生する残土について、〇〇土捨場が他工事からの土砂搬入により既に堆積できない状況であるため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>施設管理者と協議した結果、本工事で発生する残土の堆積が困難であり、別の〇〇土捨場に搬入が可能であることから、土捨場を変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（当初及び変更の土捨場状況）</li> <li>・ 位置図、運搬経路図（当初及び変更の土捨場を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理者との協議簿</li> </ul>		

【その他】	水道管移設の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について水道管の試掘を行ったところ、受益者宅への水道引き込み管が施工範囲内に存在していることが判明したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>受益者（水道所有者）と打合せを行った結果、このままでは工事の支障となり、現物補償の申し出があったことから、水道管移設を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（試掘状況）</li> <li>・ 平面図（水道管の位置を表示）</li> <li>・ 横断図（水道管位置を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者との協議簿</li> <li>・ 補償工事協定書</li> </ul>		

【その他】	石綿管処理費の追加	契約書
		第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工について、既設水開管の材質が石綿管であることが判明したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、石綿管を適正に処理する必要があるため、建設副産物適正マニュアルに基づき、石綿管処理費を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（石綿管の状況）</li> <li>・ 平面図（石綿管の箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <p>※ 「建設副産物適正マニュアル（9）アスベスト（石綿）対策」（積算資料・現場技術資料 参照）</p>		

【その他】	機械洗浄費の追加	契約書
		第18条
<p>&lt; 設計変更理由 &gt;</p> <p>本工区の暗渠排水施工地域内において、新たにシストセンチュウが確認されたことが判明した。このため、関係機関と協議した結果、シストセンチュウ対策が必要となったことから拡散防止のため、機械洗浄費を追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置図（暗渠排水の施工ほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との協議簿</li> </ul>		

【その他】	運搬経路の変更	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路の土捨場運搬路として使用予定の〇〇市道について、工事発注後に道路管理者より急遽改良工事を行うため通行止めとする旨連絡があった。 このため、道路管理者と協議した結果、〇〇市道を使用せず迂回することから運搬経路を変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬経路図（当初及び変更を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者との協議簿</li> </ul>		

【その他】	支障物件移設に伴う工期延期	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号農道のSP100～SP150の区間にある電柱について、北海道電力及びNTTに移設依頼を行っていたが、道路管理者と協議に時間を要し、移設時期が当初予定より大幅に遅れることとなった。 このため、電柱移設後の工事となることから、〇〇日間の工期延期を行う。なお、工期延期に伴い現場打ちコンクリートの防寒養成費を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（電柱の状況）</li> <li>・縦平面図（電柱移設の箇所を表示）</li> <li>・工事工程表（バーチャート方式等にて当初及び変更を対比）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者との協議簿</li> </ul>		

【その他】	歩掛調査費の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>令和〇年度歩掛調査（土木工事）の対象工事となったことから、歩掛調査費を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業調整課から送付の通知文</li> </ul>		

【その他】	間接工事費等諸経費動向調査の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>令和〇年度間接工事費等諸経費動向調査の対象工事となったことから、調査費を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業調整課から送付の通知文</li> </ul>		

【その他】	台風の大雨による工事一時中止	契約書
		第19条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>護岸工について、8月15日（台風10号）の大雨により河岸が決壊し、護岸法線の再検討の必要が生じたことから、SP200～SP300の護岸工を一時中止する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事一時中止上申書（第40号様式）</li> <li>・工事工程表（バーチャート方式等にて一時中止期間を表示）</li> </ul>		

【その他】	鋼材の市況変化による工期変更	契約書
		第20条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>橋梁工事にて使用する形鋼について、鋼材市況の需要増加に伴い、納期が〇〇日程度延びることが判明し、受注者より工期延長について請求があったことから、工期を変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期延期請求書（第44号様式）</li> <li>・工期延期副申書（第45号様式）</li> <li>・工事工程表（バーチャート方式等にて当初及び変更を対比）</li> <li>・形鋼の在庫証明書</li> </ul>		

【その他】	現場不符合等の増額に伴う設計図書の変更	契約書
		第29条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>護岸工について、9月10日付けの現場不符合による掘削工の増額に代えて、受注者と協議した結果、右岸SP300～SP350の連結ブロック（L=50m・A=310m<sup>2</sup>）を減工する。</p>		
<p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者との協議簿（設計図書の変更内容について協議）</li> </ul> <p>※ 現場不符合等によりやむを得ず増額となった場合、公共工事の予算的制約等特別の理由があるときに、発注者と受注者とが協議し工事内容を変更し、請負代金額を増額しない変更を行うものである。</p>		

農業農村整備事業等『設計変更事例集』

【委託編】



＜ 委託編 目次 ＞

工種（項目）	条 項	事 例 理 由	ページ
区画整理	第 18 条	整地工の追加	Ⅱ-87
		整地工の取り止め	Ⅱ-87
		工種内容の変更（暗渠→暗渠＋整地）	Ⅱ-88
		簡易整地の追加	Ⅱ-88
		簡易整地の取り止め	Ⅱ-89
暗渠排水	第 18 条	暗渠排水の取り止め①	Ⅱ-90
		暗渠排水の取り止め②	Ⅱ-90
		工種内容の変更①（客土→客土＋暗渠）	Ⅱ-91
		工種内容の変更②（整地＋暗渠→整地）	Ⅱ-91
		工種内容の変更③（整地＋暗渠→整地）	Ⅱ-92
		保安全管理型整備の変更	Ⅱ-92
		附帯明渠調査の追加	Ⅱ-93
客土	第 18 条	客土の取り止め	Ⅱ-94
石礫除去	第 18 条	含礫量調査の追加	Ⅱ-94
草地整備	第 18 条	起伏修正（Ⅰ）の取り止め	Ⅱ-95
		工種内容の変更①（起伏Ⅰ→起伏Ⅰ＋草地造成Ⅰ）	Ⅱ-95
		隔障物の構造変更	Ⅱ-96
		植生調査の取り止め	Ⅱ-96
用排水路	第 18 条	用水路延長の増	Ⅱ-97
		排水路延長の増	Ⅱ-97
		用水路延長の減	Ⅱ-98
		排水路延長の減	Ⅱ-98
		水路形式の変更（開水路→管水路）	Ⅱ-99
		水路形式の変更（管水路→開水路）	Ⅱ-99
		現地測量の追加	Ⅱ-100
		道路横断設計の取り止め	Ⅱ-100
		河川横断工法の変更	Ⅱ-101
		横断測量間隔の変更	Ⅱ-101
農道	第 18 条	凍上試験の追加①	Ⅱ-102
		凍上試験の追加②	Ⅱ-102
		基礎工設計の追加	Ⅱ-103
		基礎工設計の取り止め	Ⅱ-103
		土留工設計の追加	Ⅱ-104



【区画整理】	整地工の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>計画変更の手続きを行っていた〇〇ほ場について、令和〇年〇月〇日付けで手続きが確定したことから、本業務に区画整理の調査設計を追加する。          なお、当該ほ場に隣接する用排水施設と一体的な設計を行う必要があるため、本業務に追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（追加ほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画変更法手続台帳</li> </ul>		

【区画整理】	整地工の取り止め	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の区画整理の調査設計について、農地流動化により受益者の変更が行われることとなり、整備内容の再検討を行うため、調査設計を受益者変更後の次年度に行いたい旨申し出があった。          このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、営農計画上やむを得ないと判断したことから、区画整理の調査設計を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	工種内容の変更（暗渠→暗渠＋整地）	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水の調査設計について、受益者より大型機械の導入に向け整地工を行い、大区画化を図りたい旨申し出があった。 このため、土地改良区と協議した結果、営農計画上やむを得なく必要な整備であると判断したことから、区画整理の調査設計を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（変更ほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	簡易整地の追加	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水の調査設計について、受益者より暗渠排水の施工区域と重複しない箇所に窪地があり簡易整地を行いたい旨申し出があった。 このため、暗渠排水の施工と一体的に行う必要があることから、ほ場測量(簡易整地)を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（窪地の状況）</li> <li>・位置図（追加ほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【区画整理】	簡易整地の取り止め	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水及び簡易整地の調査設計について現地調査した結果、排水不良を及ぼす窪地が確認されなかったことから、受益者と協議した結果、ほ場測量(簡易整地)を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	暗渠排水の取り止め①	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水の調査設計について、受益者より後継者がいないため離農することから、事業を取り止めたい旨申し出があった。 このため、土地改良区と協議した結果、経営上やむを得ないと判断したことから、暗渠排水の調査設計を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	暗渠排水の取り止め②	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水の調査設計について、受益者が私費により附帯明渠の床下げを行ったところ、湿害が解消されたため、受益者より暗渠排水を取り止めたい旨申し出があった。 このため、現地確認の結果、附帯明渠の整備により落口が確保され、湿害被害が解消されたと判断したことから、暗渠排水の調査設計を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（附帯明渠の整備状況・湿害解消の状況）</li> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	工種内容の変更①（客土→客土＋暗渠）	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の客土の調査設計について、受益者より排水機能の低下が見受けられるため、暗渠排水の整備も行いたい旨申し出があった。 このため、現地確認の結果、排水不良にて営農に支障を来していることから、暗渠排水の調査設計を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（排水不良の状況）</li> <li>・位置図（変更ほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	工種内容の変更②（整地＋暗渠→整地）	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工及び暗渠排水の調査設計について現地調査した結果、ほ場の田差が小さく切盛が少量であり既設暗渠を利用することが可能であるため、受益者より整地工のみ整備したい旨申し出があったことから、暗渠排水の調査設計を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（ほ場の田差状況）</li> <li>・位置図（変更ほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	工種内容の変更③（整地＋暗渠→整地）	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の整地工及び暗渠排水の調査設計について、受益者より整地工の整備後に再度ほ場の滞水状況を確認した上で、暗渠排水の整備区域を判断したい旨申し出があった。 このため、土地改良区と協議した結果、段階的整備が妥当と判断したことから、暗渠排水の調査設計を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（変更ほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	保安全管理型整備の変更	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水の調査設計について、当初は従来型（本暗渠）で整備することとしていたが、受益者より平成〇〇年に暗渠排水を整備済みであることから、保安全管理型整備に変更したい旨申し出があった。 このため、現地確認の結果、既存図面が利用できることから暗渠排水の区域測量及び地形測量を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存図面（暗渠配線図）</li> <li>・位置図（変更ほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【暗渠排水】	<b>附帯明渠調査の追加</b>	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の暗渠排水の調査設計について現地調査した結果、暗渠排水の落口が確保できないことが判明した。 このため、受益者と協議した結果、附帯明渠を新たに設置するため、小水路(附帯明渠)の調査を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（追加箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【客土】	客土の取り止め（浅耕土客土の場合）	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の客土について表土厚調査した結果、表土厚25cmが確保されていることが判明した。 このため、受益者と協議した結果、客土整備の必要性がないと判断したことから、客土の調査設計を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（表土厚調査の状況）</li> <li>・表土厚調査結果</li> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【石礫除去】	含礫量調査の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の石礫除去について含礫量調査した結果、含礫率が5%以上と未満の箇所が確認され、10cm以上の大礫の有無が含礫率に影響を及ぼしていることが判明した。 このため、調査結果のみでは含礫率の精度が低く施工区域の確定が困難であることから、適正な含礫率を把握するため、試孔寸法1.0m×1.0m×0.5mを5点追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（含礫量調査の状況）</li> <li>・含礫量調査結果</li> <li>・位置図（追加ほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>※計画樹立段階での含礫量調査結果も参考とする。</p>		

【草地整備】	起伏修正（Ⅰ）の取り止め	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の起伏修正(Ⅰ)の調査設計について、受益者より採草計画の変更により整備時期を見直したことから、本年度の調査見送りたい旨申し出があった。 このため、関係機関と協議した結果、営農計画上やむを得ないと判断したことから、起伏修正(Ⅰ)の調査設計を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（取り止めほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【草地整備】	工種内容の変更①（起伏Ⅰ→起伏Ⅰ＋草地造成Ⅰ）	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場の起伏修正(Ⅰ)の調査設計について、受益者より隣接地を含めた区域を一体的に草地として整備したい旨申し出があった。 このため、関係機関と協議した結果、採草地の区域変更の必要があると判断したことから、草地造成(Ⅰ)の調査設計を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（隣接地の状況）</li> <li>・位置図（追加ほ場を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【草地整備】	隔障物の構造変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇牧場の隔障物の調査設計について、牧場管理者より牧区が広域であり今後の維持管理を考慮して、電気牧柵から有刺鉄線に変更したい旨申し出があった。 このため、施設構造について検討した結果、既存施設の状況や維持管理を踏まえやむを得ないと判断したことから、隔障物の構造変更を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（変更箇所を表示）</li> </ul>		

【草地整備】	植生調査の取り止め	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇管理用道路の路線測量について、支障となる立木等があることから植生調査を計上していたが、路線選定した結果、支障とならない線形となったことから、植生調査を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（取り止め箇所を表示）</li> </ul>		

【用排水路】	用水路延長の増	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路の調査設計について、隣接ほ場の受益者より直分工の位置を変更するため用水路の線形を見直してほしい旨申し出があった。 このため、土地改良区と協議した結果、営農上やむを得ない判断したことから、用水路の調査設計延長を増とする。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（増延長を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者との協議簿</li> </ul>		

【用排水路】	排水路延長の増	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路の調査設計について、暗渠落口高の確保が困難と想定した区間を整備する計画としていたが、現地調査の結果、当初想定した区間外においても暗渠落口高の確保が困難であることが判明した。 このため、土地改良区及び受益者と協議した結果、区間外についても整備が必要と判断したことから、排水路の調査設計延長を増とする。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（増延長を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関及び受益者との協議簿</li> </ul>		

【用排水路】	用水路延長の減	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路の調査設計について、用水路の流末である〇〇号幹線排水路が国営事業により改修計画があることが判明した。 このため、北海道開発局と協議した結果、流末位置にも影響が及ぶこととなり、線形決定には時間を要することから、用水路の一部区間について調査設計を減とする。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（減延長を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>関係機関との協議簿</p>		

【用排水路】	排水路延長の減	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇ほ場法面の法尻について、浸食防止のためトラフ装工を全区間で整備する予定であったが、現地調査の結果、部分的な土留工にて浸食を防止できると判断したことから、〇〇号排水路の一部区間について調査設計を減とする。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（減延長を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との協議簿</li> </ul>		

【用排水路】	水路形式の変更（開水路→管水路）	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路の調査設計について、管水路による用水路整備では末端での有効水頭が確保できないと想定し開水路による整備を計画していたが、概略設計の結果、有効水頭が確保できることが判明した。</p> <p>このため、土地改良区及び受益者と協議した結果、維持管理等を考慮し水路形式の変更が必要と判断したことから、開水路から管水路へ調査設計を変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（変更箇所を表示）</li> <li>・水理計算書</li> </ul>		

【用排水路】	水路形式の変更（管水路→開水路）	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路の調査設計について、管水路による整備を計画していたが、概略設計の結果、有効水頭が確保できないことが判明した。</p> <p>このため、土地改良区と協議した結果、開水路による整備でやむを得ないと判断したことから、管水路から開水路へ調査設計を変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（変更箇所を表示）</li> <li>・水理計算書</li> </ul>		

【用排水路】	現地測量の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路の調査設計について、土地改良区にて所有している既存の現況平面図を利用する予定であったため、現地測量を計上していなかったが、既存資料を基に現地調査した結果、既存施設と位置形状が異なり利用できないことが判明した。 このため、設計業務に支障が生じることから、現地測量を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（追加箇所を表示）</li> </ul>		

【用排水路】	道路横断設計の取り止め	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路の調査設計について道路横断工の現地確認及び構造確認（水理計算）した結果、既設横断管が利用できることが判明したことから、道路横断設計を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（道路横断工の状況）</li> <li>・位置図（取り止め箇所を表示）</li> </ul>		

【用排水路】	河川横断工法の変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路の調査設計について、普通河川の横断工を伏せ越しによる整備を予定していたが、河川協議した結果、現況施設と同様の横断工法とするため、水管橋に工法を変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（変更箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との協議簿</li> </ul>		

【用排水路】	横断測量間隔の変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路の調査設計について、横断測量の測点間隔を50mで計上していたが、現地確認の結果、高低差の多い地形のため、現況把握に測定数を増やす必要があることから、測点間隔を20mに変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（変更箇所を表示）</li> </ul>		

【農道】	凍上試験の追加①	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号農道の調査設計について既設路盤調査（洗い試験・ふるい分け試験）した結果、品質基準を満足していないことが判明したことから、凍上試験を追加し耐凍上性を確認する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（既設路盤調査の状況）</li> <li>・既設路盤調査結果</li> <li>・位置図（追加箇所を表示）</li> </ul>		

【農道】	凍上試験の追加②	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号農道の調査設計について既設路盤調査した結果、既設路盤の下に40cm程度の火山灰盛土が確認されたことから、再利用の検討を行うため凍上試験を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（火山灰盛土の状況）</li> <li>・位置図（追加箇所を表示）</li> </ul>		

【農道】	基礎工設計の追加	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇橋梁基礎検討のため別発注している地質調査〇業務について、ボーリング調査の結果、橋台直下に支持層が確認できなかったことから、本業務にて橋台の基礎形式の検討を行うため、一般構造物設計（基礎工）を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーリング調査結果</li> <li>・位置図（追加箇所を表示）</li> </ul>		

【農道】	基礎工設計の取り止め	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号函渠基礎検討のため別発注している地質調査〇業務について、ボーリング調査の結果、良質な支持層が確認され、一部を置換えし直接基礎とすることで地盤支持力を満足することが判明したことから、本業務の一般構造物設計（基礎工）を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーリング調査結果</li> <li>・位置図（取り止め箇所を表示）</li> </ul>		

【農道】	土留工設計の追加	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号道路橋の実施設計について河川右岸側橋台の床堀施工時の影響範囲を調査した結果、車道部まで影響が及ぶことが判明したことから、本業務にて土留工の検討を行うため、仮設構造物設計（土留工）を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削影響範囲結果</li> <li>・位置図（追加箇所を表示）</li> </ul>		

【地すべり】	地盤調査の追加	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号農道線の地すべりの調査設計について、地すべり対策として押え盛土工法としているが、盛土法尻にある排水の一部で流路変更が必要となることが判明し、押え盛土工法及び排水路の安定を確認する必要があることから、スウェーデン式サウンディング試験を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（追加箇所を表示）</li> </ul>		

【地質調査】	ボーリング調査孔の追加①	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路の調査設計のため別発注している調査設計〇業務について、吐水槽位置が変更となり、変更位置の近傍に地質資料がないことが判明し、吐水槽の基礎工検討が必要であることから、ボーリング調査及び原位置試験を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（変更箇所を表示）</li> </ul>		

【地質調査】	ボーリング調査孔の追加②	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路の地質調査について、当初は1路線当り1孔として発注していたが近傍の土質資料を検証した結果、それぞれ相違が見られ一律性がないため、延長が長い路線については各路線の起終点にて調査が必要であることから、オランダ式二重管コーン貫入試験及びピートサンプリングを追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（変更箇所を表示）</li> </ul>		

【地質調査】	ボーリング調査孔の取り止め	契約書
		第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路の道道横断工の地質調査について別発注している調査設計〇業務の詳細調査の結果、道道横断管の既設利用が可能と判断され、地質調査が不要となったことから、ボーリング調査1孔を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（取り止め箇所を表示）</li> </ul>		

【環境影響調査】	建物構造の不一致	契約書 第17条
<p>&lt; 不適合等の内容 &gt;</p> <p>調査対象の〇〇建物について、構造が木造建物ではなく鉄骨造であることを確認したため、この対応について協議願う。</p>		
<p>&lt; 措置に関する意見 &gt;</p> <p>現地確認の結果、〇〇建物については鉄骨造であることから、木造構造から非木造構造に変更する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（現況建物の写真）</li> <li>・ 位置図（変更箇所を表示）</li> </ul>		

【環境影響調査】	家屋調査の追加	契約書 第18条
<p>&lt; 設計変更理由 &gt;</p> <p>区画整理工事に近接する農家住宅について、所有者より家屋調査を不要との同意を得ていたが近隣で土砂運搬を行ったところ、振動が大きいことから家屋調査を行ってほしい旨申し出があった。</p> <p>このため、現地施工条件の結果、家屋調査が必要であると判断したことから、農家住宅の家屋調査を追加する。</p> <p>なお、関連工事については8月中旬施工であり、別発注では調査が間に合わないことから、本業務にて追加する。</p>		
<p>&lt; 添付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況写真（家屋の状況）</li> <li>・ 位置図（追加箇所の表示）</li> </ul> <p>&lt; 参考資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者との協議簿</li> </ul>		

【環境影響調査】	家屋調査の取り止め	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>区画整理工事に伴う家屋調査（木造建物C）について、所有者より調査対象の倉庫を取り壊すため調査を取り止めたい旨申し出があった。 このため、家屋調査に関する協議を行った結果、事業損失補償等の対象とならないことに同意を得られたことから、家屋調査を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（倉庫の状況）</li> <li>・位置図（取り止め箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者との協議簿</li> </ul>		

【環境影響調査】	家屋調査の内容変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>区画整理工事に伴う家屋調査（木造建物B）について、所有者に調査内容を説明し了承を得ていたが、諸事情により内部調査を辞退したい旨申し出があった。 このため、家屋調査に関する協議を行った結果、工事後の異議申し立てを行わないことについて同意を得られたことから、調査内容を外部調査のみとし、内部調査を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（変更箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者との協議簿</li> </ul>		

【環境影響調査】	井戸調査の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>区画整理工事に伴う井戸調査について、所有者より廃止予定のため調査を不要としていた井戸を今後も利用するため、井戸調査を実施してほしい旨申し出があった。 このため、現地施工条件の結果、事業損失補償等の対象となることから、井戸調査を追加する。なお、関連工事については8月中旬施工であり、別発注では工程が間に合わないことから、本業務にて追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（井戸の状況）</li> <li>・位置図（追加箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者との協議簿</li> </ul>		

【環境影響調査】	井戸調査の取り止め	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>排水路工事に伴う井戸調査について、井戸の中にポンプが直結され、牛舎などに配水している井戸があり、調査時にポンプを取り外してもらう予定であったが、所有者より構造が複雑で取り外しが困難であることから調査を辞退した旨申し出があった。 このため、構造上やむを得ないと判断したことから、井戸調査を取り止める。なお、採水は可能であるため、水質調査は当初どおり実施する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真（井戸の状況）</li> <li>・位置図（取り止め箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者との協議簿</li> </ul>		

【その他】	水道管試掘調査の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路の支障物件調査について、水道管理者の〇〇市水道課より提供を受けた資料では、水道管の埋設位置や埋設深が確認できないことが判明した。 このため、設計業務に支障が生じることから、水道管試掘調査を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（追加箇所を表示）</li> </ul>		

【その他】	保安林申請の内容変更	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路の流末部について、道有保安林内であることから保安林解除申請図書作成を計上していたが、林務課と協議した結果、施設計画の変更に伴い規模が縮小されたことから、保安林内行為による申請へ変更となった。 このため、保安林解除申請図書作成から保安林内行為申請図書作成へ業務内容を変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図（変更箇所を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との協議簿</li> </ul>		

【その他】	保安林申請の取り止め	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路について、国有保安林を横断する計画であることから、国有林野利用承認書・貸付申請書作成を計上していたが、施設配置の見直しにより、国有保安林を横断しない路線計画としたことから、保安林申請書作成業務を取り止める。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <p>位置図（取り止め箇所を表示）</p>		

【その他】	測量安全費の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号用水路の調査設計についてJR〇〇線横断のため〇〇保線所と協議した結果、現地調査時の安全確保のため、列車見張員を配置することを指示されたことから、必要な人員を計上する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量作業計画書</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との協議簿</li> </ul>		

【その他】	工事資材等価格調査の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>工事資材等価格調査について、工事計画の見直しにより新たな資材の価格調査が必要となったことから、資材価格調査を追加する。          なお、別業務で発注した場合、予定している工事の適期発注が困難となるため、本業務に追加する。</p>		
<p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>※資材価格調査の追加を行う場合は、受託者と事前に調整を図ること。</p>		

【その他】	歩掛調査費の追加	契約書 第18条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>令和〇年度歩掛調査（調査・測量・設計業務）の対象業務となったことから、歩掛調査費を追加する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業調整課から送付の通知文</li> </ul>		

【その他】	工事数量算定業務の内容変更	契約書
		第11条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>本業務で行う工事数量算定業務については、土地改良区及び受益者との協議による年度計画に基づき、令和〇年度の施工予定箇所に係る工事数量算定を行う予定であったが、年度計画の見直しにより、施工箇所等の変更が生じたことから、工事数量算定業務の内容を変更する。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初と変更の業務内容取りまとめ表</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>※「設計施工管理業務委託実施要領の運用について」 「現場技術業務の委託について」（積算資料・現場技術資料 参照）</p>		

【その他】	施工管理業務の一時中止	契約書
		第11条
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>施工管理業務を予定していた〇〇事業〇〇地区〇〇工区について、入札参加者の全社が辞退し6月入札が取り止めとなり、7月入札に変更し着手が遅れることから、施工管理業務の一時中止を行う。</p>		
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務工程表（一時中止期間を表示）</li> </ul> <p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>※「設計施工管理業務委託実施要領の運用について」 「現場技術業務の委託について」（積算資料・現場技術資料 参照）</p>		

【その他】	<b>現場不符合等の増額に伴う設計図書の変更</b>	契約書
<p>&lt;設計変更理由&gt;</p> <p>〇〇号排水路の調査設計について、10月20日付けの現場不符合による土質試験の増額に代えて、受注者と協議した結果、SP500～SP510の横断暗渠工設計（1箇所）を減工する。</p>		第29条
<p>&lt;参考資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者との協議簿（設計図書の変更内容について協議）</li> </ul> <p>※ 現場不符合等によりやむを得ず増額となった場合、公共工事の予算的制約等特別の理由があるときに、委託者と受託者とが協議し工事内容を変更し、請負代金額を増額しない変更を行うものである。</p>		

## 第Ⅲ編

# 関連通知集



## 第Ⅲ編 関連通知集 目次

建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の制定等について……………	Ⅲ－1
委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領……………	Ⅲ－7
委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の制定に係る当面の取扱いについて…	Ⅲ－12
委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱いについて……………	Ⅲ－14
委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱いの運用について…	Ⅲ－16
道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いについて……………	Ⅲ－20
道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いの運用について……………	Ⅲ－24
道営工事等の概数等発注事務取扱要領の制定について……………	Ⅲ－28
道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱いについて……………	Ⅲ－30
工事内容の拡大設計変更について……………	Ⅲ－41
補正予算等の執行に係る工事内容の拡大設計変更の取扱いについて……………	Ⅲ－45
仮設工事設計に係る取扱いの制定について……………	Ⅲ－47
道営農業農村整備事業における工事中災害について……………	Ⅲ－62



## ○建設工事の軽微な設計変更に伴う 事務処理要領の制定等について

昭和46年12月1日 局総第562号  
各部長、各種委員会事務局長、議会  
事務局長、各部局長あて 副出納長

[沿革] 昭和50年6月1日局総第244号、57年8月24日第391号、平成元年7月12日第218号、9年3月31日第873号、15年2月14日第653号、20年12月19日第1733号、23年3月18日第1402号、25年10月15日局財指第230号、28年11月18日第269号、令和5年10月25日第502号、令和8年3月31日第1071号 改正

建設工事事務の簡素合理化を図り、もって事業の適期、効率的執行を確保するため、別紙のとおり「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」が定められたので通知します。

なお、建設工事事務取扱標準様式（昭和41年3月30日41局総第127号出納長・総務部長通達「建設工事事務取扱標準様式の設定について」）の一部が、次のとおり改正されたので、これらの取扱いについて遺憾のないよう命により通達します。

### 記

第9号様式中、7の(2)を次のように改める。

(2) 部分払 回行なう。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は、部分払額の算出基礎に算入しない。部分払いはしない。

第10号様式の注1を次のように改める。

注1 「7その他」の項には、必要に応じ「前金払」「部分払」の有無を追記するとともに、部分払いをするときは軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るものにあつては、請負代金額が確定するまでの間は部分払いの対象としない旨を記載すること。第13号様式のうち第4条第2項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により」を「その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その請負金額につき年8.25パーセントの割合で計算をして得た額の」に改め、同様式の第5条中「遅延日数1日につき請負金額の1,000分の1」を完成期限の翌日から完成の日までの日数に応じ、請負金額から可分のでき形部分に対する請負代金相当額を控除した額につき年36.5パーセント」に改める。

（総務課企画係）

## 建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、建設工事の軽微な設計変更に係る事務処理の簡素合理化を図り、もって請負代金の支払を迅速にする等双務契約の維持に努め、かつ、増大する事業の適期、効率的執行を確保することを目的とする。

### 第2 用語の意義

- 1 この要領において「軽微な設計変更」とは、現に施工中の建設工事に係る設計変更（当該設計変更につき、他の機関等の承認等を必要とする場合を除く。）のうち、当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代金額の30パーセント以内で、かつ、4,000万円未満（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が2,000万円未満）のものをいう。ただし、支出負担行為担当者（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第9号に規定する支出負担行為担当者及び同規則第9条第3項の規定により支出負担行為に相当する行為を行う者をいう。以下同じ。）が特に重要な変更と認めるものを除くものとする。
- 2 この要領において「新工種」とは、設計変更に伴い、設計書に当該設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別（第5及び第8第1項の場合にあっては、種別及び細別等）を新たに追加することとなる場合における当該工種をいう。

### 第3 設計変更の上申

工事監督員は、現に施工中の建設工事につき設計変更をする必要があると認める場合において、当該設計変更が軽微なものであるときは、建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日付け局総第151号副出納長通達「建設工事事務取扱標準様式の設定について」。以下「標準様式」という。）第35号様式・設計変更上申書の左上余白に「軽微」と朱書し、支出負担行為担当者に上申するものとする。この場合において、工事監督員は、支出負担行為担当者の請求があったときは、当該設計変更に係る設計図書（写真を含む。）を設計変更上申書に添付するものとする。

### 第4 設計変更の決定等

- 1 支出負担行為担当者は、工事監督員から軽微な設計変更に係る設計変更上申書の提出を受けたときは、その内容を審査し、設計変更の必要があると認めるときは標準様式第36号様式・設計変更決定書の左上余白に「軽微」と朱書してその決定をするものとする。この場合において、当該設計変更決定書中「今回支出負担行為額」とあるのを「増減見込額」と読み替えて当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額を記載し、「設計変更後」及び「設計変更による増（△）減」欄にはそれぞれ当該設計変更後における見込額の累計を記載するものとする。
- 2 支出負担行為担当者は、前項により設計変更の決定をしようとする場合において、当該設計変更により請負代金額が増額となる見込みのときは、配当を受けた歳出予算の

範囲内においてこれを行うものとする。

なお、軽微な設計変更の決定後においても、請負代金額の変更までの間、当該請負代金額の増額分が歳出予算の残額を超えないよう、常に把握し、予算の適正な執行を図るものとする。

- 3 支出負担行為担当者は、第1項により設計変更の決定をしたときは、その旨を別記第1号様式・工事設計変更通知書により工事監督員及び受注者に対し通知するものとする。

#### 第5 設計変更に伴う請負代金額の取扱い

- 1 軽微な設計変更に伴う請負代金額の変更の手続は、設計変更に伴う増減見込額の累計が現請負代金額の30パーセントを超え、又は4,000万円以上となる時（新工種に係る増減見込額の累計が2,000万円以上となる時を含む。）及び工事完成前（工期が翌年度以降にわたるときは、各年度末及び工事完成前）に一括して行うものとする。
- 2 支出負担行為担当者は、軽微な設計変更に伴う請負代金額の変更につき受注者と協議しようとするときは、標準様式第36号様式・設計変更決定書により決定の上、別記第2号様式（工事設計変更に伴う請負代金額の変更について）により受注者に通知し、標準様式第39号様式・変更契約書により契約内容の変更を行うものとする。この場合において、当該設計変更決定書の左上余白に「軽微総括」と朱書し、当該設計変更に係る設計図書等とともに第4の設計変更決定書を添付するものとする。
- 3 軽微な設計変更をした建設工事につき部分払をすべき特約がある場合における出来形部分等に対応する請負代金相当額の算出は、当該建設工事の現場における出来形部分等について行うものとする。ただし、軽微な設計変更により生じた新工種に係るものにあつては、当該設計変更後の請負代金額が確定した後でなければ出来形部分等に算入しないものとする。

#### 第6 工期の変更を伴う設計変更の取扱い

建設工事に係る設計変更が第2の第1項に該当する場合であっても、当該設計変更に伴い工期を変更する必要があるときはその都度工事の内容及び請負代金額等の変更の手続をするものとする。

#### 第7 建築工事等の場合の取扱いの特例

建設工事のうち、建築工事、電気工事又は管工事につき、当該現場のおさまり、取合い等の関係上材料の寸法、取付位置又は取付工法を変更する必要がある場合において当該変更による請負代金額の変更の必要がないときは第2から第5までの定めにかかわらず、工事監督員が当該変更につき請負人に指示することができるものとする。

#### 第8 その他

- 1 軽微な設計変更により生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額の部分払額算定基礎への算入保留が長期間にわたるため、受注者が著しく不利益を被ることとなると認められるときは、速やかに、第5に定める手続をするものとする。
- 2 議会の議決（知事の専決処分を含む。）を経た建設工事の請負契約については、こ

の要領の適用はないものとする。

工 事 設 計 変 更 通 知 書

(記号) 第 号

年 月 日

( 受 注 者 )  
( 工事監督員 )

様

(支出負担行為担当者) 印

工 事 名 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_

年 月 日に締結した上記建設工事について、次のとおり工事内容を変更するので通知します。

なお、この変更に伴う請負代金額の変更については、別途協議する予定です。

記

(変更の概要)

注 この通知書には、必要に応じ設計変更関係図書を添付すること。

別記第2号様式

	(記号)	第	号	
		年	月	日
(受注者)		様		
		(支出負担行為担当者)		印
工事設計変更に伴う請負代金額の変更について				
工事名				
工事場所				
さきに工事内容を変更した上記建設工事について、別添変更契約書のとおり 請負代金額を変更したいので、承諾の上は、(記名押印後速やかに変更契約書を 提出してください。)				

注 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には次のとおり置き換えて使用する。

「支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行ってください。」

事 調 第 3 4 5 号  
平成 2 1 年 6 月 2 5 日

各 支 庁 長 様

農 政 部 長

委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の制定について

北海道農政部が所管する工事に係る測量、調査及び設計等の委託業務における事務処理の簡素合理化を図り、もって事業の適期及び効率的執行を確保するため、別紙のとおり「委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」を定めたので、事務の執行を適切に行ってください。

記

適用：平成 2 1 年 7 月 1 日以降に設計変更を行う委託業務

〔 農村振興局事業調整課事業予算契約グループ  
設計管理グループ 〕

## 委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領

平成 21 年 6 月 25 日 事調第 345 号  
各支庁長あて農政部長

### 第 1 趣旨

この要領は、北海道農政部が所管する工事に係る測量、調査及び設計等の委託業務（以下「委託業務」という）の軽微な設計変更に伴う事務処理の簡素合理化を図り、事業の適期及び効率的執行を確保することを目的とする。

### 第 2 用語の意義

- 1 この要領において「軽微な設計変更」とは、現に履行中の委託業務に係る設計変更（当該設計変更につき、他の機関等の承認等を必要とする場合を除く。）のうち、当該設計変更に伴う業務委託料の増減見込額の累計（業務委託料の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現業務委託料の 10 パーセント以内で、かつ、200 万円未満（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る業務委託料相当見込額の累計が 100 万円未満）のものをいう。ただし、支出負担行為担当者（北海道財務規則(昭和 45 年北海道規則 30 号)第 2 条第 9 号に規定する支出負担行為担当者。以下同じ。）が特に重要な変更と認めるものを除くものとする。
- 2 この要領において「新工種」とは、設計変更に伴い、設計書に当該設計変更に係る業務に対応する工種がないため、当該業務の種別（第 5 の場合にあつては、種別及び細別等）を新たに追加することとなる場合における当該工種をいう。

### 第 3 設計変更の上申

業務担当員は、現に履行中の業務につき設計変更をする必要があると認める場合において、当該設計変更が軽微なものであるときは、設計変更上申書の左上余白に「軽微」と朱書し、支出負担行為担当者に上申するものとする。この場合において、業務担当員は、支出負担行為担当者の請求があつたときは、当該設計変更に係る設計図書（写真を含む。）を設計変更上申書に添付するものとする。

### 第 4 設計変更の決定等

- 1 支出負担行為担当者は、業務担当員から軽微な設計変更に係る設計変更上申書の提出を受けたときは、その内容を審査し、設計変更の必要があると認めるときは設計変更決定書の左上余白に「軽微」と朱書してその決定をするものとする。この場合において、当該設計変更決定書には、当該設計変更に伴う業務委託料の増減見込額を記載するとともに当該設計変更後における業務委託料見込額及び増減額の累計を記載するものとする。
- 2 支出負担行為担当者は、前項により設計変更の決定をしようとする場合において、当該設計変更により業務委託料が増額となる見込みのときは、配当を受けた歳出予算の範囲内においてこれを行うものとする。

なお、軽微な設計変更の決定後においても、業務委託料の変更までの間、当該業務委託料の増額分が歳出予算の残額を超えないよう、常に把握し、予算の適正な執行を図るものとする。

- 3 支出負担行為担当者は、第1項により設計変更の決定をしたときは、その旨を別記第1号様式（設計変更通知書）により業務担当員及び受託者に対し通知するものとする。

#### 第5 設計変更に伴う業務委託料の取扱い

- 1 軽微な設計変更に伴う業務委託料の変更の手続きは、設計変更に伴う増減見込額の累計が現業務委託料の10パーセントを超え、又は200万円以上となる時（新工種に係る増減見込額の累計が100万円以上となる時を含む。）及び業務完了前に一括して行うものとする。
- 2 支出負担行為担当者は、軽微な設計変更に伴う業務委託料の変更につき受託者と協議しようとするときは、設計変更決定書により決定の上、別記第2号様式（設計変更に伴う業務委託料の変更について）により受託者に通知し、変更契約書により契約内容の変更を行うものとする。この場合において、当該設計変更決定書の左上余白に「軽微総括」と朱書し、当該設計変更に係る設計図書等とともに第4の設計変更決定書を添付するものとする。

#### 第6 委託期間の変更を伴う設計変更の取扱い

委託業務に係る設計変更が第2の第1項に該当する場合であっても、当該設計変更に伴い委託期間を変更する必要があるときは、その都度業務の内容及び業務委託料等の変更の手続きをするものとする。

設 計 変 更 通 知 書			
	(記号)	第	号
	平成	年	月 日
〔受託者〕 業務担当員	様		
		(支出負担行為担当者)	印
委託業務名 _____			
業務場所 _____			
年 月 日に締結した上記委託業務について、次のとおり業務内容を変更するので通知します。			
なお、この変更に伴う業務委託料の変更については、別途協議する予定です。			
記			
(変更の概要)			

注 この通知書には、必要に応じ設計変更関係図書を添付すること。

別記第2号様式

		(記号)	第	号
		平成	年	月
(受託者)	様			日
		(支出負担行為担当者)		印
設計変更に伴う業務委託料の変更について				
業務名				
_____				
業務箇所				
_____				
<p>さきに業務内容を変更した上記委託業務について、別添変更契約書のとおり業務委託料を変更したいので、承諾の上は、記名押印後速やかに変更契約書を提出してください。</p>				

## 委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の制定にかかる当面の取扱いについて

平成21年7月6日 事務連絡  
各支庁産業振興部調整課長、整備課長  
農村振興課長あて 農政部農村振興局  
事業調整課主幹（設計管理）

このことについては、平成21年6月25日付事調第345号農政部長により通知されたところですが、次のとおり取扱うこととしたので、事務処理を適正に行って下さい。

### 記

内 容 別紙のとおり

適 用 平成21年7月1日以降に設計変更を行う業務

設計管理グループ  
担当：主査（設計積算）

## (別紙)

委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の制定にかかる当面の取扱いについて

### 1 上申の際に添付する資料

軽微な設計変更を上申する際には、支出負担行為担当者が業務内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、受託者がそれを履行するために必要となる資料を添付すること。

#### (1) 特記仕様書

必要な事項を取りまとめ作成する。

#### (2) 図面

「変更設計書」のうち、必要箇所の部分的なコピーなどとして良い。

#### (3) 業務数量総括表・数量算定書・成果品目録

省略してよい。

### 2 「新工種」について

事務処理要領の「第2 用語の意義」にある「新工種」とは、『調査測量設計業務工種体系』におけるB2レベル（種別）のことであり、B1レベル（工種）が新たに追加される変更は「軽微な設計変更」として認められない。

なお、B3レベル（細別）の追加は、新工種として扱わない。

事調第 211 号  
平成25年5月14日

各（総合）振興局長 様

農 政 部 長

委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱い  
について（通知）

委託業務の軽微な設計変更については、「委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」（平成21年6月25日付け事調第345号）により事務処理を行っているが、融雪状況や天候等により受益者の営農計画（作付計画等）の変更から調査ほ場の位置変更を余儀なくされる場合がある。

このような場合、本来、設計変更により業務内容を変更することとなるが、限られた業務期間内で調査を行い受益者の要望に応えるため、事務の簡素合理化を図り当該契約の一定の範囲内で業務箇所の変更ができる取扱いを次のとおり定めたので、事務処理を適切に行ってください。

〔 事業調整課 事業管理グループ  
設計施工グループ 〕

委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱い

平成 25 年 5 月 14 日事調第 211 号  
各(総合)振興局長あて農政部長

沿革 平成 25 年 5 月 14 日事調第 211 号  
一部改正 令和 2 年 3 月 30 日事調第 1528 号

1 目的

この事務取扱いは、北海道農政部が所管する面工事に係る測量、調査及び設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）に係る業務箇所的位置変更について、軽微な設計変更に伴う事務処理の簡素化を図り、事業の適期及び効率的な執行を確保することを目的とする。

2 該当工種

暗渠排水、客土・石礫除去等のほ場調査設計に係る工種

3 適用の範囲

次の条件を満たすほ場の調査設計に適用することができる。

- (1) 工種が同一であること。
- (2) 業務箇所の変更が当該契約地区内であり、かつ、当初明示した業務面積の 2 割以内であること。  
ただし、当初明示した業務面積が 10ha 未満のときは 2 割を超える場合も適用できるものとする。
- (3) 変更が生じた場合の業務委託料の増減見込額の累計が、現業務委託料に対して、「委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に示す割合以内又は金額未満であること。
- (4) 委託期間に影響を与えないこと。

4 設計図書における条件の明示について

入札の条件として、当該業務箇所の変更が生じる場合があることを特記仕様書に明示すること。

5 設計変更の取扱い

委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領（平成 21 年 6 月 25 日付け事調第 345 号農政部長通達）によるものとする。

6 委託期間の変更を伴う設計変更の扱い

委託業務機関に係る設計変更が 3 の (1) ～ (3) に該当する場合であっても、当該設計変更に伴い委託期間を変更する必要があるときは、その都度、業務委託料等の変更の手続きをするものとする。

事調第 213 号  
平成25年5月14日

各（総合）振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局  
事業調整課長

委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱いの運用について（通知）

このことについて、「委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱い」（平成25年5月14日付け事調第211号）で通知したところですが、次のとおり運用を定めたので、事務処理を適切に行ってください。

〔 事業管理グループ  
設計施工グループ 〕

委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱いの運用

平成 25 年 5 月 14 日事調第 213 号  
各(総合)振興局産業振興部長あて  
事業調整課長

沿革 平成 25 年 5 月 14 日事調第 213 号  
一部改正 令和 2 年 3 月 30 日事調第 1529 号

1 趣旨

「委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱い」(以下「事務取扱い」という。)に係る運用を定め、事務処理の簡素合理化、事業の適期及び効率的な執行を図る。

2 該当工種の考え方

暗渠排水、客土、石礫除去のほか、区画整理、草地整備、農地造成等発注後に業務箇所が変更となる可能性のある面工事を対象とすることができる。

3 適用の範囲の考え方

- (1) 同一工種とは、委託内容について同一作業を行う工種のことをいう。(区画整理内の暗渠排水は、暗渠排水工種)
- (2) 当初業務箇所の工種が複数あり、この業務箇所が変更となる場合は、それぞれ同一の工種で、かつ、当初明示した面積の 2 割以内であること。  
ただし、当初明示した工種毎の業務面積が 10ha 未満のときは 2 割を超える場合も適用できるものとする。
- (3) 同一工種内の増減見込額については特に定めないが、業務委託料の増減見込額の累計が現業務委託料に対して、「委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に示す割合以内又は金額未満であること。
- (4) 業務箇所の変更が当該契約地区内とは、次のとおりとする。
  - ア 1 地区で発注した場合は地区内全域とする。
  - イ 2 地区を合併して発注した場合は、2 地区の地区内全域とする。
- (5) 業務委託料の変更増減額の考え方
  - ア 1 回毎の軽微変更時は増減差し引きとする。
  - イ 軽微変更毎の累計は増減絶対値の累計とする。

業務委託料の変更例

当初契約	第 1 回変更	第 2 回変更
現業務委託料 10,000 千円 (10%以内かつ 2,000 千円未満より、限度額 1,000 千円)	減 1,000 千円 増 1,500 千円	減 2,000 千円 増 1,400 千円
1 回毎の増減差引	増 500 千円	減 600 千円
増減額の累計	500 千円 軽微な設計変更	1,100 千円 累計額が現業務委託料の 10%(1,000 千円)を超えるため軽微総括

- (6) 本事務取扱いによる委託期間の変更はできないので、委託期間の変更を伴う業務箇所の変更が生じないように留意すること。

#### 4 その他

本事務取扱いは、営農計画（作付計画等）の変更等により当初予定していた業務箇所において調査設計等を行うことができなくなり、やむを得ず他の箇所へ変更するものであり、増あるいは減の実の変更を想定しているものではない。したがって、何らかの理由により業務箇所の増、減のみとなる場合は、その都度、業務委託料等の変更の手続きをするものとする。

#### 5 特記仕様書記載例

- (1) 本業務においては、受益農家の営農計画の変更等の理由によって、地区内における業務箇所の一部を設計変更により、他のほ場に変更する場合がある。
- (2) 受託者は、各ほ場の調査着手前に変更の有無を業務担当員に確認するとともに受益農家から業務の箇所の変更等の申し出を受けた場合は、速やかに業務担当員に報告し、指示を受けるものとする。

#### 6 設計変更上申書記載例

別紙3のとおり。

軽 微

設 計 変 更 上 申 書 (記 載 例)

年 月 日

〇〇 (総合) 振興局長 様

業務担当員 〇〇 〇〇

業 務 名 (契約事業名) 〇〇地区 調査設計〇〇

上記委託業務について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。

受 託 者	〇〇コンサルタント株式会社		
現委託期間	着手 〇年〇月〇日 完成 〇年〇月〇日	設計変更による 期間変更の必要性	延長 有(約日) <input checked="" type="radio"/> 無 短縮
設計変更の 概 要	・業務位置の変更	設計変更による業務の 一時中止の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 否
理 由	・契約書第18条により変更 営農計画の変更により業務位置を変更する。  変更するほ場番号及び面積 〇〇 〇〇ha 変更するほ場番号及び面積 〇〇 〇〇ha		
そ の 他 必 要 事 項	増減見込額： 〇〇〇千円の増額 (累計で約〇〇〇千円)		

注 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。

## 道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いについて

〔平成7年4月5日 設計第16号〕  
〔各支庁長あて 農政部長〕

〔沿革〕平成16年4月16日設計第69号、25年10月16日事調第693号、28年12月14日第871号、  
30年4月15日第88号、令和2年3月30日第1525号、8年4月3日第28号改正

道営農業農村整備事業の面工事は、発注後、当初予定していた施工箇所が気象条件や受益者の営農計画の変更により施工できない箇所が生じ、施工箇所の変更を余儀なくされる場合がある。

このような工事については、本来、設計変更により工事内容を変更することとなるが、限られた施工期間で迅速な工事の施工を図り、受益者の要望に十分応え、さらには事務簡素化を図るため、当該契約で一定の範囲内で施工箇所の変更ができる取扱いを、次のとおり定めたので事務処理を適切に行ってください。

なお、この運用に当たっては、恣意的な運用と誤解を招くことのないよう十分留意願います。

### 記

#### 1 該当工種

暗渠排水、客土等の面工事

#### 2 適用の範囲

次の条件をすべて満たす工事に適用することができるものとする。

- (1) 工種が同一であること。
- (2) 施工箇所の変更が、当該契約地区内であり、かつ、当初明示した施工面積の3割以内であること。  
ただし、当初明示した施工面積が10ha未満のときは、3割を超える場合も適用できるものとする。
- (3) 変更後の工事目的物の数量は、当初の工事目的物の数量と概ね同一であること。
- (4) 変更指示に伴う変更指示に係る概算金額の増減見込額の絶対値の累計、若しくは、変更後の設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計は、「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に示す割合以内、かつ、金額未満であること。
- (5) 工期に著しい影響を与えないこと。

#### 3 設計図書における施工条件の明示

- (1) 入札の条件として、当該工事の施工箇所が変更になる場合があることを特記仕様書に明示すること。
- (2) 当初施工箇所及び変更後の施工予定箇所のは場番号を明示すること。

#### 4 変更手続き

「農業農村整備事業設計変更の手引き」(設計変更の種類及び変更指示)の6の4

及び7によるものとする。

なお、変更指示の手続きの際は、工事内容の変更指示書に別記1号様式を添付するものとし、設計変更の場合については、別記2号様式によるものとする。

別記1号様式

工事施工箇所変更調書

年 月 日

工事名

---

受注者			
工期	着工 年 月 日	変更理由	・気象条件による
	完成 年 月 日		・営農計画の変更による
変更概要	概算金額増減見込額		
	変更するほ場番号及び面積		
	変更後のほ場番号及び面積		
その他 必要事項			

別記2号様式

工事施工箇所変更上申書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

工事監督員 ( 職 氏名 )

工事名

上記建設工事について、次のとおり施工箇所の変更が必要と認められますので、関係図書を添えて上申します。

受注者						
現工期	着工 年 月 日 完成 年 月 日	施工箇所変更による工期変更の必要性	有 <table border="1"><tr><td>延長</td></tr><tr><td>約 日</td></tr><tr><td>短縮</td></tr></table> 無	延長	約 日	短縮
延長						
約 日						
短縮						
工事一時中止の要否		変更理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・気象条件による</li><li>・営農計画の変更による</li></ul>			
変更概要	請負代金増減見込額					
	変更するほ場番号及び面積					
	変更後のほ場番号及び面積					
その他必要事項						

道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いの運用について

平成7年4月5日 設計第17号  
各支庁農業振興部長あて  
事業調整課長、設計課長

〔沿革〕平成16年4月16日設計第70号、25年10月16日事調第694号、28年12月14日第872号、  
31年4月15日第89号、令和2年3月30日第1527号、8年4月3日第29号改正

このことについて平成7年4月5日付け設計第16号で通知したところですが、次のとおり運用を定めたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 該当工種の考え方

暗渠排水、客土のほか、区画整理、草地整備、石礫除去、農地造成等発注後に施工箇所が変更になる可能性のある面工事を対象とすることができる。

2 適用の範囲の考え方

- (1) 当初施工予定箇所の工種が複数あり、この施工予定箇所が変更となる場合は、それぞれ同一の工種で、かつ、当初明示した面積の3割以内でなければならない。ただし、当初明示した工種毎の施工面積が10ha未満のときは3割を超えた場合も適用するものとする。
- (2) 当初施工予定箇所の面積の変更減が3割以内とし、変更増となる面積の限度については特に定めていないが、変更指示に係る概算金額の増減見込額、若しくは、変更後の設計変更に伴う請負代金額の増減見込額は「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に示す割合以内又は金額未満の変更以内での面積増の範囲とする。
- (3) 施工箇所の変更が当該契約地区内とは、以下のとおりとする。
  - ア 1地区で発注した場合は地区内全域とする。
  - イ 2地区を合併して発注した場合は、2地区の地区内全域とする。
- (4) 概算金額若しくは請負金額の増減見込額の考え方
  - ア 1回毎の変更手続きは増減差し引きとする。
  - イ 変更指示毎の累計は概算金額の増減絶対値の累計とする。

概算金額の変更例

当初契約	第1回変更	第2回変更
160,000千円 (限度額30%、48,000千円 かつ40,000千円未満)	減 2,000千円 増 9,000千円	減 34,000千円 増 1,000千円
1回毎の増減差引	増 7,000千円	減 33,000千円
増減額の累計	7,000千円	40,000千円 累計額が40,000千円以上 となるため一括処理及び設計変更

- (5) 本事務取扱いによる工期の変更はできないので、工期の変更を伴うような施工箇所の変更が生じないように留意すること。

### 3 その他

本事務取扱いは、営農計画の変更等により当初予定していた箇所が施工できないため、他の代替箇所を施工するものであり、増あるいは減のみの変更を想定しているものではない。したがって、施工箇所の減、増のみの場合は要領に基づき設計変更で対応すること。

### 4 特記仕様書記載例

- (1) 本工事においては、受益農家の営農計画の変更等があった場合、本地区内における施工箇所の一部を変更指示若しくは設計変更により、他のほ場に変更する場合がある。
- (2) 受注者は、各ほ場の施工着手前に変更の有無を監督員に確認するとともに受益農家から施工の中止あるいは変更等の申し出を受けた場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。

### 5 工事施工箇所変更調書記載例

別紙のとおり

工事名 ○○○○ ○○地区 ○工区

受注者	○○建設株式会社		
工期	着工	○年○月○日	変更理由 ◎気象条件による ・営農計画の変更による
	完成	○年○月○日	
変更概要	概算金額増減見込額	100千円の減	
	変更するほ場番号及び面積	6-9 (4.54ha)	
	変更後のほ場番号及び面積	85-2 (4.37ha)	
その他 必要事項			

年 月 日

工事名 ○○○○ ○○地区 ○工区

受注者	○○建設株式会社		
工期	着工	○年○月○日	変更理由 ◎気象条件による ・営農計画の変更による
	完成	○年○月○日	
変更概要	概算金額増減見込額	}	別紙による
	変更するほ場番号及び面積		
	変更後のほ場番号及び面積		
その他 必要事項			

## 道営工事等の概数等発注事務取扱要領の制定について

平成9年3月11日事調第2059号  
各支庁長あて農政部長

沿革  
平成 9年 3月 11日事調第 2059号  
一部改正 平成 11年 3月 31日事調第 3377号  
一部改正 平成 12年 8月 10日事調第 1101号  
一部改正 平成 18年 10月 12日事調第 678号  
一部改正 平成 26年 4月 1日事調第 1239号  
一部改正 平成 31年 4月 15日事調第 86号

このことについて、別紙のとおり道営工事等の概数等による発注事務取扱要領を定めたので、その取扱いを適正に行ってください。

なお、平成6年1月20日付け事調第1024号農政部調通達「道営工事の概数等による発注事務取扱要領の制定について」は、廃止します。

(事業調整課契約指導係)

### 別紙

#### 道営工事等の概数等による発注事務取扱要領

##### 第1 目的

この要領は、道営工事並びに設計、測量及び調査委託業務（以下「工事等」という。）の早期発注及び設計積算業務の効率・合理化、施工条件の明確化などを図るため、概数等による工事等の発注（以下「概数等発注」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

##### 第2 定義

- 1 概数等発注とは、工事等の発注に際して当初設計の数量の大部分又は一部を概数で積算し、公示するとともに、契約後にこれらの数量を確定する設計変更の手法をいうものとする。
- 2 概数等とは、次の（1）又は（2）のいずれかの方法により算出された数量をいうものとする。

（1）工事の場合は、次のいずれかの方法により算出された工事数量

ア 大部分が概数による数量

定規図、標準図、横断図等において示されている平均幅、平均長さ、平均法長、平均断面、平均単位の数量等により算出された数量

イ 主要部分以外を概数による数量

各工程の主要部分の数量が算出されており、その主要部分のみを積算することによって、工事の全体量が把握できる場合に、主要部分以外の概数値の数量

（2）委託業務の場合は、既存の資料等から推計等で算出した概数値の数量

### 第3 適用の範囲

概数等発注は、次の（１）及び（２）に掲げる条件を満たす工事等に適用することができるものとする。

（１）農政部所管工事等であること。

（２）概数等発注により工事費（委託費）、工期（期間）等に著しい影響を与えない工事等であること。

### 第4 設計図書における施工条件の明示

#### 1 設計図書

概数を使用した項目については、工事数量総括表又は業務数量総括表の「摘要」欄等に「概数」と明示するものとする。

#### 2 特記仕様書

（１）工事等の概数等発注を行う場合は、概数に係る事項を特記仕様書に付記し、条件明示を行うこと。

『工事数量総括表の「摘要」欄等に「概数」と記して示した数量は、概数であり、必要に応じて設計変更する。

なお、設計上過大な出来高に対して変更するものでないことに留意すること。

この工事では、設計変更図書の作成（設計変更図書の作成及び工事数量の算出をいう。）を受注者に行わせることがある。

概数に係る工事の施工に当たっては、施工図面等を作成の上、監督員と十分協議すること』

（２）委託業務を概数等発注で行う場合は、次の条件を特記仕様書に必ず記載するものとする。

『業務数量総括表の「摘要」欄等に「概数」と記して示した数量は、概数であり、必要に応じて設計変更する。

なお、設計上過大な出来高に対して変更するものでないことに留意すること。

概数に係る業務の実施に当たっては、業務担当員と十分協議の上、実施すること。』

### 第5 設計変更の時期

設計変更は、工事等（概数以外の工種も含む。）の不確定要素の一部又は全部が解消した時点で変更するものとする。ただし、概数以外の部分の設計変更を行う必要が生じたときは、概数の全部又は一部の設計変更を合わせて行うこともできるものとする。

### 第6 工事における設計変更図書の作成

工事の設計変更に伴う設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出をいう。ただし、高度な応力計算等に係る資料の作成を含まない。）にあつては、必要に応じて、受注者に行わせることができるものとする。この場合において、当該設計変更図書の作成に要する費用については、共通仮設費のうち、技術管理費に「図書作成費」として計上し、その算出に当たっては、「設計変更に係る図書等作成について」（平成25年11月27日付け事調第793号事業調整課技術管理担当課長通知）によるものとする。

### 第7 工事における仮設工の概数活用

工事における仮設工に概数を活用する場合は、施工状況等に応じた設計変更が可能なように施工条件として公示する。この場合においては、仮設工の工事数量を「概数」として特記仕様書に記載し、受注者との協議内容等を十分踏まえて、必要に応じ設計変更するものとする。

道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱いについて

平成 17 年 3 月 31 日設計第 839 号  
各支庁産業振興部長あて事業調整課長

沿革	平成 17 年 3 月 31 日設計第 839 号
一部改正	平成 18 年 10 月 23 日事調第 712 号
一部改正	平成 21 年 6 月 5 日事調第 266 号
一部改正	平成 24 年 3 月 22 日事調第 1299 号
一部改正	平成 25 年 3 月 18 日事調第 1225 号
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日事調第 1240 号
一部改正	平成 31 年 4 月 15 日事調第 87 号
一部改正	令和 2 年 3 月 30 日事調第 1524 号

土地改良事業等工事積算要綱及び同要領の一部改正に伴い、取扱を別紙のとおり定めたので、事務処理を適正に行ってください。

なお、平成 11 年 3 月 31 日付け設計第 1267 号「道営工事等の概数等による発注事務取扱要領の運用方針」、平成 9 年 5 月 30 日付け設計第 204 号「概数等発注に関わる打ち合わせ簿について」、平成 7 年 4 月 7 日付け設計第 22 号「拡大設計変更及び概数等発注に関する質疑について」及び平成 9 年 5 月 30 日付け設計第 478 号「調査測量設計委託業務における概数等発注に関する質疑について」は廃止します。

事業契約グループ  
設計積算グループ

# 道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱い

## 1 道営工事等の概数発注事務取扱要領の取扱い

### I 基本的な運用方針

- (1) 建設工事（以下「工事」という。）の発注における設計積算時の調査委託の成果品の状況は、測量成果を含めた一部である場合と、ほとんど全ての成果品がある場合に大別される。

前者の場合は、この要領における平均断面等を用いた概数による数量で大部分を積算し、概数発注することとなる。

補助事業のほとんどは後者となるが、この中においても以下の場合については「概数」を活用することができる。

ア 主要部分以外の調査測量が概数の場合、過年度の委託成果品が諸条件の変化に伴い再測が必要となる場合、工区割発注で土工計画が変更となる場合等で、平均断面等を用いた概数を用いても工事量を十分把握できる場合。

イ 確定した数量とするためには、詳細調査を必要とし、費用若しくは要する期間からみて適当でないと思われる工種（例＝岩盤掘削量、路盤の補足砂利量、旧とりこわし量）

ウ 施工後でなければ数量の確定ができない工種（例：グラウト量、石礫除去工事における排礫量、産業廃棄物等数量、軟盤地盤における圧密沈下量等）

- (2) 設計、測量及び調査設計委託業務（以下「委託業務」という。）の発注において積算時に用いる既存の資料等では数量を確定できない場合（業務処理後でなければ数量が確定できない委託業務）は、「概数」を活用することができる。

（例：ボーリングにおける深度や土質等の変更、打合せ回数の変更等）

このように「概数」は工事並びに委託業務（以下「工事等」という。）の設計積算業務の効率合理化や設計変更の簡素化に大きく寄与するものであり、この運用指針の中核をなすものである。

### II 概数等で発注することが不適当な場合

工事等においては、コンクリート構造物の本体数量等、安定解析・構造計算により決定されるものは適用しない。

### III 確定額の把握について

概数等による発注は、一括変更及び一部を確定するので、設計変更時に大幅な変更を生じないよう施工（実施）協議の段階で十分把握するとともに、そのつど工事費（委託費）の増減を的確に把握するよう努めること。

また、精算時には支出負担行為が伴い、あらかじめ予算要求が必要となるので、契約担当と十分協議すること。

なお、現場管理費の諸経費の工種区分は変更できないので、当初設計の作成に当たっては注意すること。

#### IV 設計変更等について

- (1) 工事監督員（業務担当員）は、概数等に係る工事等の施工に当たっては、受注者（受託者）等の作成した施工図（資料）等を速やかに照査・検討し、工事監督員（業務担当員）と現場代理人（業務処理責任者）間で協議した上、相互に工事施工協議簿等で確認する。
- (2) 設計変更は工事等の不確定要素（すなわち現場状況の予測等により設計した内容）が、現地においてその詳細数量が判明した時点で概数以外も含め一括設計変更とするが、概数以外の設計変更が先行する場合は、概数の全部又は一部を同時に設計変更することもできる。ただし、概数の確定見込みが結果的に工事費（委託費）・工期（期間）に著しい影響を与える場合（例：工事における大土工の岩盤線の確定等）は、速やかに当該部分を設計変更する。  
概数以外の設計変更の取扱いについては、通常の設計変更（軽微な設計変更を含む）の取扱いとし、概数の設計変更はこの範疇にふくまれないことに留意すること。  
数量の変更が明らかに予見される工種（業務）については、極力概数として扱うこととする。
- (3) 工事における道路、水路等工事起点、終点及び平面線形は、概数の対象とはならないので、変更等は通常の設計変更の扱いとする。ただし、すり付け区間をその対象とすることは差支えない。
- (4) 委託業務においては、種々の条件により委託業務の全部又は一部の作業が不可能となった場合の業務量の減や業務位置の著しい変更等は、概数の対象とならないので通常の設計変更の取り扱いとする。
- (5) 概数に係わる工種（業務）の設計変更理由は「概数の確定により変更する」とする。

#### V 工事における設計変更図書の作成費用について

工事の設計変更に伴う設計変更図書の作成に必要な費用の算出は、「設計変更に関わる図書等作成歩掛について（平成7年4月7日設計第23号設計課長通知）」による。

#### VI 工事における仮設工等について

工事における仮設工における概数等の公示の考え方は、標準的な図面等で公示を行い受注者に対して入札予定価格の積算の根拠を明示するためである。ここで「標準的」という意味は、受注者に現地の状況等を踏まえてその内容の検討の責務を課し、双方協議の上、必要があれば変更するということである。

なお、過大又は不適切な仮設工の実施内容に対して精算するものではないので十分留意すること。（工法の承諾に当たって、機能性、安定性、経済性を充足し現場に即した工法かどうかをチェックする。）

## 2 道営工事等の概数等発注の手引き

### I 基本的な運用方針

概数等発注は、工事の発注前の調査設計の精度を高めるためにいかに時間・労力・費用等を費やしても、工事費算出精度を高める効果が少ないと考えられる数量、同様に委託業務の精算時に既存の資料と腕の確定ができない数量、あるいは工事（委託業務）の施工（処理）後でなければ正確な数量が判明しない工種等の場合に概数による公示を行い、積算業務の効率・合理化、施工条件の明確化、以降の設計変更の円滑化を図るための方法である。

概数等発注の適正な運用のための留意点は次のとおりである。

#### (1) 概数の出来高精算は行わない

概数等発注は不確定な設計数量を概数として公示するものであるが、概数の確定とは不確定な設計数量を確定することであり、出来高数量を確定するものではない。

ただし、施工後でなければ数量の確定ができない工種（グラウト量、石礫除去工事における排礫量、産業廃棄物等数量、軟弱地盤における圧密沈下量等）は除くものとする。

#### (2) 施工条件の明示を行う

工事、委託業務ともに起終点、延長、面積等を設計図書に条件として明示する。

なお、設計の根拠となる図面・数量計算・設計書・資料は整合していることは当然であり、概数とした数量の算出根拠及び施工条件の明示は必要である。

#### (3) 概数として取り扱わないもの

##### 「工事」

以下に例示するものは概数として取り扱わない。

##### 1) 工事量（工事目的物）の変更

条件明示した施工区域、施工区域内の箇所及び施工区間の変更

##### 2) 工法の変更

植生工法、標準土工定規図の置換厚・路盤構成・幅員等、仮設道路・仮締切・水替え等の仮設工法、混層工の細工種

##### 3) 主要構造物の構造、規格、品質の変更

安定、構造計算に基づく構造物の変更、暗渠の排水組織の変更

##### 4) 新工種

当初設計にない工種（土工量（概数）の変更に伴う新土捨場等の指定）

##### 「委託業務」

以下に例示するものは概数として取り扱わない。

##### 1) 委託期間の変更（概数変更に伴う軽微なものを除く）

##### 2) 起終点や範囲等の変更

##### 3) 歩掛の細部内容の変更

##### 4) 概数として扱えるものでも、結果的に著しく委託費・機関に影響を与える場合

(4) 概数の確定に連動する単価の変更を概数の範疇で扱うことができるもの

「工事」

設計土量の標準積算の施工機械規格による単価の変更

市場単価の工種の施工規模による単価の変更

「委託業務」

他官庁協議等により、橋長や構造形式が変更となった場合の単価の変更

調査ボーリングの土質の変更に伴う単価の変更等

市場単価の工種の規格区分（補正区分）変更に伴う単価の変更

## II 工事における概数等発注と委託成果品・委託設計業務の考え方

委託成果品を使用して概数等発注する場合、変更が予想される場合は、平均断面等によらず、そのまま概数としてかまわない。

現在の委託成果品が、ある程度の精度を持っている場合、これを概数とすることについて、委託成果品の精度は「適正な予定価格算出に必要な精度」であり、より精度の高い成果品を期待するためには、より一層の調査比・時間を要するものであることから、「変わり得る数量として、概数等発注を行う」ものであり問題ない。

概数等発注を前提として、経済性の理由により既存の測量成果や図面等から求めた延長、面積等の数量を概数として発注を行うことは可能である。ただし、用地買収を行う工種には適用できない。

## III 概数等発注の適用の範囲

概数等発注の適用の範囲は農政部所管工事（委託業務）であり、概数等発注により工事（委託）費、工期（期間）等に著しい影響を与えない工事（業務）であることが前提である。また「概数等発注」とは、概数で積算した数量を基本としている。

### 対象工種（業務）

対象工種（業務）については、VII「工種別運用例」で更に詳細を記載している。ただし、次の事項を留意すること。

- (1) 概数確定の設計変更による公示（業務）量〔工事（業務）目的物〕の変更は基本的にできないが、確定の結果、予算上の制約から契約書第 29 条によりやむを得ず工事（業務）量〔工事（業務）目的物〕を減とすることは有り得る。
- (2) 道路、水路等の線工種における起・終点及び工事における平面線形、委託業務における面工種の調査位置等は、概数の対象とはならない。変更する場合は、通常的设计変更の扱いとする。ただし、工事の場合はすり付け区間を概数とすることは差し支えない。
- (3) 工事において、コンクリート構造物の本体数量等、安定解析・構造計算により決定されるものは適用しない。
- (4) 種々の条件により、委託業務の全部又は一部の作業が不可能となった場合の業務量の減や業務位置の著しい変更は、概数の対象とはならない。変更する場合は、通常的设计変更の扱いとする。

#### IV 設計図書における施工条件の明示

##### (1) 設計図書

概数を使用した項目については、工事数量総括表又は業務数量総括表の「摘要」欄等に「概数」と明示する。

##### (2) 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記するものとする。

##### 「工 事」

1) 工事数量総括表の「摘要」欄に「概数」と記して示した数量は、概数であり、公示着手前に相互確認することとし、必要に応じて設計変更する。なお、過大な出来高に対して変更するものでないことに留意すること。

2) この工事では、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成・修正および工事数量の算出をいう。）を受注者に行わせることがある。

概数に係る工事の施工に当たっては、朱書き図又は必要に応じて施工図面等を作成の上、着手前に工事監督員と十分協議すること。

ただし、1) の工事着手前の相互確認は、施工後でなければ数量の確定ができない工種（グラウト等）には、付記しないものとする。

##### 「委託業務」

1) 業務数量総括表の「摘要」欄に「概数」と記して示した数量は、概数であり、業務着手前に相互確認することとし、必要に応じて設計変更する。なお、過大な出来高に対して変更するものではないことに留意すること。

概数に係る業務の実施に当たっては必要に応じて資料等を作成の上、業務担当員と着手前に十分協議の上、実施すること。

※ ただし、1) の業務着手前の相互確認は、業務実施後でなければ数量の確定ができない業務（調査ボーリングやそれに付随する原位置試験など）には、付記しないものとする。

なお、その場合においても、必要支持力（調査ボーリングの場合）等を事前に委託業務協議簿で確認し、現地でも確認・指示を行うことが必要である。

##### (3) 見積り参考資料

「概数」の表示は、見積り参考資料には行わず、工事（業務）数量総括表にのみ行うものとする。よって、見積り参考資料の表紙には、「本資料は、請負金額（業務委託料）見積りの参考に供するものであり、仕様書には含まないものとする。」と記載する。

## V 概数の確定と設計変更

### (1) 設計変更額の把握

- 1) 概数等による工事（委託業務）は、概数を着手前に確定してから着手し、設計変更は最終の概数施工（実施）段階で行うこともあると考えられるが、設計変更時に大幅な変更を生じないように施工（実施）協議の段階で十分把握するとともに、そのつど工事（委託）費の増減を的確に把握するよう努めること。
- 2) 概数等発注の確定で予想を超過する増額が発生し、地区事業費に不足を生じる場合には、契約書第29条に基づき、契約の目的物の減により処理することとなるが、これに対応できる工事工程（業務日程）管理が必要である。
- 3) 確定による設計変更金額の増減の範囲は基本的には不確定部分の確定に伴う費用であり限度はないが、大幅な増減を想定しているものではない。なお、委託業務については、変更契約の金額が当初契約の1/3程度とする。

また、確定による設計変更は現契約内容とまさに分離発注困難であり、指名時の工事等級ランク等が変わってもやむを得ない。

### (2) 書面による確認

#### 「工事」

工事監督員は、「概数」部分の施工に当たっては、受注者等の作成した朱書き図又は施工図等を速やかに照査・検討を行い、受注者（現場代理人等）と協議した上で、工事着手前に相互に書面（工事施工協議簿等）により確認する。また、これらの図面は、協議資料として重要であるので工事施工協議簿等に添付し保存しておくこと。

なお、概数の変更がなくても工事施工協議簿の作成は必要である。

#### 「委託業務」

業務担当員は、「概数」部分の施工に当たっては、受託者等の調査結果やその他の資料等を速やかに照査・検討を行い、受託者（管理技術者等）と協議した上で、委託業務協議簿等を作成し、業務着手前に相互に確認する。

また、調査結果の資料、その他の資料がある場合には、協議資料として重要であるので、保存しておくこと。

なお、概数の変更がなくても委託業務協議簿の作成は必要である。

#### 「共通」

工事監督員（業務担当員）の作成した協議簿等は、所属長（課長あるいは出張所長）へ報告し、承諾を得た後（急を要する場合は高騰により行ってもよいが、報告書の決裁は速やかに行うこと。）に工事（委託業務）に着手させる。協議簿等は、合意事項のあった日毎に作成するものとし、速やかな決裁を行うものとする。

この場合の承諾は、本来、支出負担行為担当者等が行うべきものであるが、承諾する内容（概数等で発注した部分）が当初契約した工事（業務）目的物を大幅に逸脱するものを対象としていないことから、現場の長（工事監督員（業務担当員）の所属長）の判断で行うことができることとしたものである。

「協議簿等」により相互確認し、設計変更することとしたものについては変更する義務があり、設計変更が終了して工事（業務）が完成（完了）となる。

(3) 概数以外の設計変更について

- 1) 設計変更は数量が確定した時点で概数以外も含め一括設計変更とするが、概数以外の設計変更が先行する場合は、概数の全部又は一部を同時に設計変更することもできる。ただし、概数確定の見込みが、結果的に工事費（委託費）・工期（期間）に著しい影響を与える場合（例：大土工の岩盤戦の確定、他官庁協議による付帯構造物形式の変更等）は、速やかに当該工種を設計変更する。
- 2) 概数以外の設計変更の取扱いについては、通常の設計変更（軽微な設計変更を含む。）の取扱いとし、概数の確定の設計変更はこと範疇に含まれないことに留意すること。
- 3) 委託業務においては、その性質上他官庁協議による場合を除き原則として期間末の概数確定はありえないと考えられるが、やむを得ず期間末に概数確定を行う場合には、期間末までに確定された分も含め設計変更を行う場合は設計変更に要する予算措置とともに、数量の確定を早急に行い、数量の確定後、設計変更図書作成及び設計編変更契約の期間も考慮の上、速やかに設計変更を行う必要がある。

(4) 工事における新工種の取扱い

当初概数表示した工種の中で、概数の確定に伴い新たに必要となる項目については、次のように取り扱う。

例1 「道路、水路の付帯工で施工位置について工事監督員と協議して決定するとした工種」のうち、その位置の変更等に伴い新たに必要となる項目は概数確定の対象とすることができる。ただし、構造・規模・工法の変更は概数確定の対象とできない。

なお、特記仕様書に「付帯工の位置の変更等により、新たに必要となる項目については概数確定の対象とする。を付記する。

例2 土工量の概数確定に伴い新たに必要となる項目（流用土）は概数確定の対象とすることができる。

なお、特記仕様書に「土工量の確定に伴い新たに必要となる項目については概数確定の対象とする。」と付記する。ただし、土工量の概数確定に伴い新たな土捨場・土取場が必要となった場合は、「新工種」として扱うこととし、概数確定の対象とできない。この場合は、特記事項の追記を含め通常の設計変更とする。

(5) 変更設計図書の作成

「工 事」

- 1) 工事の設計変更に伴う変更設計図書の作成及び工事数量の算出を必要に応じて、受注者に行わせることができるものとする。ただし、高度な応力計算等に関わる資料の作成を含まない。

例：概数確定時の変更図（打ち合わせ用朱書き図若しくは施工図）新設計用原図（設計変更図面の作成・修正）

- 2) 変更設計図書の作成に要する費用については、共通仮設費のうち、技術管理費に「図書作成費」として計上し、その算出に当たっては、「設計変更に関わる図書等作成歩掛について（平成7年4月7日設計第23号設計課長通知）」によるものとする。
- 3) 変更図面の作成費用の計上は、より精度を高めるために必要な委託成果品の修正費用を基本として考えており、委託成果品との関係で重複とはならない。また、現地測量費用は現請負工事の現場管理費に含まれていることから計上しない。

「共 通」

- 1) 変更設計図書の作成は、設計変更前後の対比がわかるように2段書きを基本とする。

## VI 工事における仮設工について

構造や条件を明示する仮設工においては、相互に協議の上、工事数量については、概数の確定による設計変更は可能であるが、工法変更は、公示した「標準的」条件の変更であるため、通常の設計変更によるものとする。

また、構造や条件を指定しない仮設工においては、原則として概数や設計変更の対象としないものとする。

なお、概数扱いする際には、現場の過去の実績、近傍のデータ、又は「仮設工事設計に係る取扱いの制定について（平成 24 年 12 月 25 日付け事調第 922 号事業調整課技術管理担当課長通知）」を参考にする。

※ 構造を指定する仮設以外は、標準図等を見積参考資料の参考図とする。

※ 仮設工の設計変更については、「仮設工事設計に係る取扱いの制定について」を参考とする。

## 3 概数等発注に関わる協議簿について

### I 協議簿

- 1) 工事施工協議簿～別紙－1
- 2) 委託業務協議簿～別紙－2

### II 留意事項

- 1) 工事施工（委託業務）協議簿は、工事監督員（業務担当員）と現場代理人（管理技術者）との間の確認を行い、所属長に速やかに報告し、必要な処置を講ずること。
- 2) 打合せ事項は、変更内容とその理由について簡潔に記載する。
- 3) 必要に応じて図面、資料等を添付する。
- 4) 概数項目について数量の変更がない場合でも、「変更がないこと」の相互確認をする。

工 事 施 工 協 議 簿

指示 承諾 協議 報告	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	総括 監督員	主任 監督員	監督員		主任 技術者	現場 代理人
	署名等	必要に 応じて	必要に 応じて							
指示 (改善) 協議 (概数確定) 改善請求及び破壊検査等 指示 協議	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	総括 監督員	主任 監督員	監督員	会社の 責任者	主任 技術者	現場 代理人
	署名等									

工 事 名			協議簿通し番号	
受 注 者 名				
当該協議月日	年 月 日	前回協議月日	年 月 日	
記載者	内 容			
協 議 事 項	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
合 意 事 項	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			

委 託 業 務 協 議 簿

指示 承諾 協議 報告	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	主任 担当員	担当員			管理 技術者	担当 技術者
	署名等	必要に 応じて	必要に 応じて							
指示 (改善) 協議 (概数確定) 指示 協議	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	主任 担当員	担当員		会社の 責任者	管理 技術者	担当 技術者
	署名等									

業 務 名			協議簿通し番号	
受 託 者 名				
当該協議月日	年 月 日	前回協議月日	年 月 日	
記載者	内 容			
協 議 事 項				
合 意 事 項				

## 工事内容の拡大設計変更について

〔平成6年1月20日事調第1022号  
各支庁長あて 農政部長〕

〔沿革〕平成7年5月31日事調第170号、8年8月28日第915号改正

農業農村整備事業の執行に当たり、事務簡素化等の観点から工事内容の拡大設計変更について下記のように定めたので通知する。

### 記

工事内容の拡大に伴う設計変更は、現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込み額が当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下の増額の場合に限るものとする。

ただし、現工事と分離施工することが困難又は不利な工事で、かつ、上記基準により難しい場合は、農政部長の承認を得るものとする。

なお、運用に当たっては、現契約の内容を極端に逸脱することのないよう、また、恣意的な運用と誤解を招くことのないよう十分配慮するものとする。

〔事業調整課 契約指導係  
設計課 設計基準係〕

## 工事内容の拡大設計変更に係る基本的な考え方等について

平成6年1月20日 事調第1023号  
各農業振興部長あて 事業調整課長

工事内容の拡大設計変更については、平成6年1月20日付け事調第1022号で通知したところですが、この基本的な考え方等について次のとおり取りまとめたので、取り扱いに遺憾のないようにしてください。

### 記

#### 1 請負契約約款における「工事内容の変更」の考え方

契約約款については、中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款（以下、約款という。）の標準モデルが定められ、道においてもこれが採用されている。

工事内容とは、①契約書 ②契約約款 ③仕様書 ④設計図で示された工事量、構造、仕様等であり、この順に優先関係があるとされている。

契約約款において、工事内容の変更についての該当項目は次の三項である。

- 1) 発注者の自由的意志によらない、施工条件と現場条件が異なる場合などの工事内容の変更（第17条第1項）
- 2) 発注者の必要により、その一方的判断によって行う工事内容の変更（第18条第1項）
- 3) 公共工事の予算的制約から、請負代金を増額すべき場合において、これに代えて工事内容を変更し、受注金額を増額しない契約変更（第26条）

この内、拡大設計変更の該当する条項は2)の第18条、予算的制約から増額対応できない場合が3)の第26条、逆に予算の流用や補正予算等により増額対応をする場合は、2)の第18条や別途契約の追加工事で実施することとなる。

この拡大設計変更は、原契約の内容を極端に逸脱しない範囲で行うことは当然であり、また、拡大の内容に応じて工期の延長や請負代金の増額を行うこととなる。

#### 2 拡大設計変更が必要となった場合のこれまでの対応状況

予算の事業調整や補正予算等により、拡大設計変更が必要となった場合、これまでは工事内容や規模により追加工事として、別途競争入札や原契約の施工業者との随意契約を行っていたが、平成4年度の一社随意契約状況は別表のとおりである。

別表 平成4年度 追加工事の一社随意契約状況

原契約の 請負金額区分	原契約に対する 契約の金額割合	随 契 金 額		件 数 割 合		条件別件数
2,000万円を超える 460件	50%を超える 9件			1.4%	7.3%	原契約の 30%以下かつ 2,000万円以下の 増額 534件 82.9%
	30%超～50%以下 38件			5.9%		
	20%超～30%以下 46件	2,000万円を超える	6件	0.9%	7.1%	
		以下	40件	6.2%		
		2,000万円を超える	2件	0.3%		
20%以下 367件	以下	365件	56.7%	57.0%		
2,000万円以下 184件	50%を超える 19件					28.6%
	30%超～50%以下 36件					
	20%超～30%以下 31件					
	20%以下 98件					
合計 644件	100%			100%		

### 3 国の直轄事業における拡大設計変更の対応状況

国の直轄事業における拡大設計変更の対応については、「設計変更に伴う契約変更の取扱について」（昭和62年構造改善局長通達）に基づき、「変更見込金額が請負金額の30%を超える工事については、施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途の契約を締結するものとする」ものとされている。

すなわち、3割以下の増額や分離施工が著しく困難な追加工事については、拡大設計変更で対応している。

### 4 拡大設計変更の長所と短所

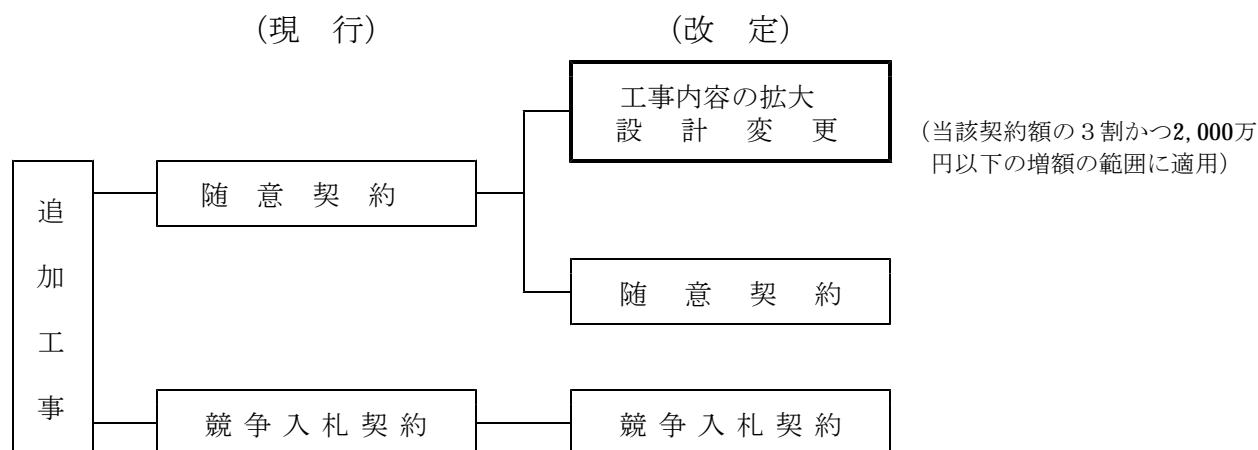
追加工事を別途の契約としないで、拡大設計変更とした場合の長所及び短所と補完策は下表のとおりである。

長 所	短 所 と 補 完 策
1 事務の簡素化 1) 予算調整の容易さ 2) 契約図書の作成及び契約事務 3) 当初及び追加工事間の設計変更の調整の不要 4) 竣工検査、竣工書類 2 速やかな工事着手が可能	短所 当初契約時から恣意的に財源を保留し、拡大変更したとの誤解を招く恐れがある。
	その補完策 1) 運用の限度枠の設定とその考え方の周知徹底 2) 組織内の手続きの明確化

### 5 拡大設計変更の基本的な考え方

今回導入する拡大設計変更の基本的な考え方は「現行では追加工事を現施工業者と随意契約していたもののうち、拡大変更する規模の小さいものについて設計変更で対応することができる」とするものである。

この考え方を現行と改訂で対比させると次のとおりである。



### 6 拡大設計変更の基準

工事内容の拡大に伴う設計変更は、現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約金額の3割以下で、かつ、2,000万円以下の増額の場合に限るものとする。

### 7 拡大設計変更の工事内容の限定

追加部分の工事を拡大設計変更で対応する工事内容は、「分割または同一地区内等での工事の発注について」（昭和51年5月7日付け農地開発部長）に規定する範囲に限定する。

これは、中小企業の受注機会の確保や、恣意的な運用との誤解を回避するためにも必要である。

## 8 拡大設計変更の手続き

拡大設計変更を安易に運用すると、様々の問題を生じたり、その財源の確保が後追いとなり事務が混乱する恐れがあるので、以下の事項に十分留意のこと。

- 1) 当初設計において、工事施工上の不確定要素等から設計変更用財源として工事費を確保する場合は、事前に管理課と十分協議すること。
- 2) 当該事業の測量試験費及び用地補償費等の流用や補正予算により、拡大設計変更を行う場合も前記と同様とする。

## ○補正予算等の執行に係る工事内容の 拡大設計変更の取扱いについて

〔平成26年3月3日 事調第1090号〕  
各総合振興局長・振興局長あて  
農政部長

平成25年度に実施する工事に係るこのことについては、「補正予算等の執行に係る工事内容の拡大設計変更の取扱いについて」（平成25年3月29日付け事調第1376号農政部長通知）により、「現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約金額の3割以下の場合に限る」とし、これまでの3,000万円の上限を廃止し運用をしているところですが、平成26年度以降も引き続き事業の円滑な実施を図るため、当面の間、平成25年度と同様に取り扱うこととしますので、事務処理を適切に行ってください。

〔農村振興局事業調整課事業管理グループ〕  
設計施工グループ

事調第1376号  
平成25年3月29日

各総合振興局長 様  
各 振 興 局 長

農 政 部 長

補正予算等の執行に係る工事内容の拡大設計変更の取扱いについて

農業農村整備事業の執行に当たり、建設工事請負契約約款第18条に基づく契約変更を行う場合の範囲については、「工事内容の拡大設計変更について」（平成6年1月20日付け事調第1022号農政部長通知）により、「現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下の増額の場合に限るもの」としているところであるが、平成24年度補正予算が総合経済対策として大型規模であり、適期に事業の執行を図る必要があることから、事業を円滑に行うための暫定措置として、平成25年度に実施する工事内容の拡大設計変更の取扱いについて、次のとおり弾力的に取扱うこととしたので、事務処理を適切に行ってください。

#### 記

##### 1 拡大設計変更の基準

現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約金額の3割以下の場合に限るものとする。

##### 2 その他

適用に当たっては、次の内容に留意すること。

- (1) 受益者の営農計画に即した適期施工の確保が必要な工事であること。
- (2) 工事の種別に変更がないこと。
- (3) 「全体計画の一部である場合」として発注する場合は、当該計画に係る全体の契約予定金額に対応する工事等級に係る者を入札参加要件とすること。
- (4) 工事等級が上位となる変更や地域要件（資格者の営業所要件）などの入札参加要件に変更が生じるものでないこと。

〔 農村振興局事業調整課事業管理グループ  
設計管理グループ 〕

## 「仮設工事設計に係る取扱い」の制定について

平成24年12月25日事調第922号  
各総合振興局・振興局産業振興部長あて  
農政部農村振興局事業調整課技術管理担当課長

〔沿革〕 平成24年12月25日事調第922号

一部改正 令和2年(2020年)3月3日事調第1308号

農業農村整備事業における仮設工事設計に係る取扱いについて制定したので、適切に取扱ってください。

なお、設計技術資料（平成18年4月24日付事調第139号）及び仮設工の取扱い（昭和54年7月20日付施管第231号）、仮設設備工に関する運用について（昭和54年7月20日付施管第233号）については、廃止します。

（設計施工グループ 内線 27-187）

# 仮設工事設計に係る取扱い

令和2年3月

北海道農政部

## 仮設工の取扱いについて

### 1. 仮設工の定義

当該契約工事の工事目的物を築造するために必要な仮の設備及び施工手段で、当該契約工事の工期内でのみ機能し、若しくは使用され、一般的に当該契約工事の完了とともにその目的が達せられ撤去されるものである。

また、仮設工は、その内容・工法及び仮設条件を指定する指定仮設と、受注者の裁量にゆだねる任意仮設に区分される。

### 2. 指定仮設と任意仮設

工事目的物を完成するための施工方法及び仮設等において、「指定仮設」とは、設計図書のとおり施工を行うものであり、「任意仮設」とは、受注者の責任において施工を行うものである。

契約書第1条第3項に明記されているように、特別の定めがある場合を除き、施工方法等は受注者の責任において施工（基本は任意）するのが基本である。

<参考 建設工事請負標準書式（契約書）より>

（総則）

#### 第1条

発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（以下、設計図書という。）に従い、誠実に頭書の工事の請負契約を履行しなければならない。

3 施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

### 3. 仮設の種類

#### 1) 指定仮設及び一部指定仮設

##### (1) 指定仮設

現場状況から、施工上安全対策、あるいは目的物完成のために不可欠な重要仮設工として、設計図書に位置・規模・構造・仕様・施工方法等の事項を明示するもので、直接工事と同様に設計変更の対象となるものである。

参考として、指定仮設とする場合の判断基準は、各項目の内容や零時などと照合して判断すべきである。

①施工に伴い、第三者等に対して影響を与える恐れがあり、設計条件・規模・構造・工法等に規制があるもの。

- <例>
- ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切等
  - ・一般交通に供する仮設構造物（う回路、仮橋等）
  - ・特許工法又は特殊工法を採用する場合
  - ・関係機関等との協議により制約条件がある場合
  - ・第三者に対して特に配慮する必要がある場合

②施設管理者又は許認可機関から、施工に関して条件付けられた仮設でその条件を明示する必要があるもの

- <例>
- ・土地使用に伴う施工方法（仮設道路を敷鉄板の指定、排水方法など）を指定する場合
  - ・汚濁処理施設の基準値の実を指定する場合
  - ・そのた、基準値等を指定する場合

また、指定仮設の扱いは下記のとおりである。

- ・原則として指定仮設の扱いは工事目的と同様の扱いとする。
- ・指定仮設について、受注者からの代案の申し出があった場合は、その設計内容を検討し、発注者の意図する設計条件、安全性及び機能等に対して支障ないと認められるときは、承諾することができる。

## (2) 一部指定仮設

上記②のように、他官庁協議、地権者等により仮設条件の一部（材質・幅員等）が指定されているものは、図面等を作成して条件明示し、その条件については設計変更の対象となる。

- <例> ・道路及び河川等の管理者または許認可機関から、施工に関し条件（幅員・路盤構成、仮締切設計水位等）付けられた仮設工で、損条件を明示する必要があるもの。
- ・地形地盤・河川状況等の現場条件、用地問題等の対外的条件に不確定要素があり、施工中に設計変更を余儀なくされる恐れのあるもの。

また、仮設条件の実指定の場合発注者は、実施工法等の詳細について十分に審査しなければならない。

## 2) 任意仮設

施工に際し受注者側の責任と創意工夫にゆだねる仮設工であり、設計図書に指定又は、条件等を明示していないため、設計変更の対象とならないものである。

しかし、任意仮設であっても安全確保や制約を受ける現場条件は「条件明示」し、発注者の考えている施工方法を参考図又は参考資料に提示するものであり、発注者として適切な仮設設計とその費用を計上しなければならない。

また、工事の実施に当たっては、工事価格積算の基礎となった仮設工法・施工手段などは発注者が強制するものではなく、発注者は受注者から提出される施工計画書により仮設内容を確認するとともに、安全かつ円滑な施工が行われるよう助言を行う必要がある。

- <例> ・仮設水路の流量、水替排水量
- ・工用道路の補足砂利量

## 3) その他の仮設

### (1) 概数を活用する場合の仮設

概数を活用する仮設とは、概数表示及び標準図で公示した仮設工であり、発注者の工事する標準図等から現場条件を把握し、その結果に基づき数量の変更を行うものである。

## 4. 仮設工として計上する項目

直接工事費に計上する仮設工は、Ⅱ土地改良事業等工事積算基準の運用 2土地改良事業等請負工事の価格積算要領の運用事項「直接工事費の積算に当り留意すべき事項」による。

## 5. 設計変更の取扱い

指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、施工条件明示（地質条件、廃棄物処理条件等）をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

また、当初明示した条件には、特記仕様書や工事数量総括表の規格・摘要欄に明示した施工条件のほか、設計図、参考図、設計計算書及び数量算出書から判読できる地盤線及び土質条件等の事項や、社会通念上、一般的に考えられる事項も含まれることに留意する必要がある。

ただし、当初明示していない条件が変更となった場合においても、当初発注時点で予期し得なかった状況が現場で確認された場合は、受発注者双方協議の上、設計変更を行うことができるものとし、設計変更に当たっては、次の事項に留意し受注者へ指示するものとする。

- ①当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で協議を行う。
- ②当該工事での変更の必要性を明確にし、契約書第 18 条に基づき行うことを基本とする。
- ③設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

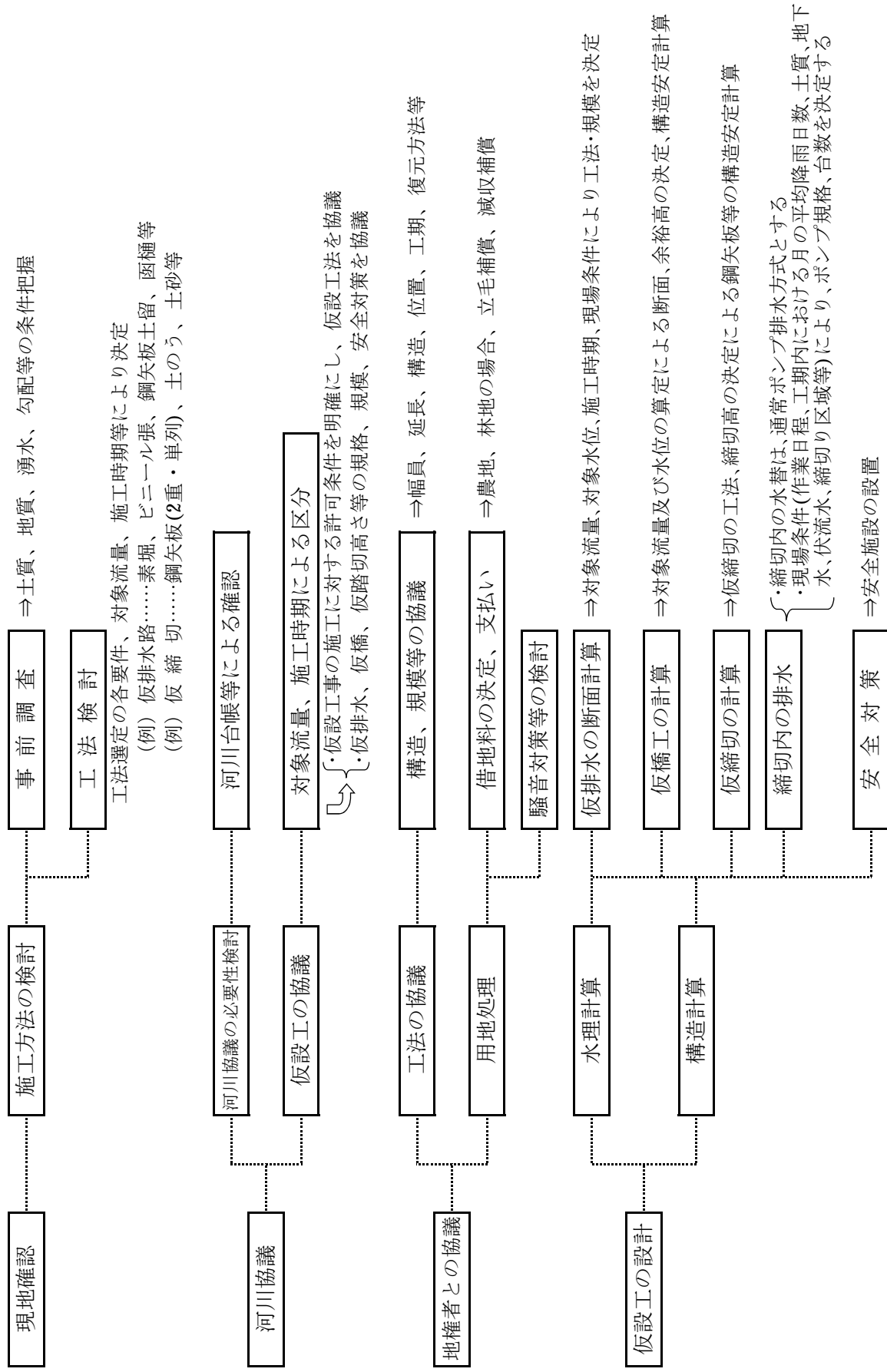
	指 定	一 部 指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）	制約のある施工条件等を指定する（契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的な指定はない。（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の施工を拘束するまでのものではない。）
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の提出は、必要）	
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない	
当初明示した条件の変更に対する設計変更	設計変更の対象とする		
当初明示していない条件の変更に対する設計変更	当初発注時点で予期し得なかった状況が現場で確認された場合は、受発注者双方協議の上、設計変更の対象とする。		
天災等の不可抗力に対する対応	契約書の規定に基づき処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する		

## 6. 仮設工事の工法選定……フロー図（参考）

- 1) 仮設道路工の工法選定（参考）…………… [別紙1]
- 2) 仮排水路工の選定（参考）
  - ① 仮排水方式の選定…………… [別紙2]
  - ② 対象流量の決定方法～仮締切・全量仮排水路…………… [別紙3]
  - ③ 仮排水方式の選定…………… [別紙4]
- 3) 横断暗渠工等の仮設工法選定の考え方…………… [別紙5]
- 4) 仮設用地断面図（参考）
  - ① トラフ及び現場排水路…………… [別紙6]
  - ② 連結ブロック水路…………… [別紙7]
- 5) 仮設工の指示・明示事例…………… [別紙8]
- 6) 床掘箇所における排水量の算定について…………… [別紙9]



# 仮排水工の選定（参考）



対象流量の決定手法～仮縮切・全量仮排水路 (案)

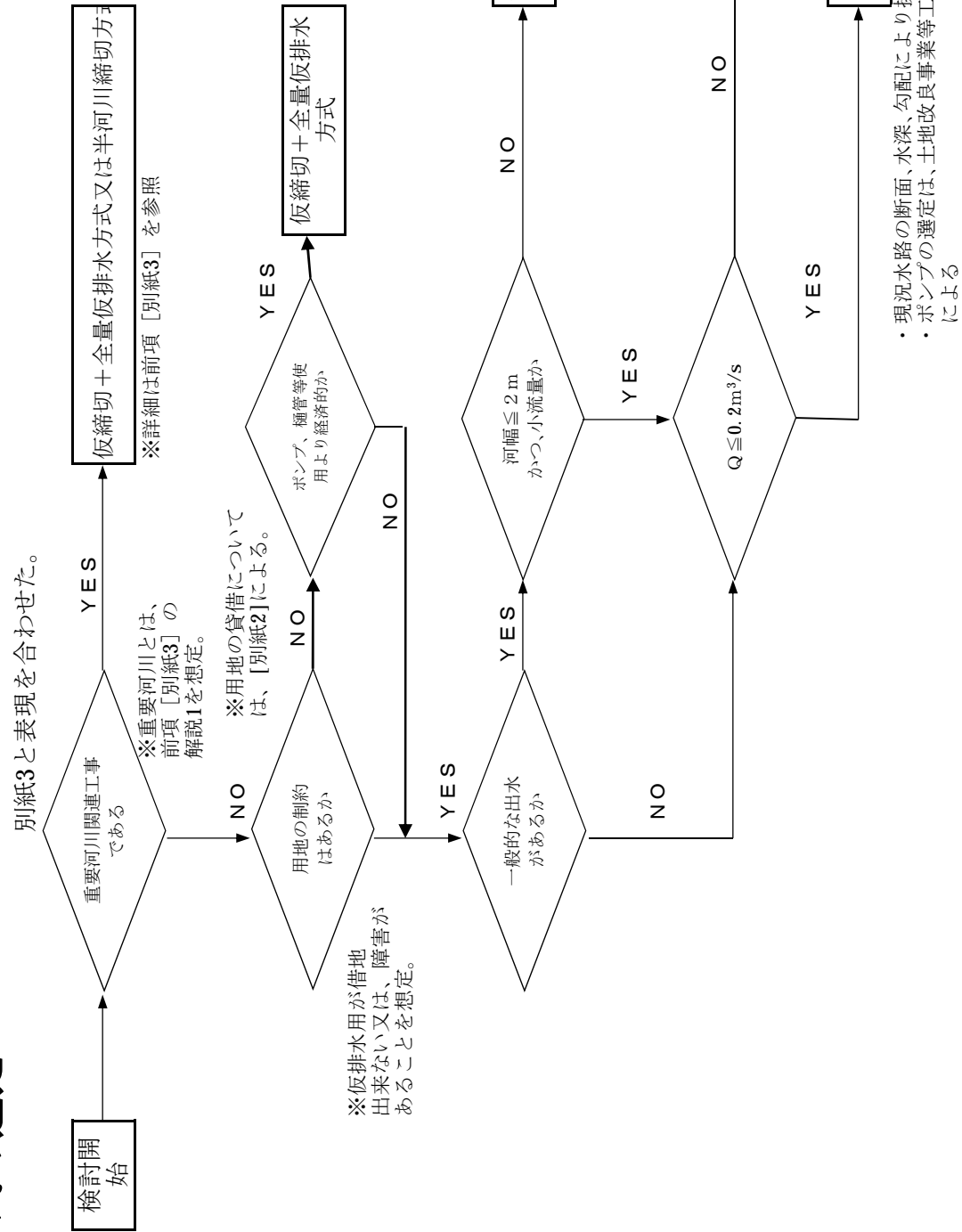
工場の種類	仮設の重要度	工事時期	対象水位・対象流量	標準工法	高さ	備考
仮	堤防開削を行う場合	出水期	計画高水位 解説3	既設堤防と同等以上の安全度を有する構造(鋼矢板二重縮切を原則とする) 解説6	既設堤防高以上	(出典) 仮縮切堤設置基準(案) 国土交通省(平成22年6月)
排		非出水期 (10月～3月)	工事施工期間の既往最高水位又は既往最大流量を仮縮切設置後の河積で流下させるための水位のうちいずれか高い水位 解説3 解説4		設計対象水位+余裕高(河川管理施設等構造令第20条に定める値)	
水	堤防開削を行わない場合	通年	工事施工期間の過去5カ年の既往最大水位 ただし、当該水位が5カ年間で異常出水と判断される場合は過去10カ年の2位の水位 解説3 解説4	流水に対して十分な安全な構造 解説6	設計対象水位	土地改良事業計画設計基準 頭首工(平成20年3月)P635、636
方		出水期	10年確率の55%流量 解説5	土のう縮切 解説7	対象水位 +0.3m	(出典) 用排水路設計指針 (平成23年4月) P312
式	一般仮設	非出水期 (10月～3月)	工事期間中の実測水位	函樋排水 土のう縮切 土砂縮切 解説7	対象水位 +0.3m	工事数量算出要領 第9章仮設工 北海道農政部(平成23年3月)

[解説]

- ～重要河川関連工事とは、河川法の適用される河川及び準用される河川であることである。
- ～その他の工事とは、普通河川及び農業用排水路等のことである。
- ～既設堤防高が、出水期・非出水期それぞれの対象水位・対象流量から求められる水位より低い場合は、既設堤防高とすることができる。
- ～既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を勘案し、十分な安全な水位とすることができる。
- ～用排水路設計指針(平成23年4月)P312(2)低水護岸を検討するための流量に記載の「農業農村整備事業によって実施される排水路については、「1年もしくは2年確率流量」として、計画排水量(10年確率)の55%を「低水護岸を検討するための流量としてよい。」を準用する。
- ～工法については標準的工法を示している。ただし、河川管理者等から指示された工法の場合は、その指示によること。
- ～各工法の数量算出・積算にあたっては、工事数量算出要領を参考とすること。

# 仮排水方式の選定

別紙4  
別紙4



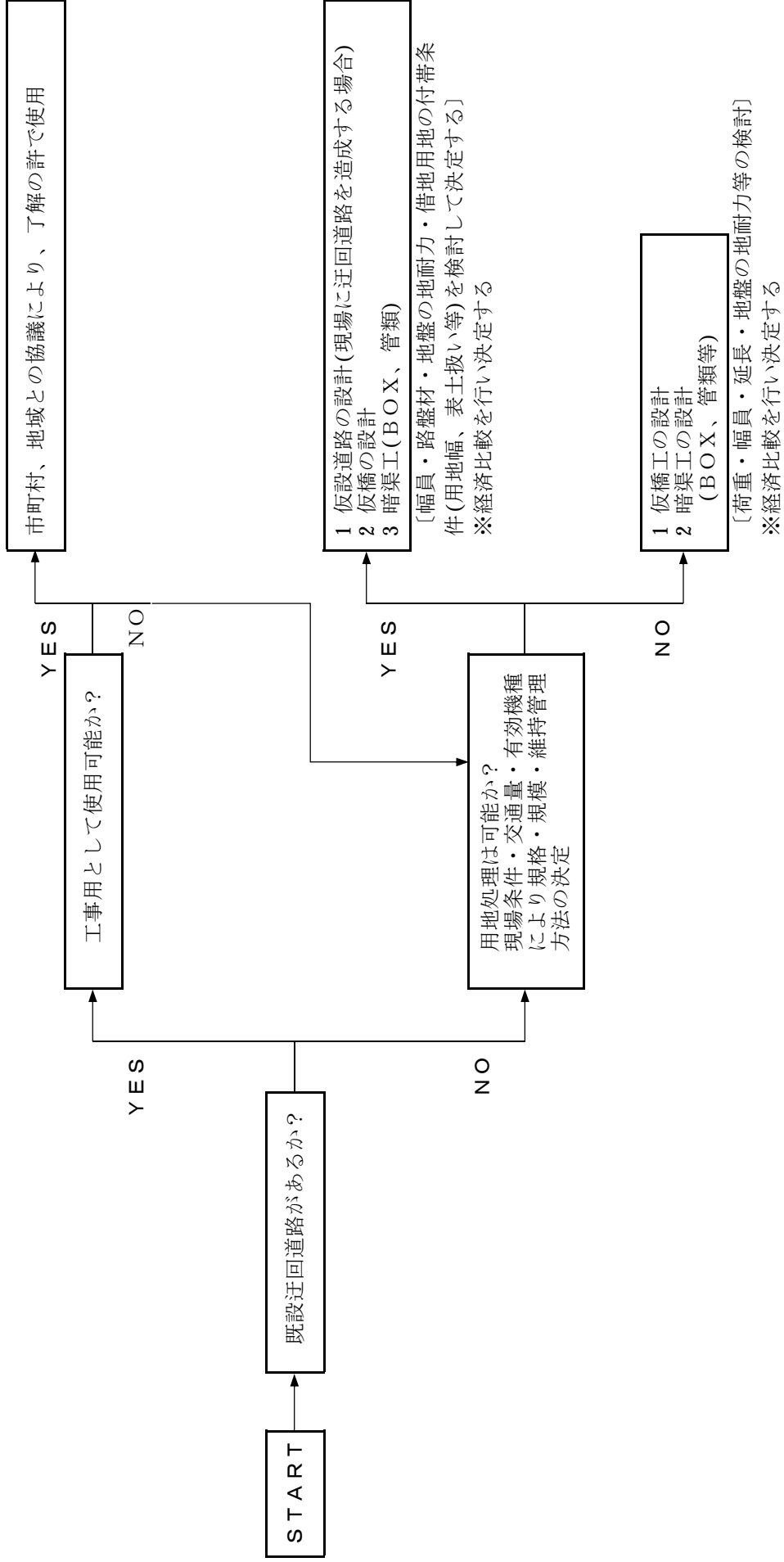
**[解説]**  
 本川仮排水にポンプを使用できるのは、安全性・経済性からみて特殊な場合であり、工事計画及び制約条件が妥当であることが前提である。また、上記フローによりならない場合は、別途、工事計画を再検討する必要がある。

① 河幅2 m程度の場合は、平水量として $Q=0.3 \sim 0.4 \text{ m}^3/\text{s}$ 程度が考えられる。(河幅とは、断面の上幅を指す)  
 ②  $Q=0.2 \text{ m}^3/\text{s}$ とは、 $\phi 200 \text{ mm}$ ポンプ3～4台を想定したものである。  
 ③ 締切内の水替え(浸透水、湧水等がある場合は、必要に応じて計上すること。(全量ポンプ排水方式))

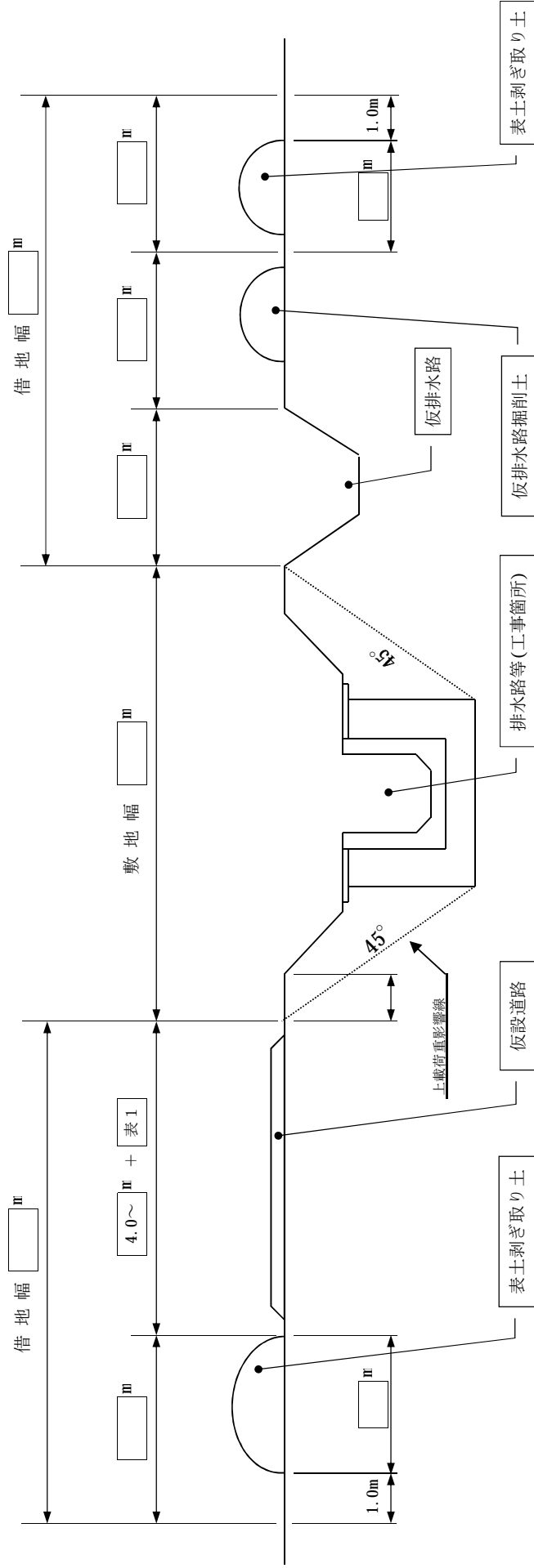
・現況水路の断面、水深、勾配により排水量を決定する  
 ・ポンプの選定は、土地改良事業等工事積算基準(R仮設工)による

## 横断暗渠工等の仮設工法選定の考え方

○ 基本的には仮設道路工の工法選定によるが、横断暗渠工等（仮橋）の選定は下記のフローによる。



# トラフ及び現場排水路仮設標準断面図 (参考)



## 【留意事項】

- ※1. 仮設道路及び資材仮置き等のスペースについては、掘削深さ、土質特性等に対する安全対策上の配慮として、上載荷重影響線の外側に設けること。
- ※2. 仮設道路の幅員（上幅）は4mを標準とする。また、敷き鉄板による場合も同様に4m（ $B=1.524mm \times 2$ 枚+0.5m程度×両端の余裕）を標準とする。
- ※3. 仮設道路を土砂などで設置する場合の幅員・厚さ等は、「災害復旧事業マニュアル(H23/2)農政部農村整備課」§4-2仮設工(1.仮設道路)を参考に設定することができる。

- ※4. 仮設道路を管理用道路として利用（存置）する場合は、「用排水路設計指針(H23/4)農政部」第1編の7.3管理施設を参考に設定することができる。
- ※5. 敷地幅のうち1.0mについては表示例であり、この幅を設定する場合は「用排水路設計指針(H23/4)農政部」第4編の2-1(排水路敷地(用地)の設定)によることを基本とする。

- ※6. トラフクレーン又はラフテレーンクレーンを使用する工事で、アウトリガの最大張出幅より仮設道路の幅員が狭い場合は、表1の「アウトリガ最大張出時における拡幅量」を参考として、仮設道路の借地幅に加算することが望ましい。(借地幅設定時の加算は拡幅しない)

- ※7. 表土剥ぎ取り土及び仮排水路掘削土等の一時堆積に伴う借地幅は、土質によって盛立の高さや勾配が異なることから、「農道設計指針 5.3.2盛土のり面勾配」を参考に必要な幅を設定し、1m程度の余裕幅を確保することが望ましい。

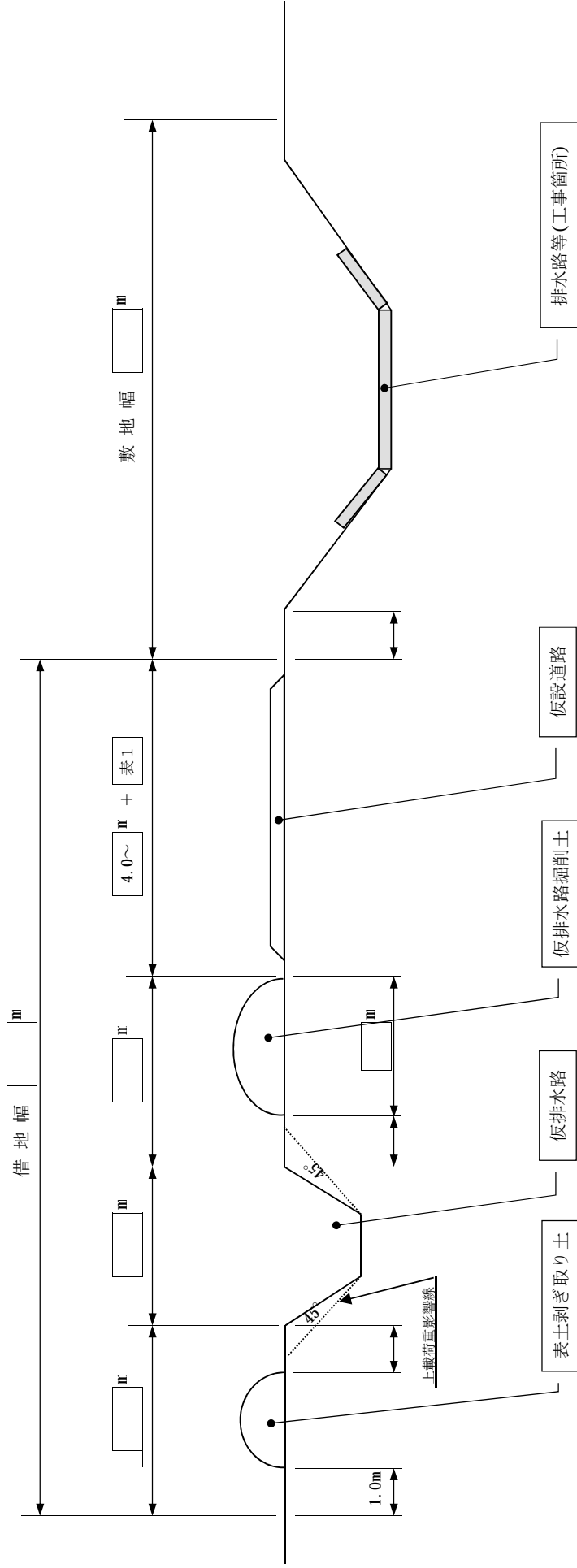
- ※8. 掘削+種込み+運搬の一連作業ができない場合や埋戻土の堆積、資材の仮置き場所が必要となる場合は、適宜、借地幅を設定することができる。

表1 アウトリガ最大張出時における拡幅量

クレーン能力 (t)	アウトリガ最大張出幅 (m)	借地幅 (m)	クレーン能力 (t)	アウトリガ最大張出幅 (m)	借地幅 (m)
4.9~13	4.75	1.00	35	6.80	3.00
20	5.40	1.50	50	7.40	3.50
25	6.00	2.00	60	7.60	4.00

\* 出典：日本建設機械要覧2010版仕様一覧表(トラフクレーン及びびラフテレーンクレーン(ホイール))

# 連結ブロック水路仮設標準断面図



## 【留意事項】

- ※1. 仮設道路及び資材仮置き等のスペースについては、掘削深さ、土質特性等に対する安全対策上の配慮として、上載荷重影響線の外側に設けること。
- ※2. 仮設道路の幅員（上幅）は4mを標準とする。また、敷き鉄板による場合も同様に4m（ $B=e1.524mm \times 2枚+0.5m$ 程度×両端の余裕）を標準とする。
- ※3. 仮設道路を土砂などで設置する場合の幅員・厚さ等は、「災害復旧事業マニュアル(H23/2)農政部農村整備課」 §4-2仮設工(I.仮設道路)を参考に設定することができる。
- ※4. 仮設道路を管理用道路として利用（存置）する場合の幅員・厚さ等は、「用排水路設計指針(H23/4)農政部第1編の7.3管理施設を参考に設定することができる。
- ※5. 敷地幅のうち1.0mについては表示例であり、この幅を設定する場合は「用排水路設計指針(H23/4)農政部第4編の2-1(排水路敷地(用地)の設定)によることを基本とする。
- ※6. トラックレーン又はラフテレーンを使用する工事で、アウトリガの最大張出幅より仮設道路の幅員が狭い場合は、表1の「アウトリガ最大張出時における拡幅量」に示す値(拡幅量)を参考として、仮設道路の借地幅に加算することが望ましい。(借地幅設定時の加算であり、仮設道路本体は拡幅しない)
- ※7. 表土剥ぎ取り土及び仮排水路掘削土等の一時堆積に伴う借地幅は、土質によって盛立の高さや勾配が異なることから、「農道設計指針 5.3.2盛土のり面勾配」を参考に必要な幅を設定し、1m程度の余裕幅を確保することが望ましい。
- ※8. 掘削土積込み+運搬の一連作業ができない場合や埋戻土の堆積、資材の仮置き場所が必要となる場合は、適宜、借地幅を設定することができる。

表1 アウトリガ最大張出時における拡幅量

クレーン能力 (t)	アウトリガ最大張出幅 (m)	借地幅量 (m)	クレーン能力 (t)	アウトリガ最大張出幅 (m)	借地幅量 (m)
4.9~13	4.75	1.00	35	6.80	3.00
20	5.40	1.50	50	7.40	3.50
25	6.00	2.00	60	7.60	4.00

\*出典：日本建設機械要覧2010版仕様一覧表(トラックレーン及びラフテレーンクレーン(ホイール))

### 仮設工の指示、明示事例

- ※1 条件明示した以外は「任意」仮設（請負業者の裁量）であり（例：水替工のポンプ口径、台数）設計変更の対象とはならない。
- ※2 任意または条件明示の項目であっても、発注者の考えを「参考図」や「参考資料」として提示する。
- ※3 条件指定または明示した事項に変更が生じた場合は、指定（明示）した部分が設計変更の対象となる。

明示事項	区分	指 定			条件明示 (制約なし)
		設計条件	構造条件	施工条件	
I 仮設道路	一般交通有（迂回路等）	用地、起終点、期間、規制条件	線形、幅員、構造	安全施設、表土扱、撤去の有無	幅員、構造（砂利厚、敷鉄板幅等） 砂利量（〇〇m <sup>3</sup> /km） 幅員、橋長等
	一般交通無	用地、起終点、期間		表土扱、撤去の有無	
	補修砂利	起終点			
II 仮橋	一般交通有	位置、荷重、期間、桁下高	幅員、橋長、構造	安全施設、撤去の有無	幅員、橋長等
	一般交通無	位置、荷重、期間、			
III 土留工	応力計算有（矢板等）	土質、荷重	構造（材料、規格）	撤去の有無	設計水位
	応力計算無（土のう等）				
IV 仮排水路		用地、位置、期間	(横断管の位置、管種)	撤去の有無	設計流量（断面）、設計延長
		位置、	構造（協議案件時）		
VI 水替工		※水位（協議案件時）			排水量（※口径、台数は×）
VII 推進立坑		位置、土質			土留工材料、構造
VIII 水質汚濁防止施設		位置、対象流量、管理基準値			構造
その他	交通誘導員				配置工種、位置
	技術管理費				
	準備工・すきとり				試験方法、回数等 面積、厚さ、単位体積重量
	仮設ヤード等	位置、範囲、期間等			

(参考)

指 定	任 意
設計図書	施工方法を具体的に指定しない 設計の考え方を参考に示す
施工方法の変更	請負者の自主施工 発注者の指示または承諾 が必要
施工方法に 変更があった場合 明示した条件に 変更があった場合	設計変更の対象 設計変更の対象 設計変更の対象
天災不可抗力に 対応	設計変更の対象 「手戻り額」は設計積算したものを対象に算定

## 床掘箇所における排水量の算定について

当初設計における床掘箇所の水替ポンプの決定と必要な排水量の算定については、次のいずれかの方法により行うことを原則とする。

- 1 ポーリング調査時に行う揚水試験が可能な場合は、結果に基づき算定を行う。
- 2 地下水位低下の式(工事数量算出要領9、3 水替工)により算定する。
- 3 縮切部等で水位条件が明らかな場合の透水量は、「工事数量算出要領9、3 水替工」により算定を行う。
- 4 近傍地区等の実績から排水量が明らかな場合は、実績に基づく排水量により算定する。
- 5 水位条件が明らかなでない場合は、床掘のてい面積 $\times 0.3$ =排水量 (m<sup>3</sup>/hr) の計算結果から算定する。  
ただし、地質、湧水等によって、これにより難しい場合は、別途計上する。

ただし、現場施工時に排水量の確認を行い、必要に応じて設計変更する。

## 道営農業農村整備事業における工事中災害について

〔 平成13年1月16日 設計第1535号  
各支庁農業振興部長あて 設 計 課 長 〕

沿革 平成26年4月1日事調第1241号改正

工事中に発生した災害の対応について、別添のとおり取りまとめたので、執務の参考としてください。

（ 設計基準係 ）

## 不可抗力による損害の取扱い（工事中災害について）

### I 工事中に受けた損害の負担

土木工事は、一般に屋外で行われ、また工期も長いため、工事の途中で契約した時には予測できなかったような事象がおこり、予定外の出費を生じることがある。

工事中における災害もその一つで、降雨等により出来上がった法面や盛土が崩壊する、洪水等によって仮締切が流出する、あるいは現場に置いてあった材料や潜水ポンプなどの機械が破損するというような損害を受けることがあり、さらにこれらの損害の取片づけに費用が必要となる場合がある。

受注者は契約した工期及び請負代金をもって、設計図書に従った工事をする義務を負っているため、出来形が破損を受けたとしても、それは受注者の負担で復旧するのが本来である。

しかし、あまりにも多額な損害や、受注者の責任によらない原因で生じた損害までも受注者の負担とさせることは決して合理的なこととはいえない。

なぜならば、発注者にしてみれば、損害を一切負担しないことは一見有利と思われるが、もしそうなれば受注者は対抗上、入札金額に危険負担分を算入することとなり、請負代金は全体的に高い水準になることが想定される。

また、受注者としても全ての危険を予測できるわけではなく、その規模も確定できないことから、予想した以上の損害は自己の負担となってしまう。

このようになった場合、請負工事そのものが非常に投機性の高いものとなり、建設業界の健全な発展のうえからも有益なものとはいえない。

この観点から建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）においても、工事の請負契約には、天災その他の不可抗力による損害の負担方法を定めなければならない（法第19条）としており、道においても北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の別記（第10条関係）建設工事請負標準契約書式契約書（以下、「契約書」という。）第28条にこれに関する規定を設けている。

### II 工事中災害であるための前提

- 1 原因が天災その他の不可抗力であること。
- 2 損害を回避するための措置をとっていたこと。
- 3 現場を善良な管理者の注意義務で管理していたこと。
- 4 受注者が損害状況を工事監督員に直ちに通知していたこと。
- 5 工事の期間中に被災したものであること。

### III 損害の負担範囲

損害額については発注者と受注者がそれぞれ負担する。

#### 1 受注者の負担範囲

損害額及び損害の取片づけに要する額（以下、「損害合計額」という。）のうち請負代金額の1/100までの額

#### 2 発注者の負担範囲

##### 1) 負担額

損害合計額のうち請負代金額の1/100を越える額（受注者がこの工事を遂行する場合に限る）

##### 2) 発注者の負担方法（契約書第28条第4項及び第5項）

発注者は、損害合計額の負担を原則とするものとするが、被災によって生じた設計変更に含まれることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。

### 3) 負担範囲

発注者が負担するためには、次のような要件が満たされていることが必要である。

#### ①確認可能性（契約書第28条第5項）

工事目的物、工事材料、仮設物又は建設機械機具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事材料の検査等（契約書第12条第2項）、工事監督員の立会い（契約書第13条第1項及び第2項）、部分払のための確認（契約書第36条第2項）、その他受注者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限られる。このうち受注者の工事に関する記録としては、契約書第10条の規定に基づく履行報告書類、契約書第13条第3項及び第5項の規定に基づく工事写真等の記録、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書等があげられる。

#### ②通常妥当性（契約書第28条第6項第2号及び第3号）

契約書第1条第3項により設計図書に指定のない限り、工事材料、仮設物、建設機械器具については自主施工の原則により受注者の裁量に委ねられているので、発注者が通常妥当と認められる範囲をこえる特殊、不必要、上等なこれらの損害を負担する必要はなく、通常妥当と認められるものであれば生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。また、通常妥当と認められない仮設物等を用いたために損害が生じた場合は、発注者はその損害を負担する必要はない。なお、設計図書に工事材料、仮設物、建設機械器具の指定がある場合には、その指定に従っているものは通常妥当と認めるものとする。

#### ③現場搬入性（契約書第28条第5項）

工事材料、建設機械器具については、工事現場に搬入されているものでなければならない。工事現場以外の工場、倉庫等にある工事材料（工場製品を含む）あるいは輸送途中における工事材料については、部分払のための確認を受けたものであっても、発注者の負担対象とはならない。仮設物については、工事現場に搬入される前の仮設準備品は対象とならない。

## IV 損害が累積した場合

不可抗力による損害が累積した場合は、第5項の規定を次のとおり読み替えて適用する。「発注者は、……当該損害の額の累計（かっこ内省略）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の累計の合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額を超える額から既に負担した額を控除した額を負担しなければならない。」

これを算式にすると、次のとおりであり、請負代金額の1/100が足切りされるのは1回分だけである。

$$\begin{aligned} \text{発注者の負担額} &= \text{損害の額の累計額} \\ &+ \text{損害の取片付けに要する費用の額の累計額} \\ &- \text{請負代金額の} 1/100 \text{（足切り）} \\ &- \text{既負担額} \end{aligned}$$

(例1)

	請負代金額	損害額	累計額	足切り	発注者負担
第1回	100,000千円	3,000千円	3,000	$100,000 \times 0.01$	= 2,000千円
第2回	〃	5,000千円	8,000	$100,000 \times 0.01$	既負担 2,000 発注者負担 = 5,000千円

(例2)

	請負代金額	損害額	累計額	足切り	発注者負担
第1回	100,000千円	600千円	600	600 ( $< 100,000 \times 0.01$ )	= 0千円
第2回	〃	500千円	1,100	100,000 $\times$ 0.01 - 0	= 100千円

例1のように第1回目の損害額が請負代金額の1/100を超えているときは、第2回目以降の損害額はすべて発注者負担となる。

なお、損害についての負担は、その大小にかかわらず累積して計算することとなるので、1回の損害が請負代金額の1/100以下であっても、現場代理人から通知を受けたときは、調査を行い、確認書を作成しなければならない。

## V 工事中災害の処理手順

- 1 災害の発生
- 2 現場代理人は損害の状況を建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日局総第151号）第58号（損害発生通知書）（以下、単に「第〇〇号様式」という。）により工事監督員に通知する。（契約書第28条第1項）  
通知は、現場の確認、現場保全に支障をきたさないよう直ちに行う。  
また、必要に応じて、増破防止のために臨機の措置を講じる。（契約書第25条臨機の措置を参照）
- 3 工事監督員は現場代理人立会のもとに損害の状況を調査する。（契約書第28条第2項）  
調査は、損害発生の原因、損害の内容、損害発生時における現場の管理状況等について行う。
- 4 工事監督員は、災害の発生した事実を支出負担行為担当者に第一報として報告する。
- 5 工事中災害であることを確認する。（契約書第28条第3項）  
第59号様式（発生損害確認書）を作成し、工事監督員及び現場代理人の双方が記名押印する。
- 6 工事監督員は、5の確認行為を支出負担行為担当者に第60号様式（発生損害確認報告書）により報告する。  
「損害発生通知書」、「発生損害確認書」その他必要な図面等を添付する。
- 7 受注者は、5で確認した範囲内で、自分で負担できない損害について発注者にその負担を第61号様式（損害負担請求書）により請求することができる。（契約書第28条第4項）この場合において、明文の規定はないが、負担額の請求にあたっては、内訳明細、算出根拠等を添付して行うことが望ましい。
- 8 発注者は、損害合計額を算定する。  
損害合計額については、次の4区分に分けて算出する。
  - ・出来形部分
  - ・工事材料
  - ・仮設物又は機械器具
  - ・損害の取片付けに要する額
- 9 損害の負担について発注者と受注者が協議を行う。  
発注者は、損害の負担について発注者と受注者の協議を行う額を求めるための損害合計額を算出するものとし、この額をもって受注者と協議する。

損害合計額 =

$$\left[ \begin{array}{l} \text{① 損害を受けた出} \\ \text{来形部分に相応す} \\ \text{る請負代金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{② 損害を受けた工} \\ \text{事材料に相応する} \\ \text{請負代金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{③ 仮設物又は建設} \\ \text{機械器具に関する} \\ \text{損害額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{④ 当該損害の取片} \\ \text{付けに要する費用} \\ \text{の額} \end{array} \right] \\ - \left[ \begin{array}{l} \text{⑤ 残存価値} \\ \text{評価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{⑥ 受注者の善管注意} \\ \text{欠如による損害の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{⑦ 保険等により填} \\ \text{補される額} \end{array} \right]$$

① 出来形部分に関する損害

確認することができた損害を受けた部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合は、その評価額を差し引くこととする。

② 工事材料に関する損害

確認することができた損害、工事現場に搬入済みの工事材料の損害、通常妥当と認められる損害であることの3要件を満たした損害部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合は、その評価額を差し引くこととする。

③ 仮設物又は建設機械器具に関する損害

確認することができた損害、工事現場に搬入済みの工事材料の損害、通常妥当と認められる損害であることの3要件を満たしていなければならない。損害の額は、未償却費（当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額）とし、修繕費の方がこれより少額であるときは、修繕費用の額とする。

⑥ 受注者の善管注意欠如による損害の額

受注者の善管注意義務違反で不可抗力による損害が拡大した場合においては、損害の拡大は受注者の帰責事由によるものであるから、受注者が全額を負担する。

⑦ 保険等により填補される額

契約書第47条第1項において付保を義務付けられた保険等により填補された部分は損害の範囲に含まれない。

10 発注者の負担額を決定する。（契約書第28条第5項）

発注者と受注者の協議が成立した損害合計額のうち、請負代金の1/100を越える額は、発注者の負担となる。

11 発注者の負担金額の算定（契約書第28条第6項）

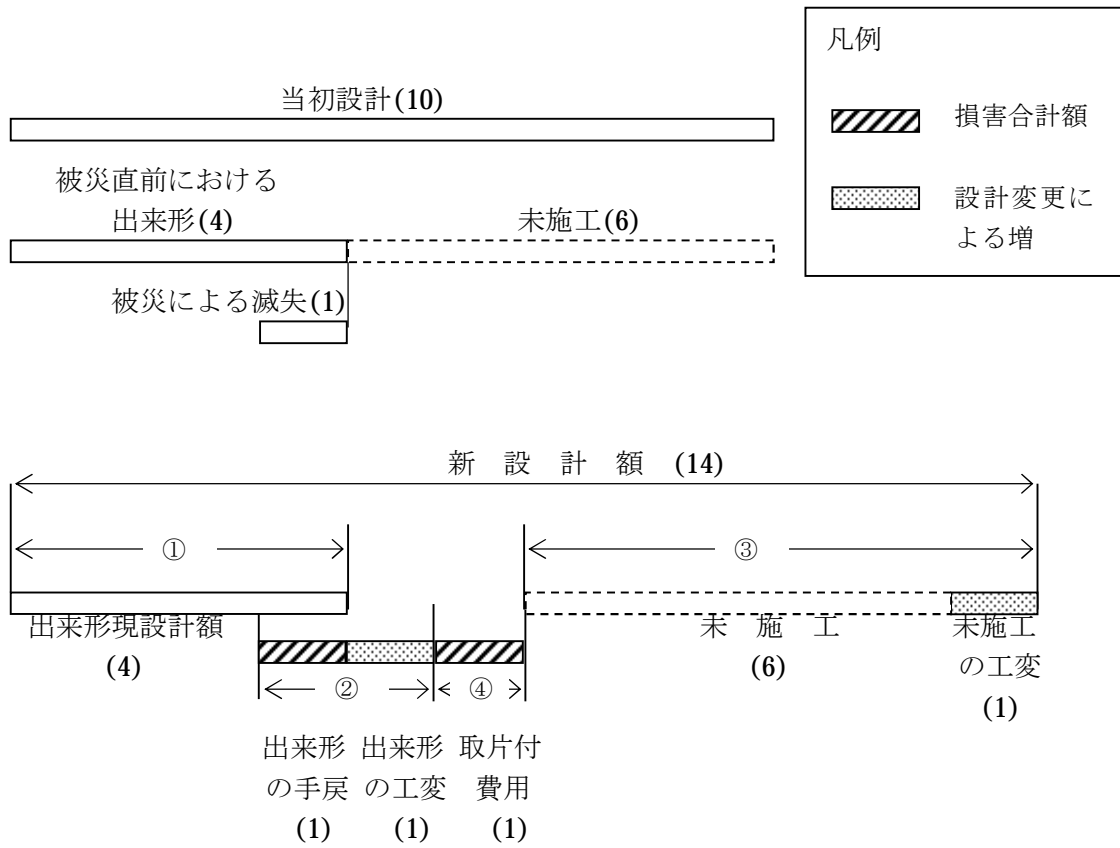
新設計額の算定

$$\text{新設計額} = \begin{array}{l} \text{①} \\ \text{被災直前の} \\ \text{出来形部分} \\ \text{の現設計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{②} \\ \text{損害をうけた出} \\ \text{来形部分の手戻} \\ \text{工事設計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{③} \\ \text{未施工部} \\ \text{分の新設} \\ \text{計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{④} \\ \text{被災によっ} \\ \text{て生じた取} \\ \text{片付費用} \end{array}$$

上記②、③項については、被災後の施工に係る新設計額で被災による状況変化に対応した工法変更を含む。

新請負代金額 = 新設計額 × 請負比率 - 損害合計額に係る受注者の負担額

新設計額の算定を模式的に表すと次のとおりとなる。



損 害 発 生 通 知 書

平成 年 月 日

(工事監督員) 様

現場代理人 (氏 名) ⑩

工 事 名

---

上記建設工事の施行に関し、不可抗力により、次のとおり損害が発生したの  
で通知します。

損 害 発 生 の 日 時	平成 年 月 日 時 分
損 害 概 算 額	金 円
損 害 発 生 の 原 因	
損 害 の 内 容	
そ の 他 参 考 事 項	

注 「損害発生の原因」及び「損害の内容」欄については、できるだけ詳細に  
記載すること。

発 生 損 害 確 認 書

工 事 名

---

上記建設工事に関し、平成 年 月 日に発生した天災その他の不可抗力により生じた損害について、平成 年 月 日現地調査の結果、次のとおり確認した。

平成 年 月 日

工事監督員（職 氏 名） ㊟

現場代理人（ 氏 名） ㊟

1 損害発生の原因

2 損害の内容

注 1 損害発生の原因は、できるだけ詳細に記載すること。

2 損害の内容は、工事の出来形部分、仮設物、工事現場に搬入した工事材料及び建設機械器具ごとに、その名称、規格、品質、性能、数量、損害の程度等できるだけ詳細に記載するものとし、必要に応じ別紙として添付すること。

3 この確認書には、損害発生の原因となった不可抗力の発生を証明する関係機関の証明書を添付すること。

発生損害確認報告書

平成 年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

工事監督員 (職 氏 名)

工 事 名

---

上記建設工事について、平成 年 月 日現場代理人から不可抗力により損害が発生した旨の通知があったので、平成 年 月 日現場代理人立会いの下に調査を行った結果、別紙発生損害確認書のとおり確認したので報告します。

現場の管理状況	
工事監督員としての意見	
その他参考事項	

注 この報告書には、発生損害確認書（第 59 号様式）及び現場代理人から提出された損害発生通知書（第 58 号様式）その他必要に応じ図面等を添付すること。

損 害 負 担 請 求 書

平成 年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

受注者 住 所

氏 名 ⑩

工 事 名

---

平成 年 月 日付けの発生損害確認書により確認された不可抗力による損害について、その負担を請求します。

### 工事中災害の処理手順

受注者又は現場代理人	工事監督員	支出負担行為担当者	備考
<p>○災害の発生</p> <p>○工事監督員に通知</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>損害発生通知書（標準様式第58号）</p> </div> <p>現場確認、現場保全に支障をきたさないよう直ちに行う。 必要に応じ、増破防止のため臨機の措置を講ずる。</p> <p>○現地調査 → 立会 →</p>	<p>○現地調査 損害発生の原因、損害の内容、事実発生時における管理状況等</p> <p>○災害の事実発生報告（第一報） 口頭又は電話等により概況報告</p> <p>○事実確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>発生損害確認書（標準様式第59号）</p> </div> <p>天災その他の不可抗力の発生、程度等を証明する関係機関の証明書類を添付</p> <p>○報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>発生損害確認報告書（標準様式第60号）</p> </div> <p>「損害発生通知書」 「発生損害確認書」 「その他必要な図面等」を添付 損害合計額の概算明細書を添付する。 「工事監督員としての意見」欄に不可抗力による損害（工事中災害）で取り扱うか否か明記する。</p> <p>原則として工事監督員経由</p>	<p>○整備課等事業担当者が電話受理簿で内容確認する。</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○標準契約書第28条第1項 本条規定は「出来形部分等に経済的損失が生じた場合の規定であるが、未施工部分が被災し、現場に状況変化をきたした場合は、第17条規定の現場不符号等の対応を伴うので、損害の有無にかかわらず、被災事実について通知することが望ましい。</p> <p>○標準契約書第28条第2項</p> <p>○建設工事執行規則第18条第2項第2号</p> <p>○標準契約書第28条第3項 損害発生の原因は詳細に記載 損害内容は下記項目毎に名称、規格、品質、性能、数量、損害の程度を詳細に記載 (1) 工事の出来形部分 (2) 搬入した工事材料 (3) 工事仮設物又は機械機器 (4) 損害の取片付け</p> <p>○標準契約書第28条第4項 災害が複数回発生する可能性があるため損害額の累計を容易にするため災害発生毎に請求させる。</p>
<p>○損害の請求</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>発生損害負担請求書（標準様式第61号）</p> </div> <p>内訳明細、算出根拠等を添付する。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

### 工事中災害の処理手順

受注者又は現場代理人	工事監督員	支出負担行為担当者	備考
	<p>○損害合計額の算出            ①出来形部分に関する損害            ②工事材料に関する損害            ③仮設物又は建設機械器具に関する損害            ④当該損害の取片付けに要する費用            ⑤残存価値評価額            ⑥受注者の善管義務に係る査定            ⑦火災保険、その他の保険等の特補に係る査定</p>		○標準契約書第28条第6項
○ ← 双方記名押印	○損害合計額の協議 打合せ協議簿の作成		
	○損害合計額の決定	○	災害発生時点で軽微な設計変更をしている場合速やかに設計変更をし、災害発生時の請負代金額を確定する。
		○発注者の負担額決定 損害合計額のうち、請負代金額の1/100を超える額が発注者の負担額となる。	○標準契約書第28号第5項
		◇発注者の負担が生じた場合 ○設計変更による請負代金額の変更 請負代金額の変更に代えて設計図書の変更を行う。	○標準契約書第29条
		○ ← 損害額の負担にかかる工事の設計変更について	
	○設計変更の作成 被災の復旧により生じる設計変更を含めて請負代金額を変更する。		○標準契約書第17条、第18条
	設計変更上申書（標準様式第35号）	○	○新設計額の積算 被災直前の出来形部分等にかかる現設計額と、被災後の施工にかかる手戻工事及び工法変更等を含む設計額を合わせた新設計額 ○新請負代金額の算定 新請負代金額から損害合計額のうち受注者の負担額を減額する。
		◇発注者の負担が生じない場合	
○ ←		発生損害負担について	



## 設計変更の手引き

---

発行年月 令和8年4月

発行 北海道農政部農村振興局事業調整課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL (011)231-4111

FAX (011)232-4526

---